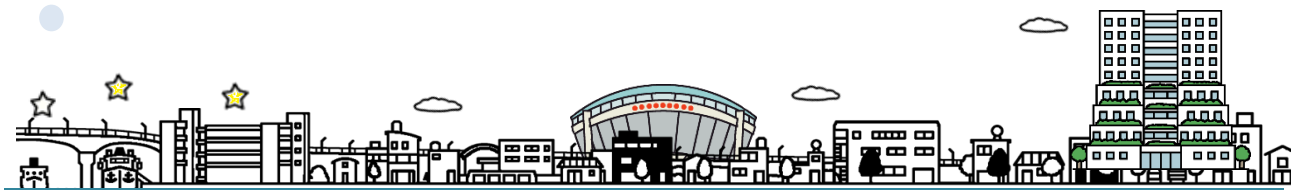




第2次

なーふあぬわらび・ わかむん計画

(那覇市子ども・若者計画)



はじめに



本市では、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」として、平成27年3月に「な～ふぁぬわらび・わかむん計画」を策定いたしました。そして、すべての子ども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し取り組んでまいりました。

策定から5年以上が経過する中、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行、情報化の進展、少子高齢化、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取り組みなど、子ども・若者を取り巻く状況は大きく変化し、抱える問題はより多様化・複雑化している状況にあります。

この間、国は子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱として平成28年2月に第2次、令和3年4月に第3次となる「子供・若者育成支援推進大綱」を策定し、すべての子ども・若者に成長・活躍の土台となる居場所が確保されるよう、社会総掛かりで取り組んでいくことを施策の方向性として示しました。

このような背景のもと本市では、すべての子ども・若者が将来への夢と希望を抱き、自らの能力を生かし自立・活躍できるよう、その成長を社会全体で応援することを目指して、この度「第2次な～ふぁぬわらび・わかむん計画」を策定いたしました。

本計画では、第1次計画で掲げた基本理念・施策を引継ぎつつ、「子ども・若者の健やかな育成」や「困難を有する子ども・若者やその家族の支援」、「子ども・若者の成長のための社会環境の整備」を基本目標とし、国の施策を踏まえた新たな取り組みとなる子どもの貧困問題への対応や若者の職業的自立・就労等支援などの施策を掲げております。

子ども・若者は地域の宝であり、次代を担うかけがえのない存在です。すべての子ども・若者が夢や希望を持ち、健やかに成長することは私たち市民共通の願いであります。本市では、本計画の基本理念である「子どもの笑顔と、若者の希望を、みんなで育むまち」の実現に向けて、より一層、子ども・若者育成施策の推進に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力賜りました那覇市青少年問題協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査を通じて貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様、多くの関係者の皆様に心から御礼申し上げます。

令和4年3月

那覇市長 城間 幹子



目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景	1
2 計画の趣旨	2
3 計画の法的根拠と位置づけ	2
4 計画の期間	3
5 計画の対象	3
6 計画の策定体制	3

第2章 子ども・若者を取り巻く現状

1 統計からみる現状	4
2 調査結果からみえる現状（那覇市青少年実態調査結果）	13

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	47
2 基本目標	48
3 施策体系	49
4 関連事業一覧	50

第4章 施策の展開

基本目標1 すべての子ども・若者の健やかな育成	52
基本目標2 困難を有する子ども・若者やその家族の支援	59
基本目標3 子ども・若者の成長のための社会環境の整備	68

第5章 計画の推進体制等

1 計画の推進体制	75
2 計画の進捗管理	75

資料編	76
-----	----

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景

(1) 国の動向

平成22年（2010年）4月、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するための地域ネットワーク整備を主な内容とする「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。同年7月、同法第8条に基づく子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱として「子ども・若者ビジョン」が策定されました。これまでの青少年施策では、おおむね30歳未満を対象としていましたが、新しい法律と大綱では、雇用などの特定の施策によっては40歳未満も対象となりました。

その後、「子ども・若者ビジョン」の策定から5年が経過し、子ども・若者の有する課題が複合性・複雑性を増していることなどを踏まえ、第2次となる「子供・若者育成支援推進大綱」が平成28年（2016年）2月に策定されました。

そして令和3年（2021年）4月、新型コロナウイルス感染症の流行の影響や情報化、国際化、少子高齢化、気候危機を始めとする地球的課題の解決に向けた社会変革など、子ども・若者を取り巻く状況が更に大きく変化したことを踏まえ、第3次となる新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。新大綱では、全ての子ども・若者に成長・活躍の土台となる居場所が確保されるよう社会総掛かりで取り組んでいくことを施策の方向性として示しています。

(2) 那覇市のこれまでの取り組み

那覇市では、昭和60年（1985年）3月に「那覇市総合計画」における青少年健全育成総合施策として「あけもどろ青少年プラン」を策定し、本市における青少年の健全育成施策の基本的な方針等を示しました。

その後、24年が経過し、社会情勢の変化などを踏まえた新たな青少年育成総合施策として「那覇市青少年育成総合施策」を平成21年（2009年）3月に策定しました。この施策におけるビジョンを「地域・社会ぐるみで青少年育成」とし、具体的かつ効果的な事業を実現できる施策づくりを目指し推進してきました。

また、平成27年（2015年）3月に、同法第9条第2項に基づいた第1次「市町村子ども・若者計画」となる「なーふぁぬわらび・わかむん計画」を策定しました。この計画では、これまでの青少年施策の全体的な見直しを行い、本市における子ども・若者の健全育成のための基本的な理念及び方向性を示し、その方向性に基づいた総合的な取り組みを進めてきました。

2 計画の趣旨

本市では、「な－ふぁぬわらび・わかむん計画」（以下、「第1次計画」という）を策定し、子ども・若者に関する様々な取り組みを行ってきました。

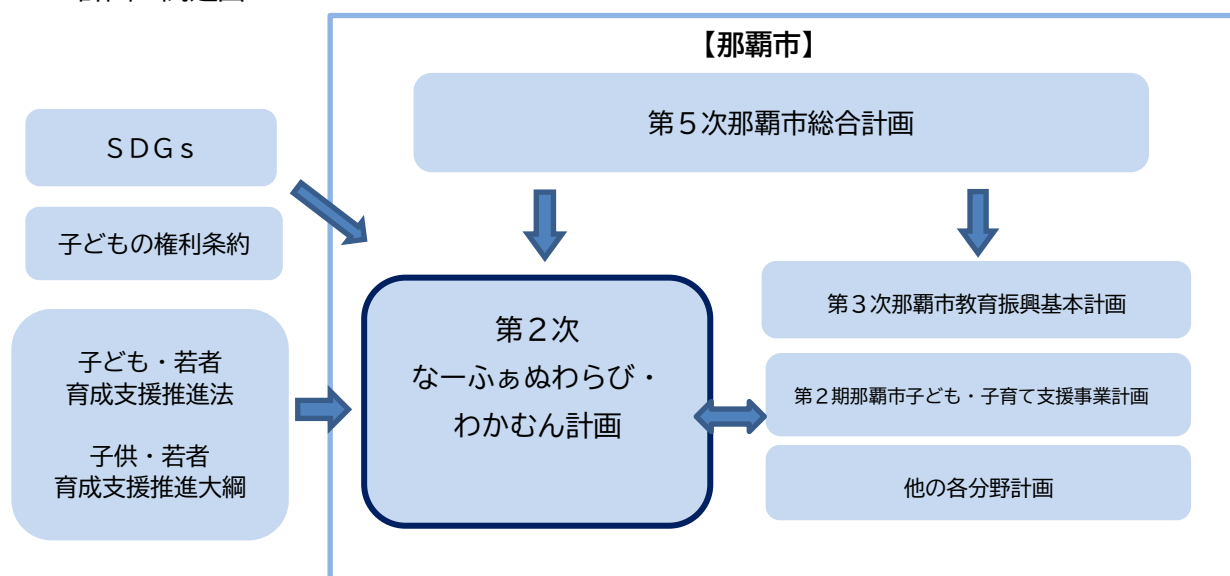
しかしながら、第1次計画から5年以上が経過し、社会のめまぐるしい変化も影響して子ども・若者を取り巻く問題は、より多様化・複雑化している状況にあります。

こうした状況を踏まえ、すべての子ども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、第1次計画の基本的な考え方を引き継ぐとともに、本市の子ども・若者育成施策のより一層の推進を図るため、「第2次な－ふぁぬわらび・わかむん計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

3 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づいた「市町村子ども・若者計画」とします。また、「第5次那覇市総合計画」、「子どもの権利条約」、SDGsの観点（詳細は47ページ）等を踏まえて策定し、「第3次那覇市教育振興基本計画」、「第2期那覇市子ども・子育て支援事業計画」等、関連する各分野の計画と連携・整合を図ります。

■ 計画の関連図



「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項（抜粋）

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（市町村子ども・若者計画）を作成するよう努めるものとする。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

なお、子ども・若者を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うことができるものとします。

5 計画の対象

計画の対象は、主に学童期の6歳から青年期の30歳未満までとしますが、施策によっては40歳未満のポスト青年期も対象とします。

なお、本計画では「子ども・若者育成支援推進法」に基づき「子ども・若者」という言葉を使用しますが、この計画の対象となる者の呼称・年齢区分は法令により様々であることから、施策によっては「青少年」「児童・生徒」などの用語を併用しています。

	0～5歳	6～12歳	13～18歳	19～29歳	30～39歳
	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
子ども					
若者					
本計画					

【参考】「子供・若者育成支援推進大綱」による定義

子供：乳幼児期、学童期及び思春期の者。

若者：思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とする。

青少年：乳幼児期から青年期までの者。

※乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者。

※学童期は、小学生の者。

※思春期は、中学生からおおむね18歳までの者。

※思春期の者は、子供から若者へ移行期として、施策により、子供、若者それぞれに該当する場合がある。

※青年期は、おおむね18歳から30歳未満までの者。

※ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けているものや円滑な社会生活を営む上で困難を有する40歳未満の者。

6 計画の策定体制

本計画の策定においては、アンケート調査の実施や協議会等の開催により、市民や関係機関・団体・行政が協働し計画策定を推進する体制としました。

（1）実態調査の実施

本計画の策定に先立ち、子ども・若者の日常生活や考えなどの実態を把握し、計画の基礎資料とするため、「那覇市青少年実態調査」を実施しました。

（2）那覇市青少年問題協議会における審議

学識経験者、学校教育の関係者、青少年関係団体の代表者、関係行政機関の職員で構成する「那覇市青少年問題協議会」において、計画内容を総合的に審議しました。

（3）パブリックコメント

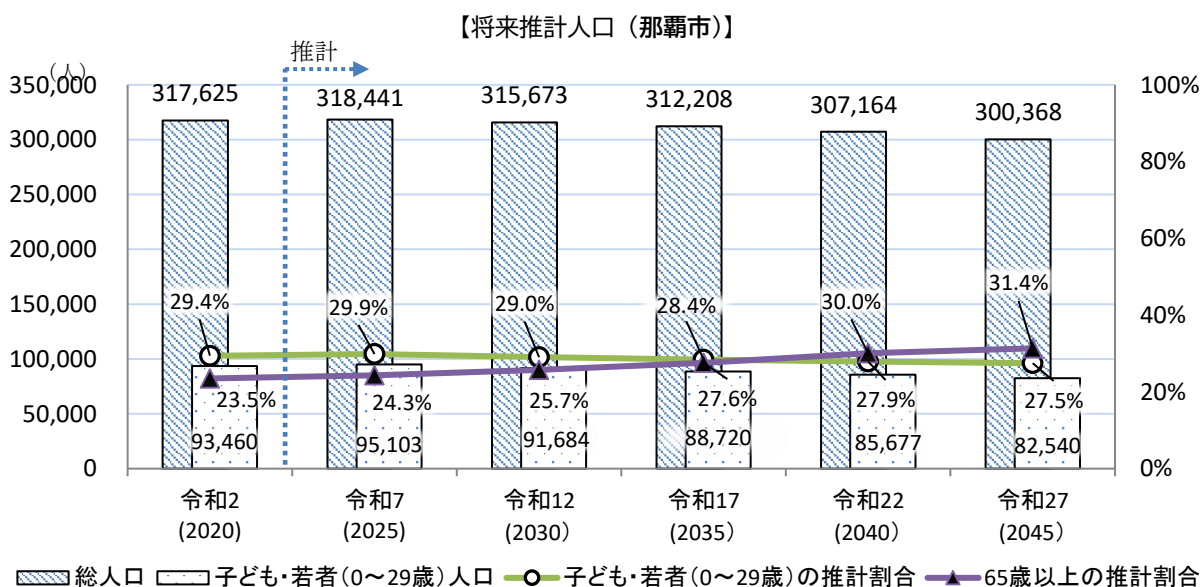
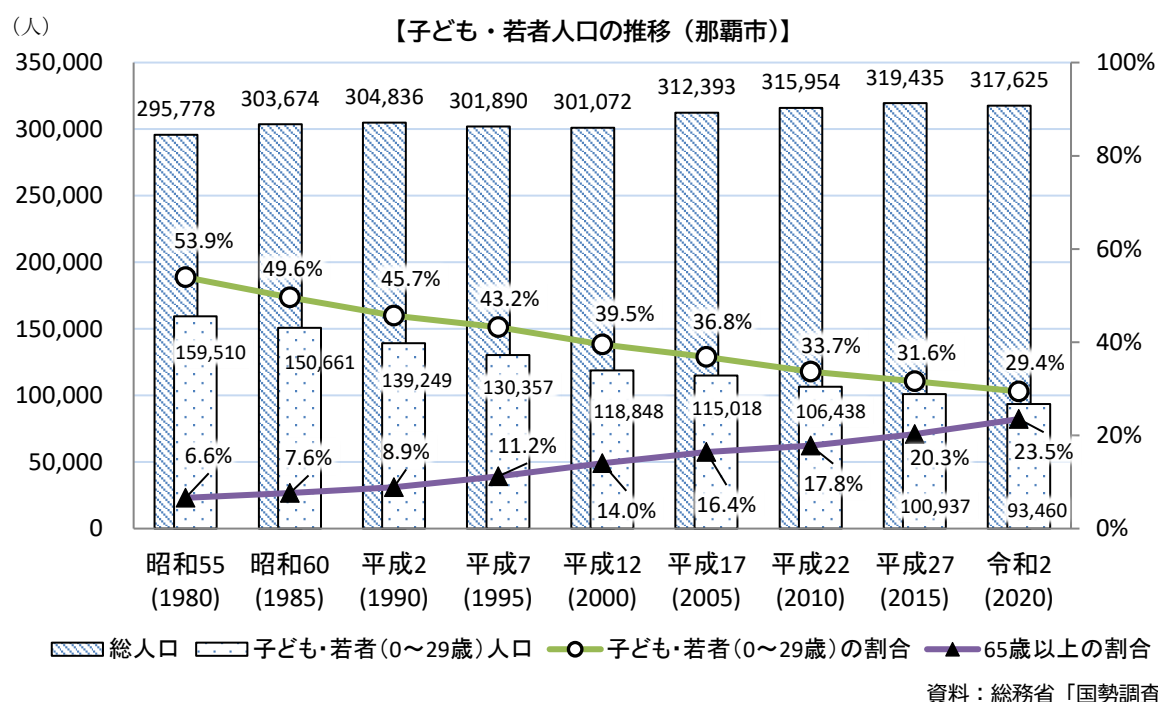
計画素案について市民の意見を聴くため、令和3年12月23日から令和4年1月24日まで、市ホームページに掲載する等、パブリックコメントを実施しました。

第2章 子ども・若者を取り巻く現状

1 統計からみる現状

(1) 子ども・若者の人口

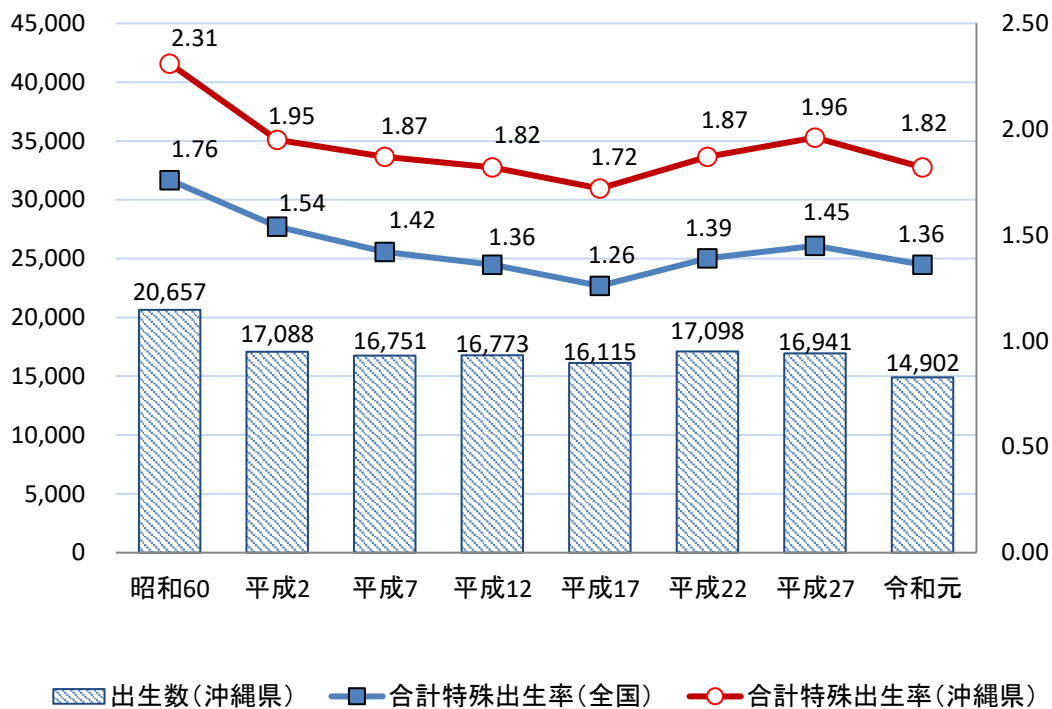
本市の人口は、1985（昭和60）年に30万人を超え、1990年代に一度減少しながらも近年は再度増加傾向にあります。その中で、全人口に占める29歳以下の子ども・若者の人口と割合は減少傾向となっています。将来推計人口では、2020（令和2）年代にピークを迎え、その後は減少することが推計されています。子ども・若者の人口は今後とも減少を続ける一方で65歳以上の人口は増加傾向にあり、少子高齢化がさらに進んでいく見込みです。



(2) 合計特殊出生率

沖縄県の合計特殊出生率は、過去最低であった平成17年の1.72から平成27年には1.96まで改善しています。令和元年ではやや減少しましたが、全国平均の1.36を大きく上回る全国最高の水準にあります。しかし、現在の人口を維持できる水準とされる2.07を下回っており、今後人口が減少していくことが予測されます。

【出生数及び合計特殊出生率の推移（全国・沖縄県）】



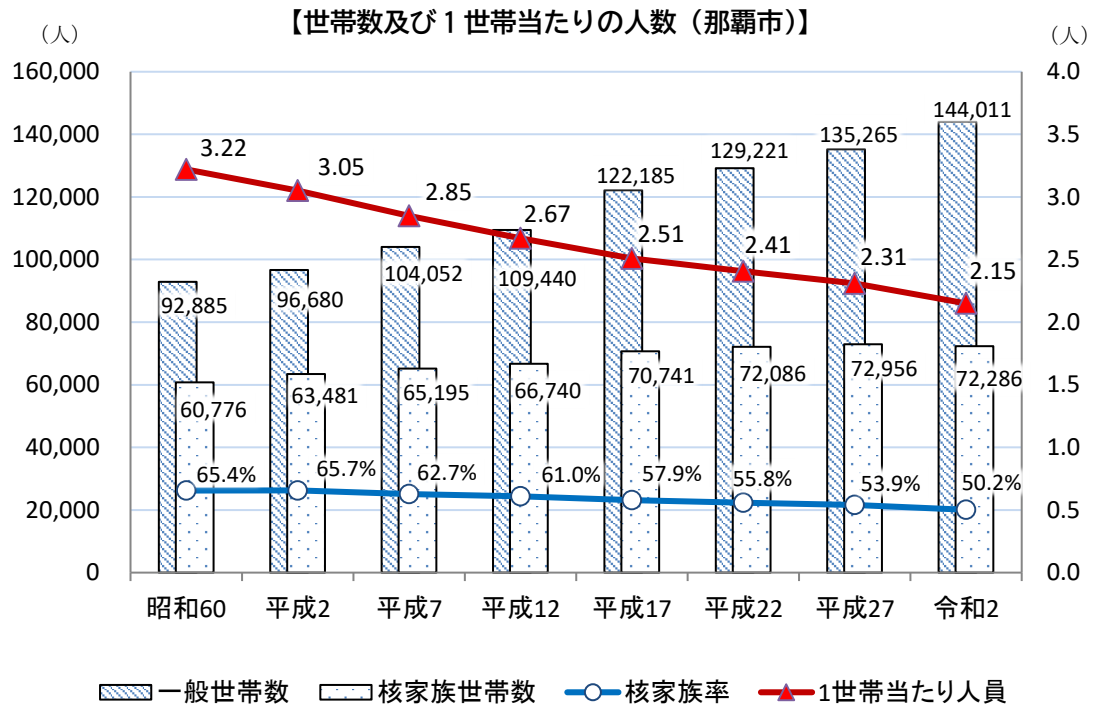
資料：沖縄県福祉保健企画課「令和元年衛生統計年報」

※合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値で、「一人の女性が一生の間に産む子どもの数」として人口統計上の指標に用いられる。

(3) 世帯数

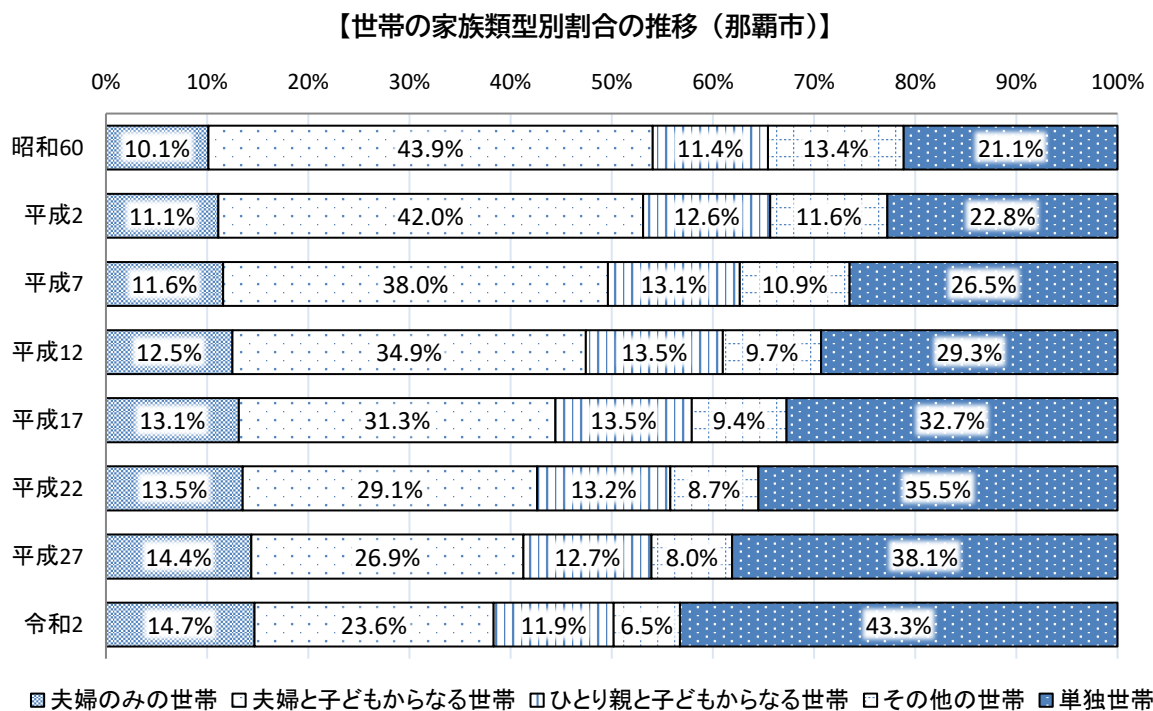
那覇市の世帯数は年々増加していますが、1世帯あたりの世帯人数は令和2年に2.15人と年々減少しています。



資料：総務省「国勢調査」

(4) 家族類型別割合

家族類型別割合の推移を見ると、「夫婦のみの世帯」及び「単独世帯」の割合が上昇し、「夫婦と子どもからなる世帯」の割合は年々低下し続けています。



資料：総務省「国勢調査」

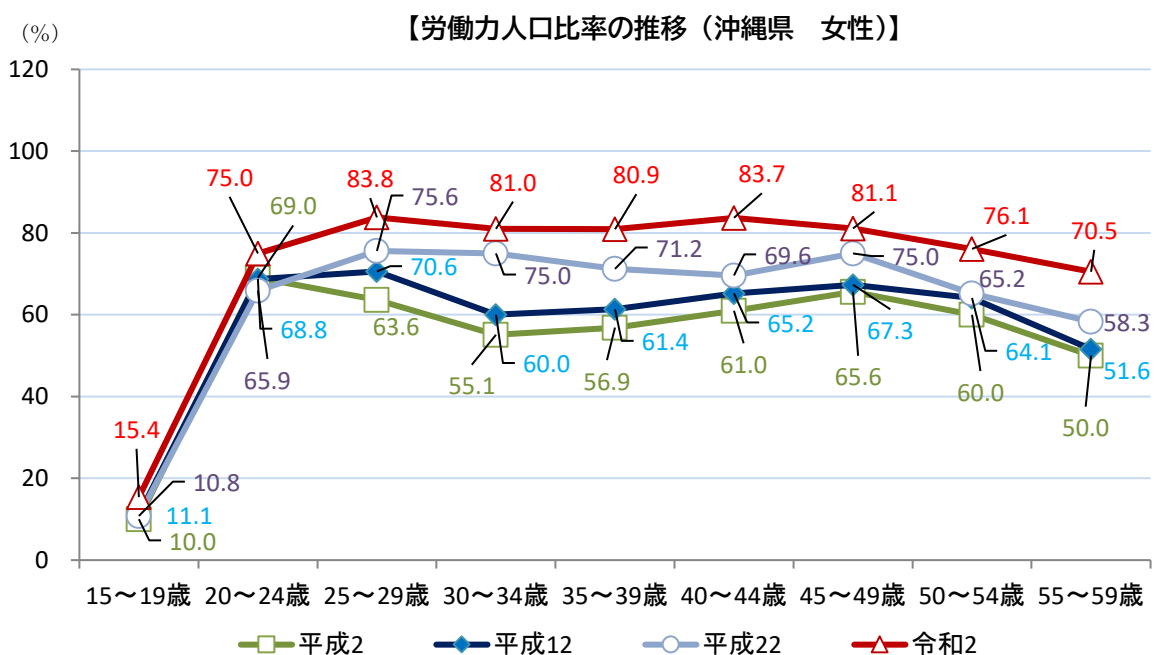
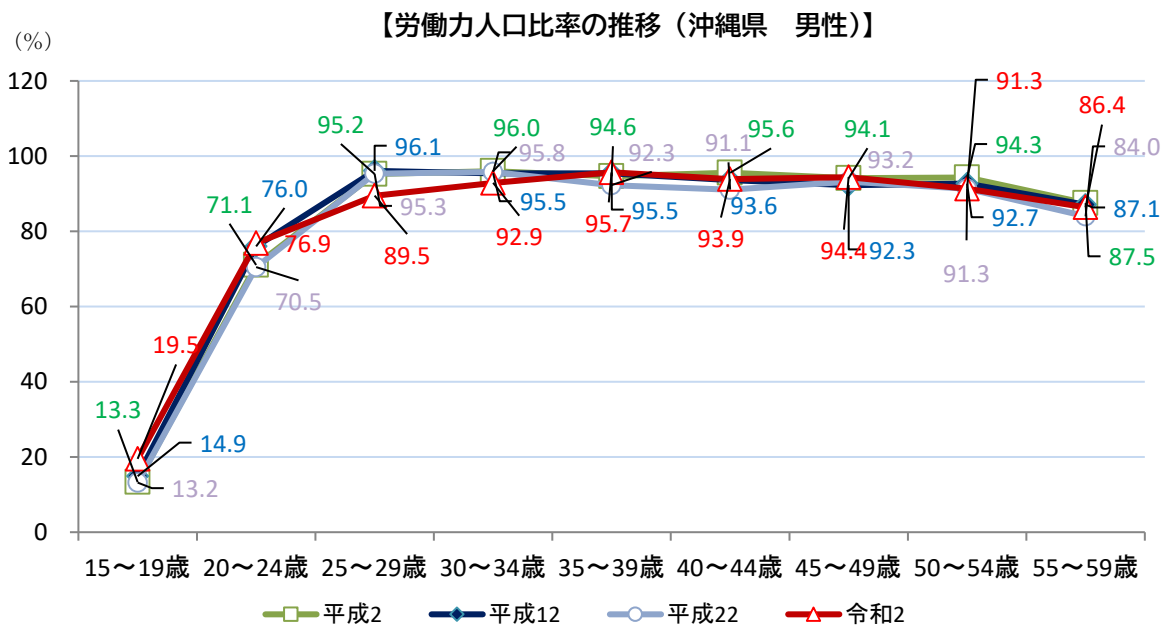
(5) 労働力人口比率

男女別労働力人口比率の推移を見ると、沖縄県の令和2年時点の男性の労働力人口比率は、すべての世代で大幅な増減はなく概ね横ばいとなっています。

女性の労働力人口比率は、すべての世代で平成2年より上昇しており、特に30～34歳、35～39歳の上昇率が大きくなっています。女性が結婚・出産期に当たる年代に一旦職を離れ、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる女性の労働力人口比率の「M字カーブ」が年々緩やかになっています。

※労働力人口比率：15歳以上の人口に占める「労働力人口」の割合

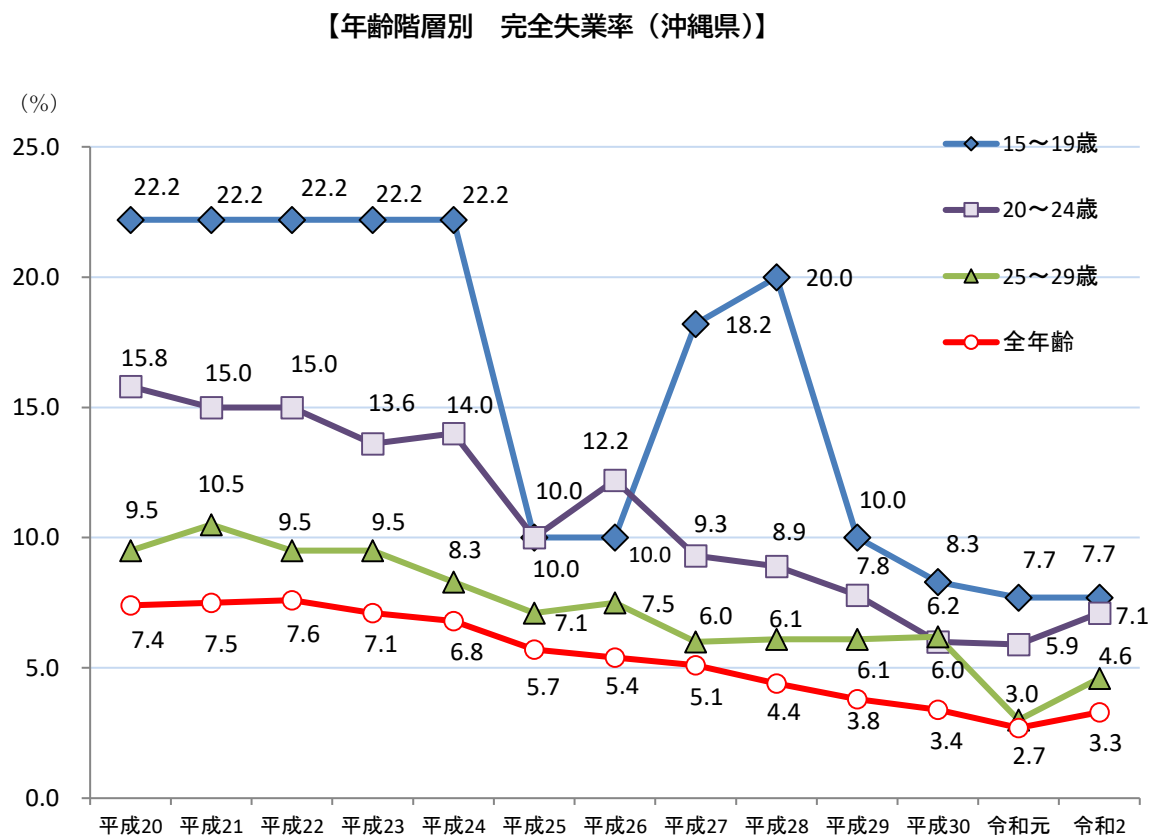
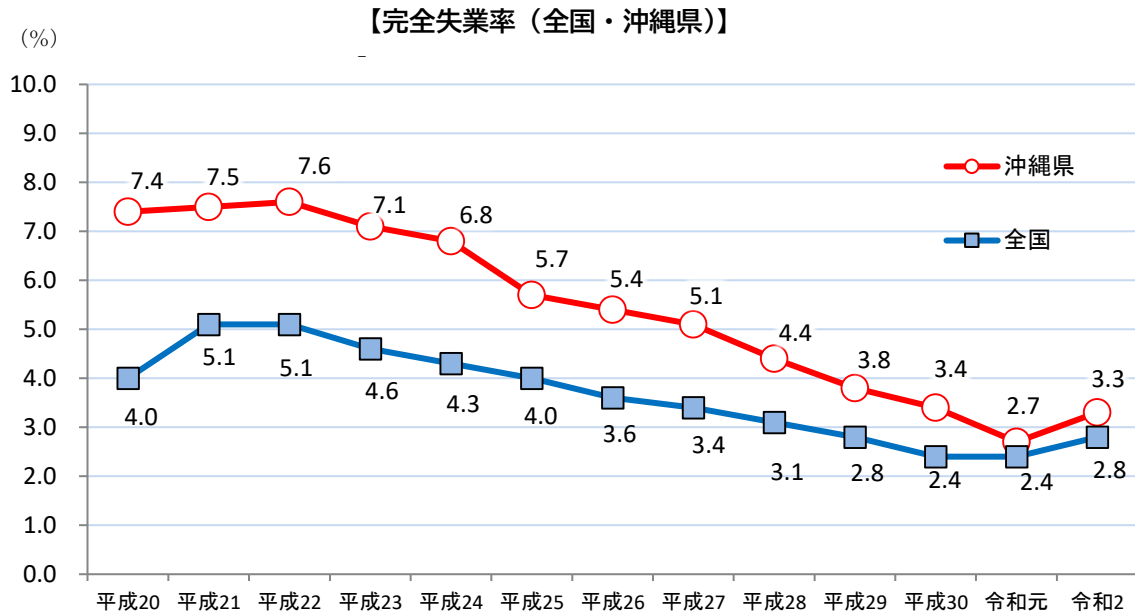
労働力人口：15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの



資料：沖縄県企画部統計課「労働力調査」

(6) 若年者の完全失業率

沖縄県の完全失業率は、平成23年以降低下傾向にあります。全国平均より高い状態にあります。また、若年者の失業率は、全年齢と比較すると高い状態にあります。

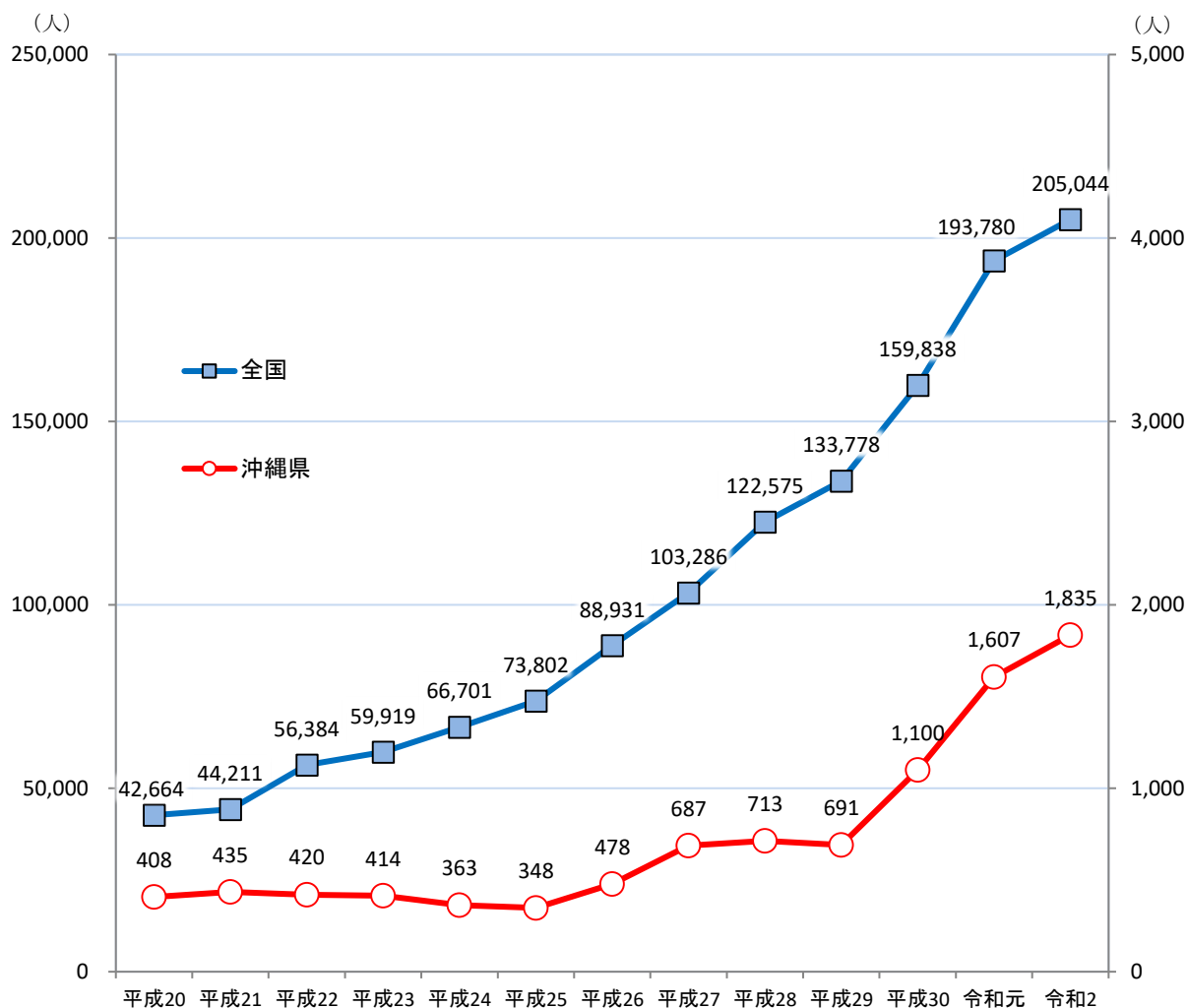


資料：沖縄県企画部統計課「労働力調査」

(7) 児童虐待

沖縄県の児童虐待相談対応件数は、全国平均とともに年々上昇しており、特に平成30年以降は大きく増加しています。

【児童相談所での児童虐待相談対応件数の推移（全国・沖縄県）】



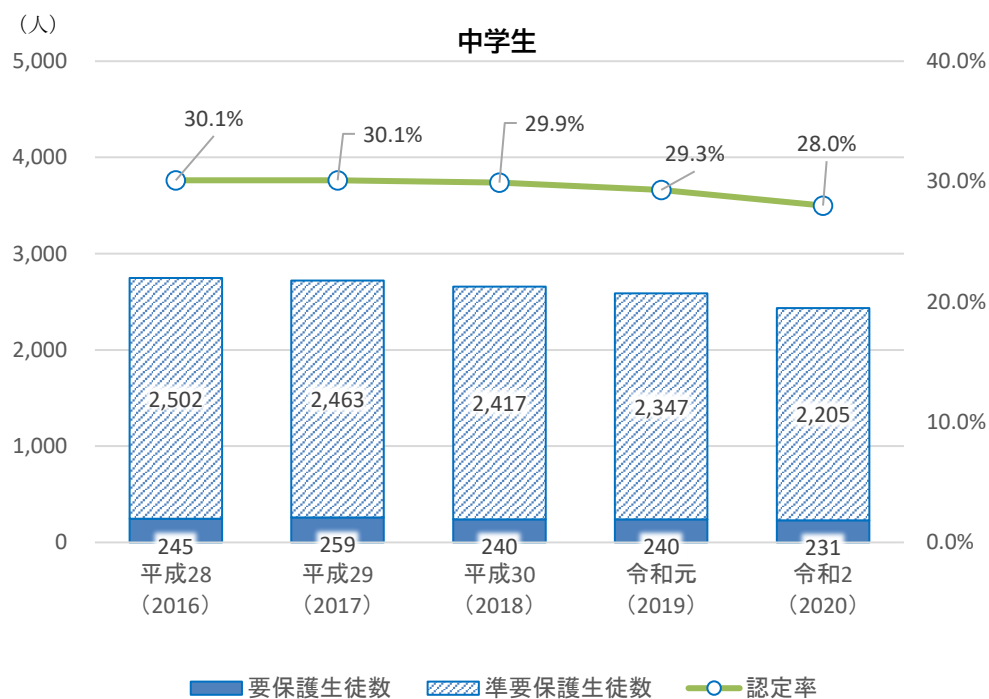
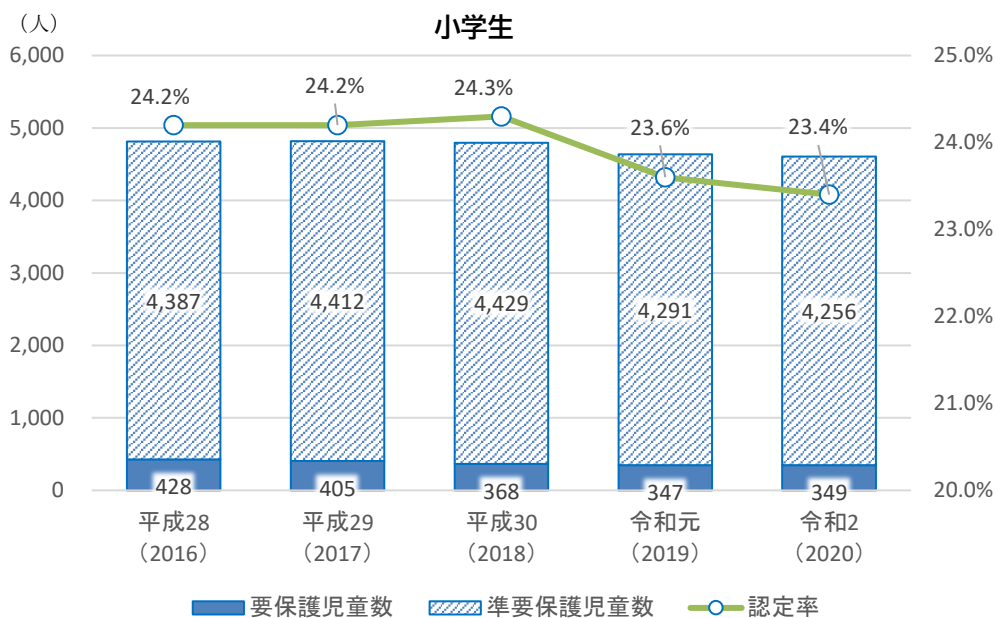
資料：厚生労働省「令和元年度児童虐待相談対応件数」「令和2年度児童虐待相談対応件数」、

平成21年～29年度の沖縄は県子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課「平成29年度児童虐待相談対応状況統計資料」をもとに作成

(8) 就学援助の受給状況

那覇市の就学援助の受給者数は、小・中学校ともにこの数年やや減少傾向にありますが、認定率はほぼ横ばいで推移しています。

【就学援助受給者・認定率の推移（那覇市）】



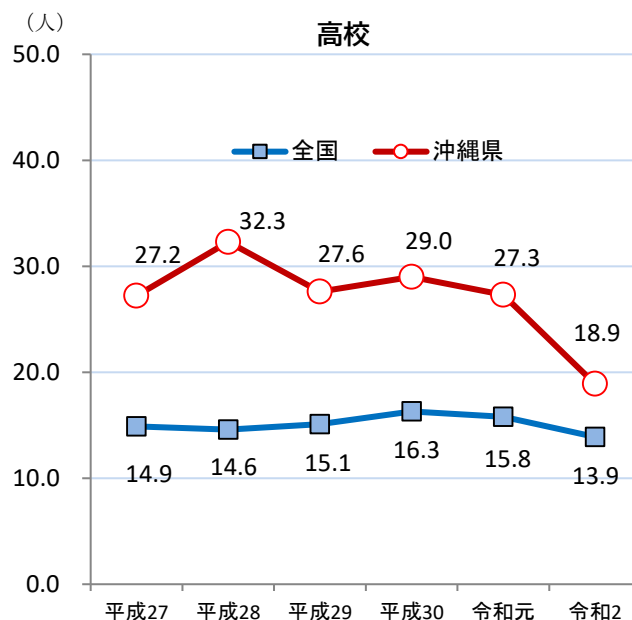
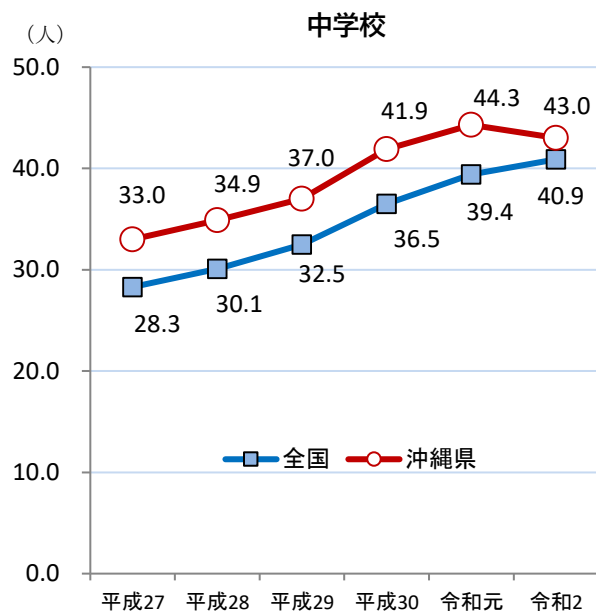
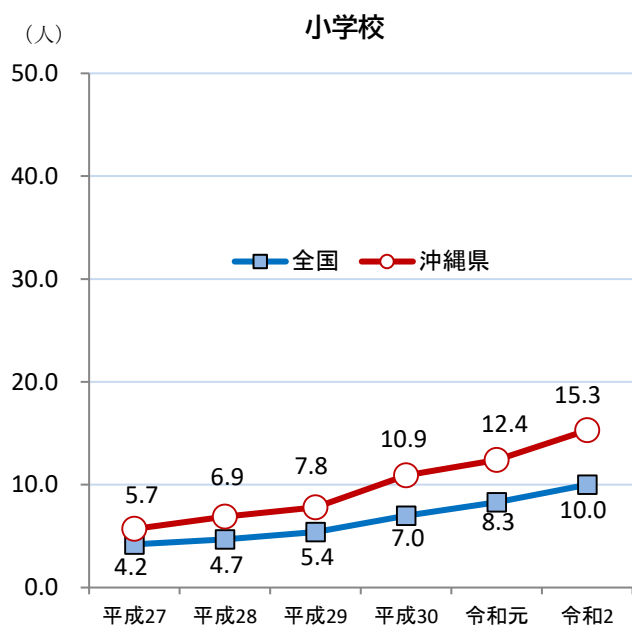
※ 認定率：全児童数または全生徒数に占める就学援助を受けた児童生徒の割合

資料：那覇市教育委員会「令和3年度那覇市の教育」

(9) 不登校

沖縄県の1,000人あたりの不登校児童・生徒数は、小・中学校は増加傾向にあり、高校は令和2年度より減少していますが、全世代ともに全国平均を上回って推移しています。

【不登校児童・生徒数の推移（全国・沖縄県）】 （1,000人あたりの人数）

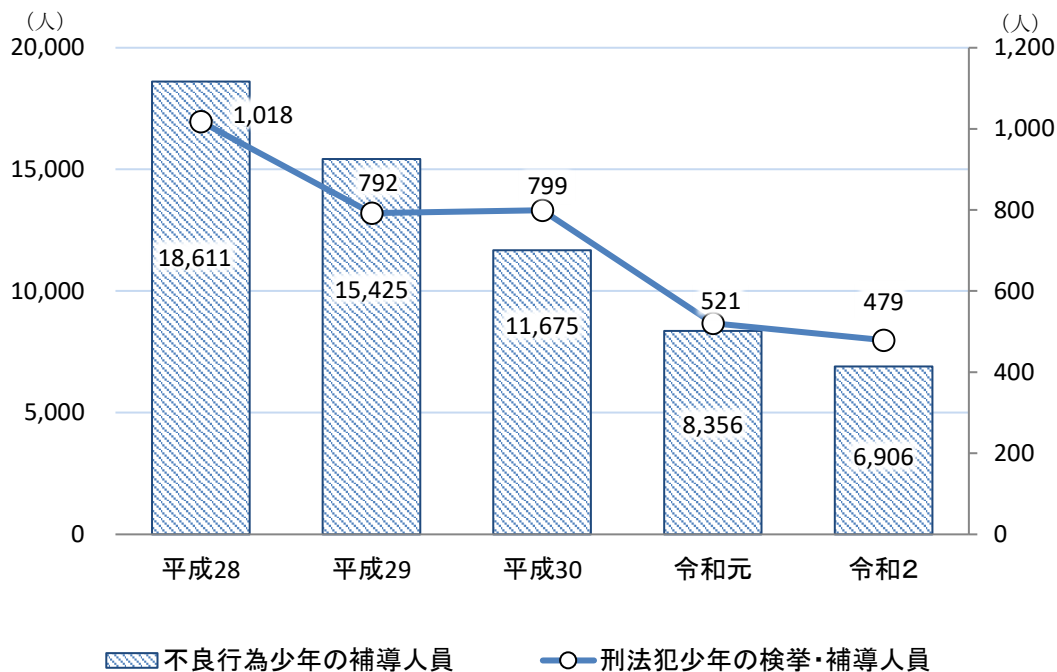


資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和27年度～令和2年度）

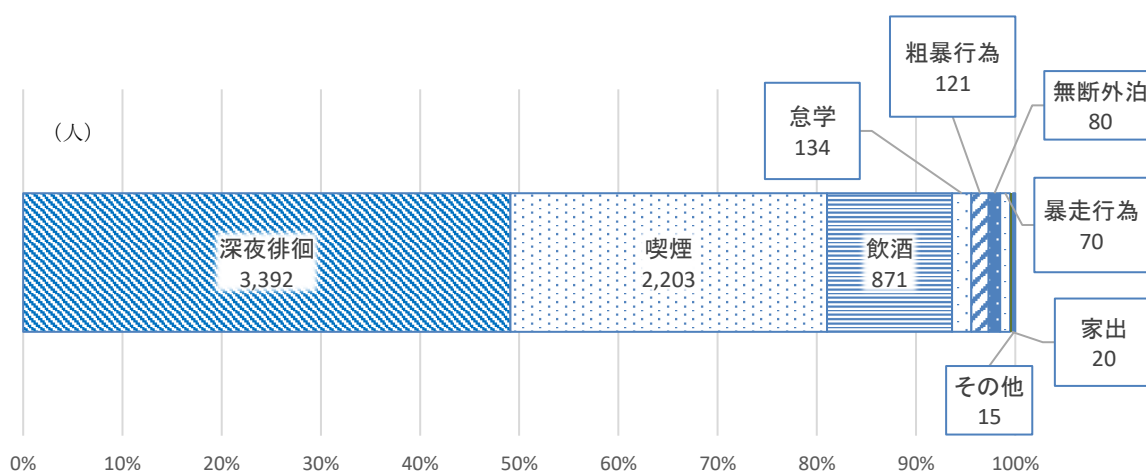
(10) 非行

沖縄県の不良行為少年の補導人員、刑法犯少年の検挙数はどちらも減少傾向にあります。また、令和2年の不良行為の内容をみると「深夜徘徊」が最も多く、次いで「喫煙」「飲酒」となっています。

【不良行為少年の補導人員・刑法犯少年の検挙数の推移】



【不良行為の内容（令和2年）】



資料：沖縄県警察「令和2年少年非行等の概況」

2 調査結果からみえる現状（那覇市青少年実態調査結果）

（1）調査の概要

① 調査の目的

本調査は、平成27年3月に策定した「な－ふあぬわらび・わかむん計画」の見直しにあたり、施策の対象となる子ども・若者の実態やニーズ等を把握することを目的に実施しました。

② 調査概要

調査対象	小学5年生	中学2年生	高校2年生	保護者	18歳～39歳
対象者	市内小学校に通う5年生	市内中学校に通う2年生	市内高校に通う2年生	調査対象の小・中・高生の保護者	市内在住の18歳～39歳
対象校・地域	市内36小学校	市内20中学校	市内12高校	市内68小中高校	市内全域
配布数	1,060	672	442	2,163	2,100
調査方法	学校を經由して配布・回収				住民基本台帳（令和元年12月1日時点）より無作為抽出し、郵送にて配布・回収
調査期間※	令和2年1月21日～令和2年2月14日				令和2年2月12日～令和2年3月19日

※この調査は新型コロナウイルス感染症拡大前の期間に行いました

③ 配布・回収結果

調査対象	配布数	有効回収数	有効回収率
小学5年生	1,060	998	94.2%
中学2年生	672	645	96.0%
高校2年生	442	406	91.9%
保護者	2,163	1,580	73.0%
18歳～39歳	2,100	375	17.9%
合計	6,437	4,004	62.2%

④ 報告書の見方

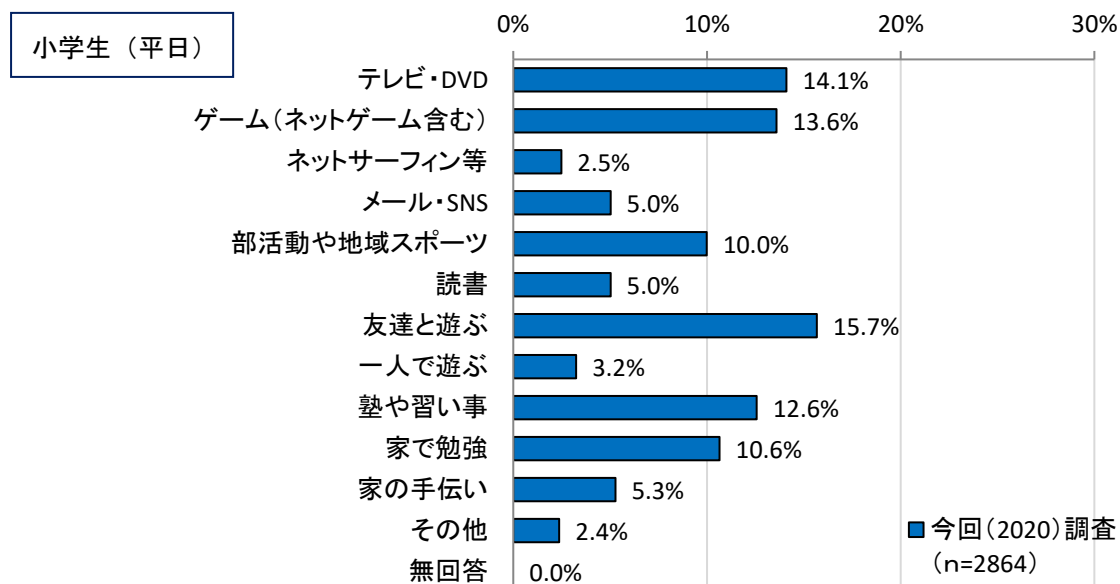
- ・ 本報告書の「n」は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。
- ・ 回答結果の割合「%」は有効回収数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものであるため、単数回答であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- ・ 複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対してそれぞれの割合を示しているため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ・ 「前回調査」は「2013年度那覇市青少年実態調査データ」（調査期間：2014年1月10日～24日）を資料としており、前回調査と今回調査で同様もしくは同趣旨の選択肢を並べています。また、設定していない選択肢がある場合はグラフ内に値を表示していません。
- ・ 本文及び図表において調査票の質問文や選択肢を引用する場合、これらを簡略化して表記している場合があります。

(2) 調査結果

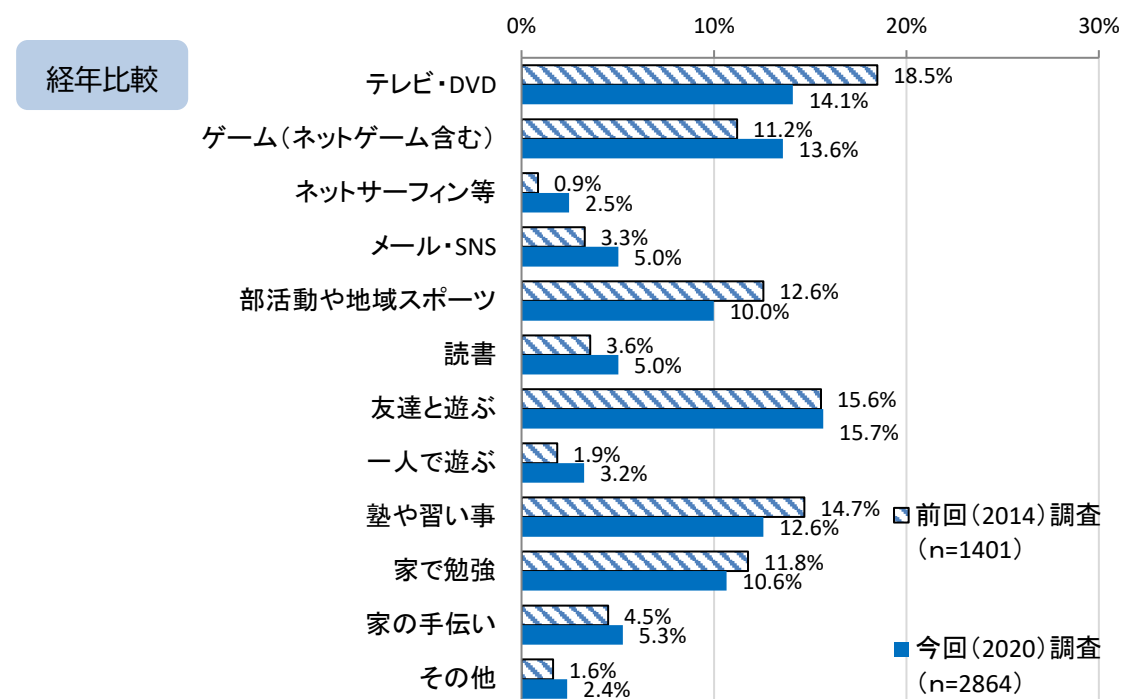
① 生活習慣

■ よくやること

次のことについて、よくやることを3つまで選んで、番号を記入してください。

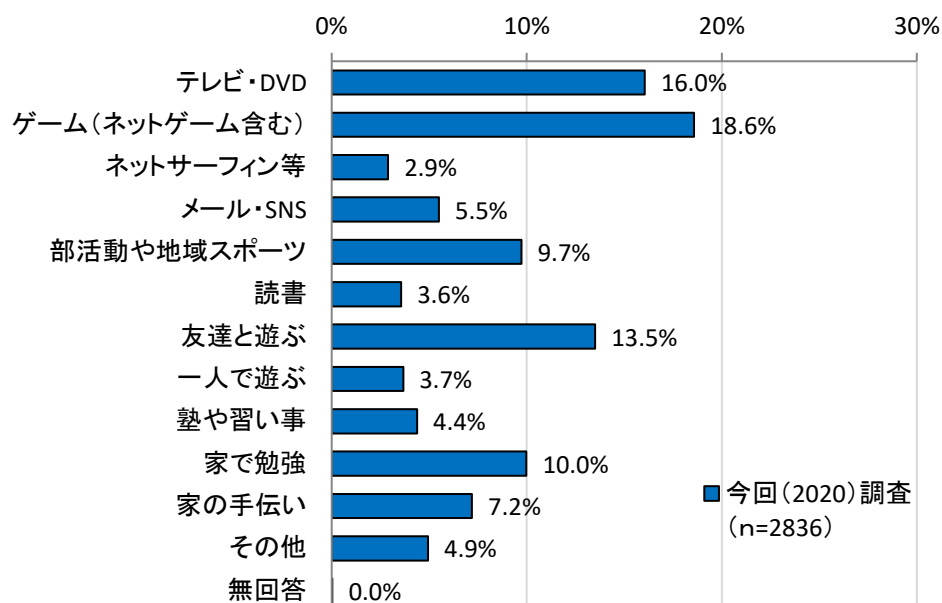


平日は「友達と遊ぶ」が最も多く 15.7%、次いで「テレビ・DVD」が 14.1%、「ゲーム(ネットゲーム含む)」が 13.6%となっています。



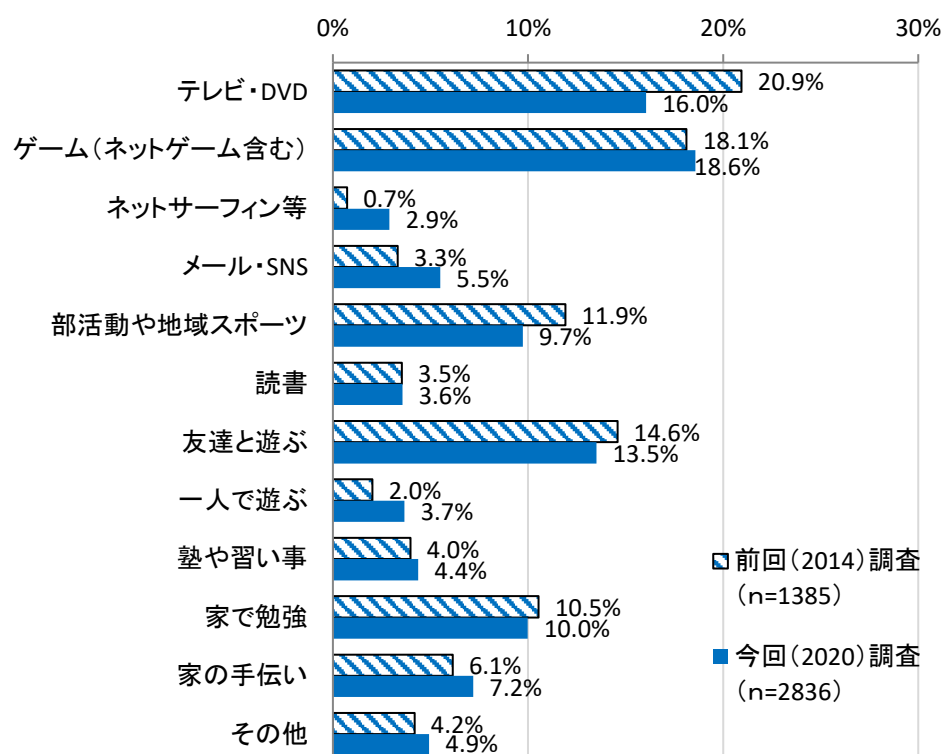
前回調査と比較すると、「ゲーム(ネットゲーム含む)」の割合が増加しています。一方、「テレビ・DVD」の割合が減少しています。

小学生（休日）

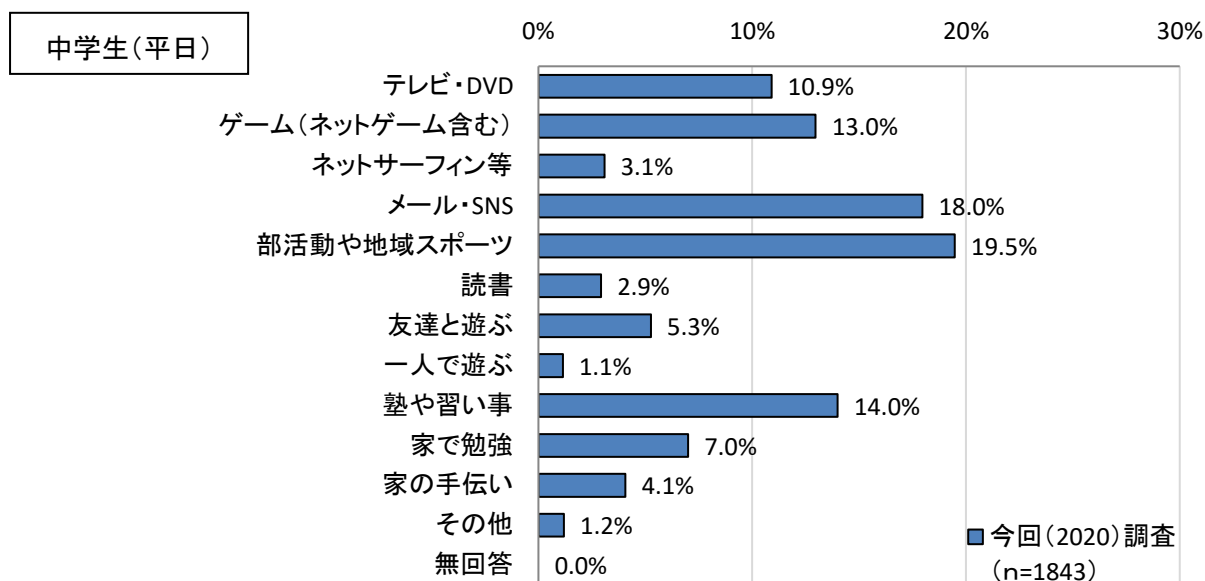


休日は「ゲーム（ネットゲーム含む）」が最も多く 18.6%、次いで「テレビ・DVD」が 16.0%、「友達と遊ぶ」が 13.5%となっています。

経年比較

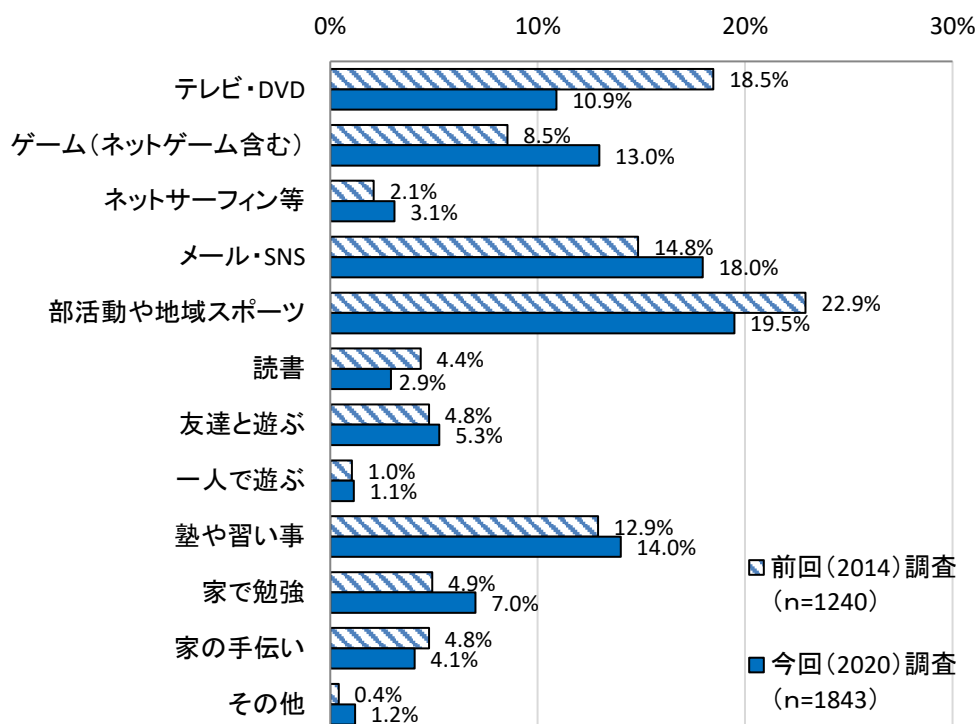


前回調査と比較すると、「ゲーム（ネットゲーム含む）」の割合が増加しています。一方、「テレビ・DVD」の割合が減少しています。



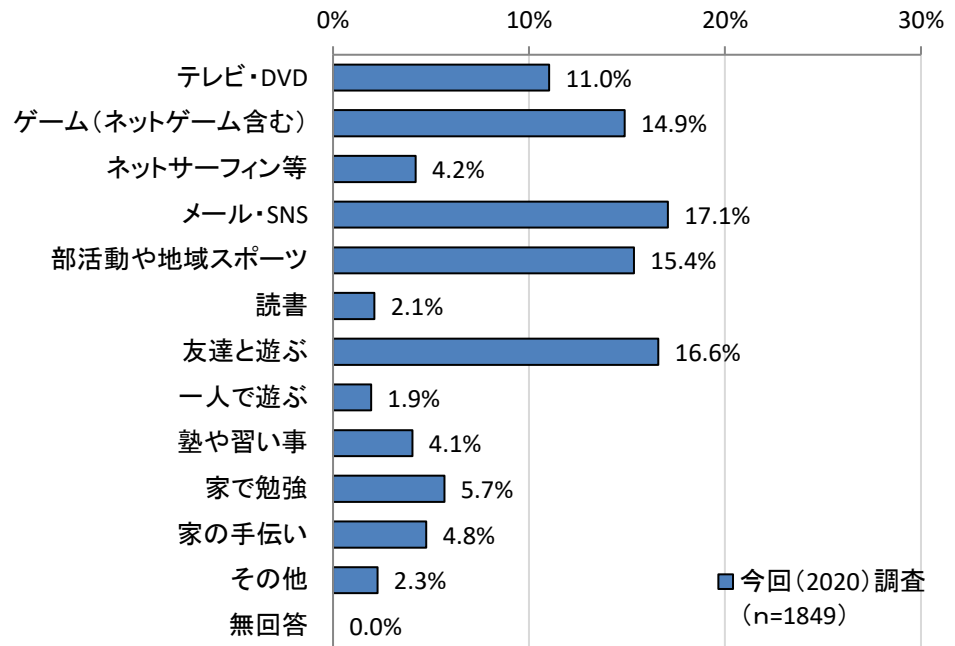
平日は「部活動や地域スポーツ」が最も多く 19.5%、次いで「メール・SNS」が 18.0%、「塾や習い事」が 14.0%となっています。

経年比較



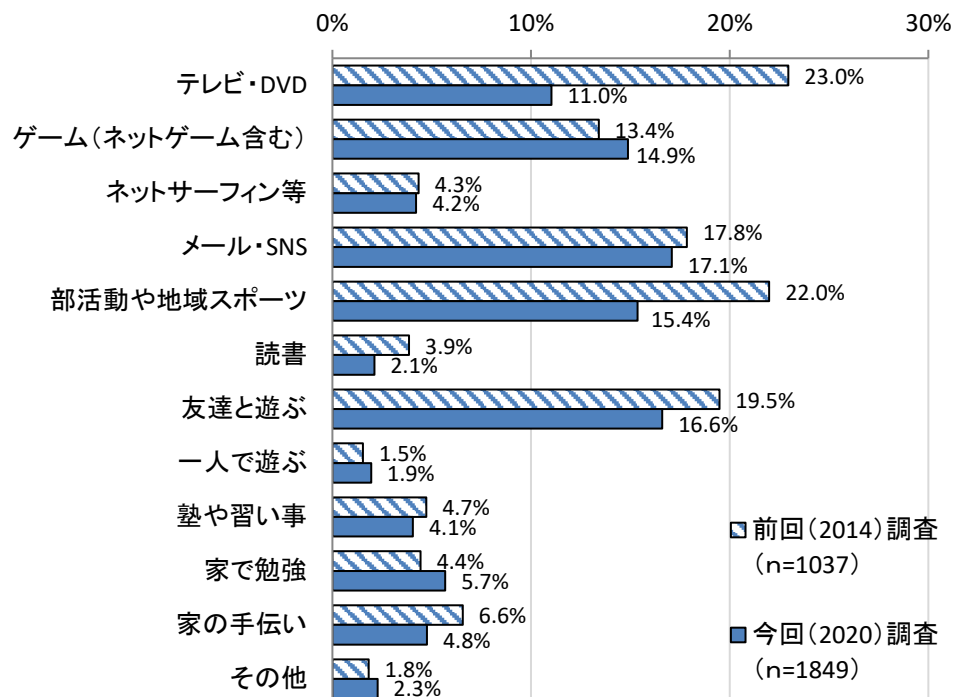
前回調査と比較すると、「メール・SNS」の割合が増加しています。一方、「テレビ・DVD」、「部活動や地域スポーツ」の割合が減少しています。

中学生(休日)



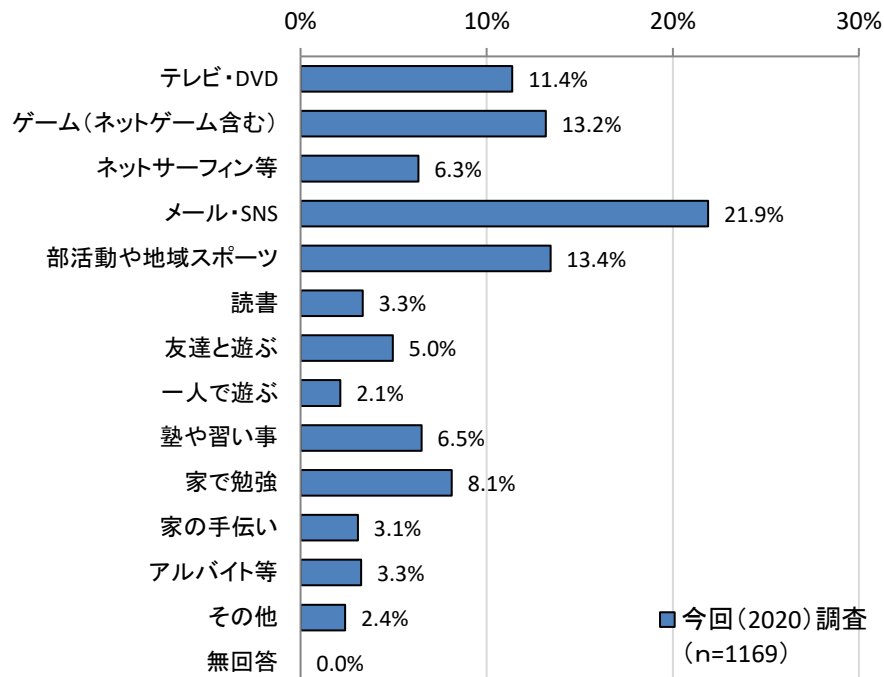
休日は「メール・SNS」が最も多く 17.1%、次いで「友達と遊ぶ」が 16.6%、「部活動や地域スポーツ」が 15.4%となっています。

経年比較



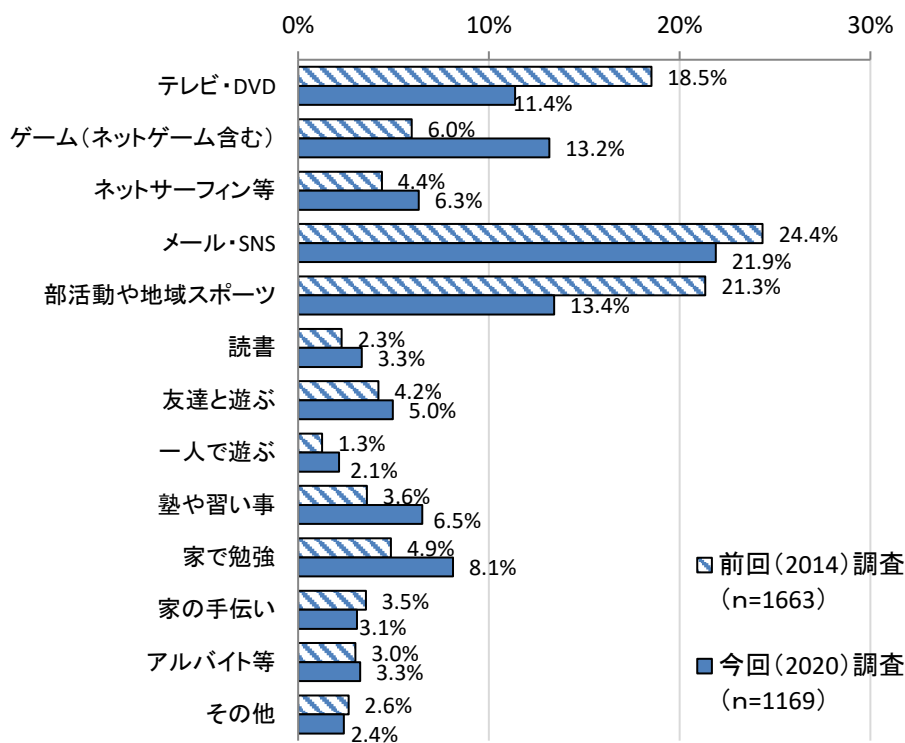
前回調査と比較すると、「ゲーム(ネットゲーム含む)」の割合が増加しています。一方、「テレビ・DVD」、「部活動や地域スポーツ」の割合は大きく減少しています。

高校生(平日)



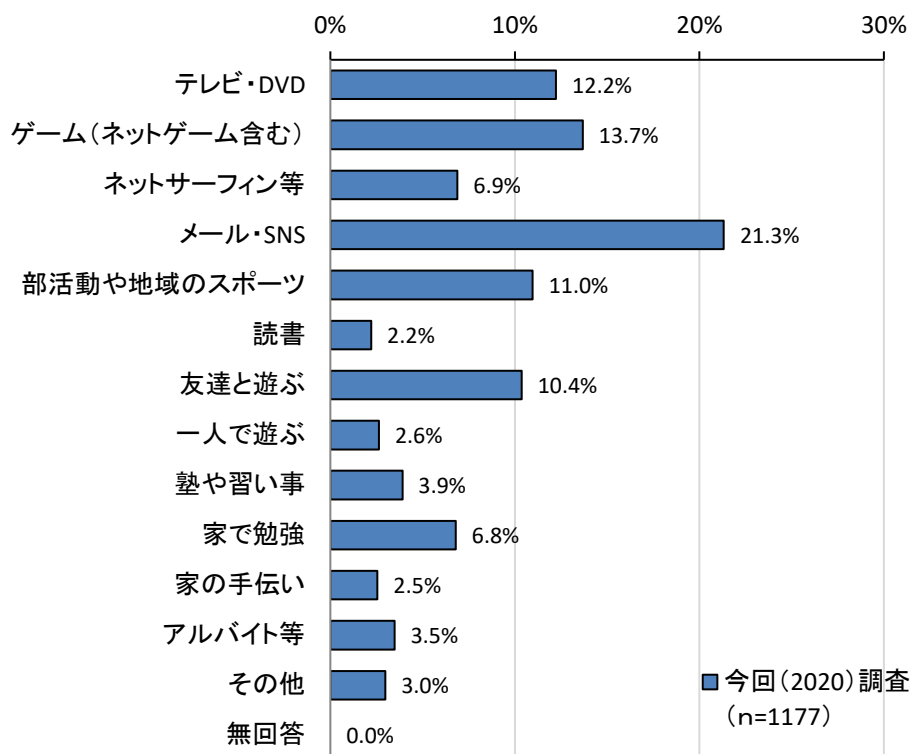
平日は「メール・SNS」が最も多く 21.9%、次いで「部活動や地域スポーツ」13.4%、「ゲーム(ネットゲーム含む)」が 13.2%となっています。

経年比較



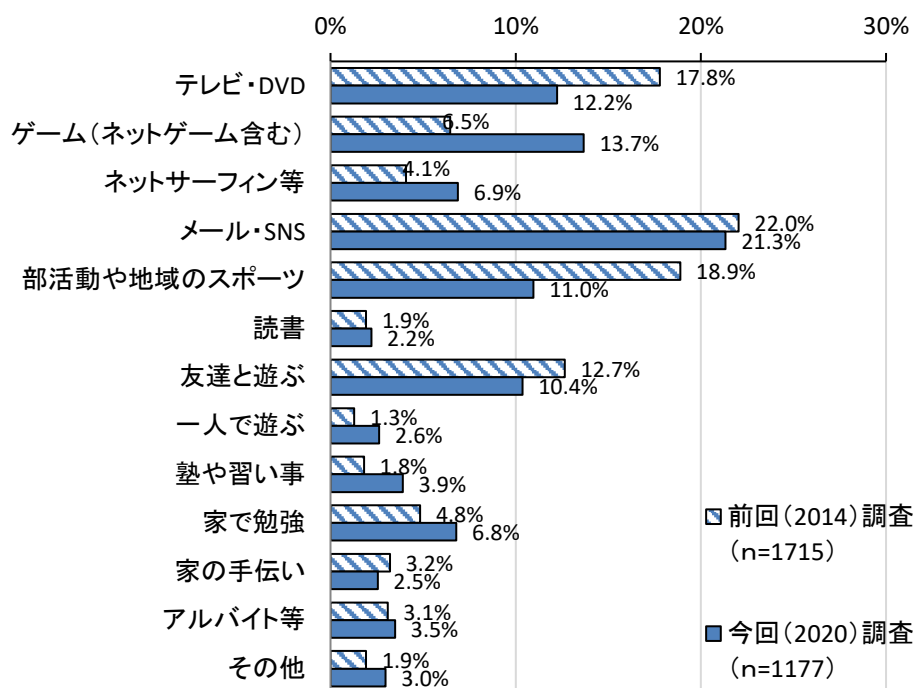
前回調査と比較すると、「ゲーム(ネットゲーム含む)」の割合が増加しています。一方、「テレビ・DVD」「部活動や地域スポーツ」の割合は大きく減少しています。

高校生(休日)



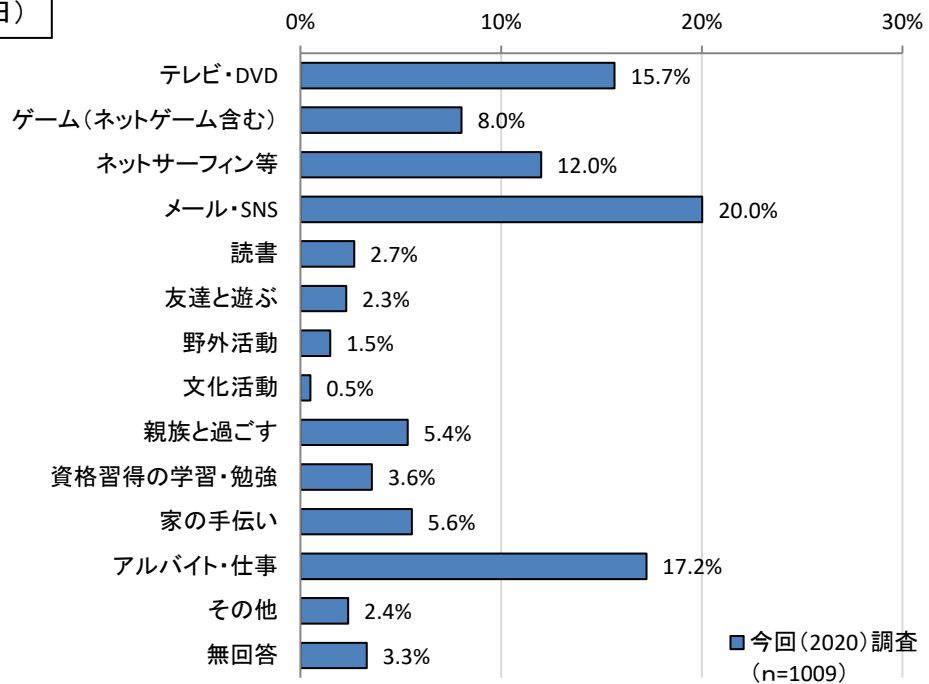
休日は「メール・SNS」が最も多く 21.3%、次いで「ゲーム（ネットゲーム含む）」が 13.7% 「テレビ・DVD」が 12.2%となっています。

経年比較



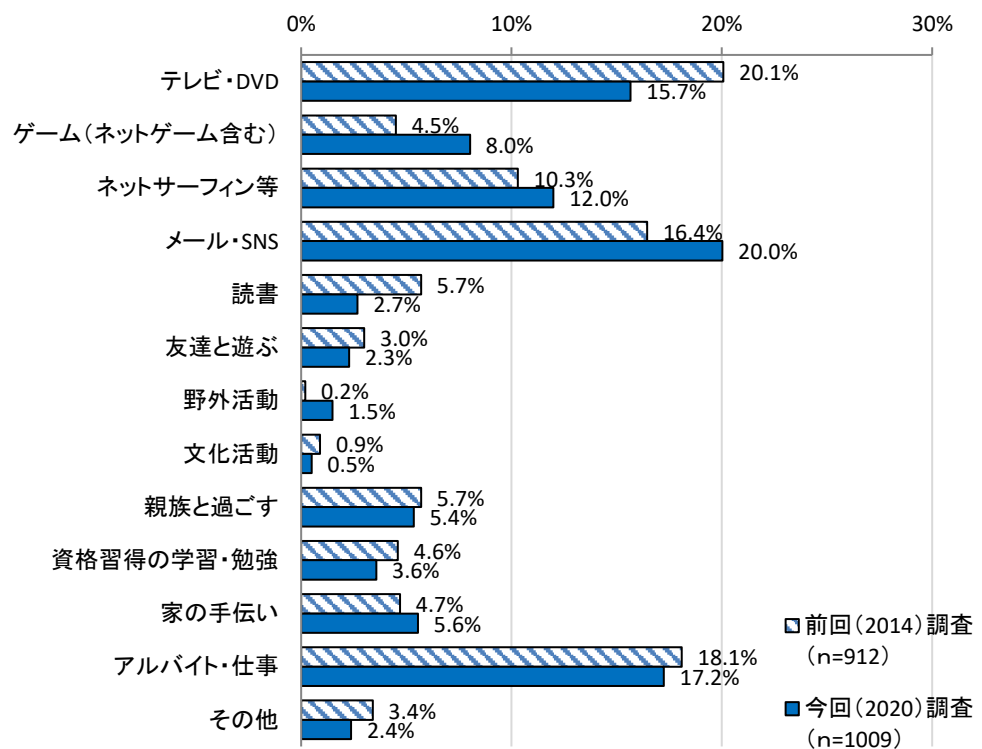
前回調査と比較すると、「ゲーム（ネットゲーム含む）」の割合が増加しています。一方、「テレビ・DVD」「部活動や地域スポーツ」の割合が減少しています。

18～39 歳(平日)



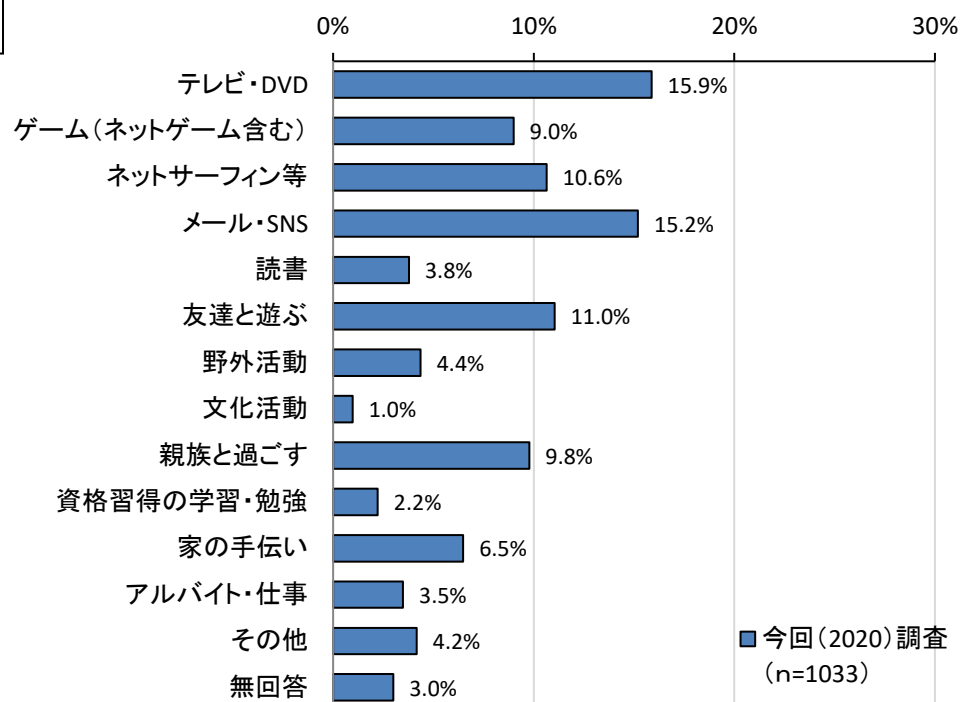
平日は「メール・SNS」が最も多く 20.0%、次いで「アルバイト・仕事」17.2%、「テレビ・DVD」が15.7%となっています。

経年比較



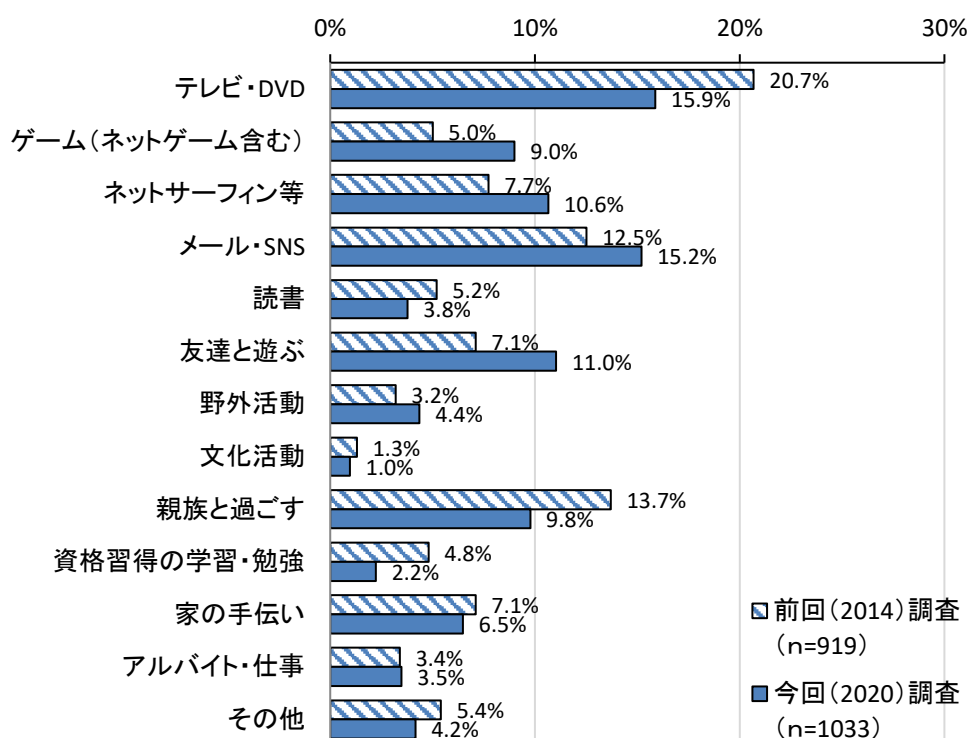
前回調査と比較すると、「メール・SNS」の割合が増加しています。一方、「テレビ・DVD」、「読書」の割合が減少しています。

18～39 歳(休日)



休日は「テレビ・DVD」が最も多く 15.9%、次いで「メール・SNS」15.2%、「友達と遊ぶ」が 11.0%となっています。

経年比較

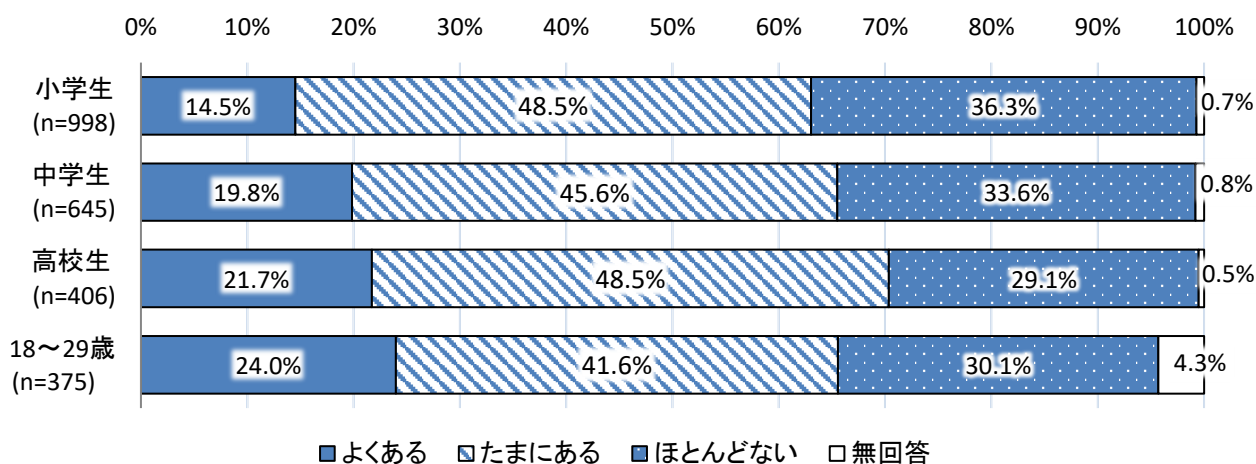


前回調査と比較すると、「メール・SNS」の割合が増加しています。一方、「テレビ・DVD」、「親族と過ごす」の割合が減少しています。

② 意識

■ 学校（職場）に行きたくない

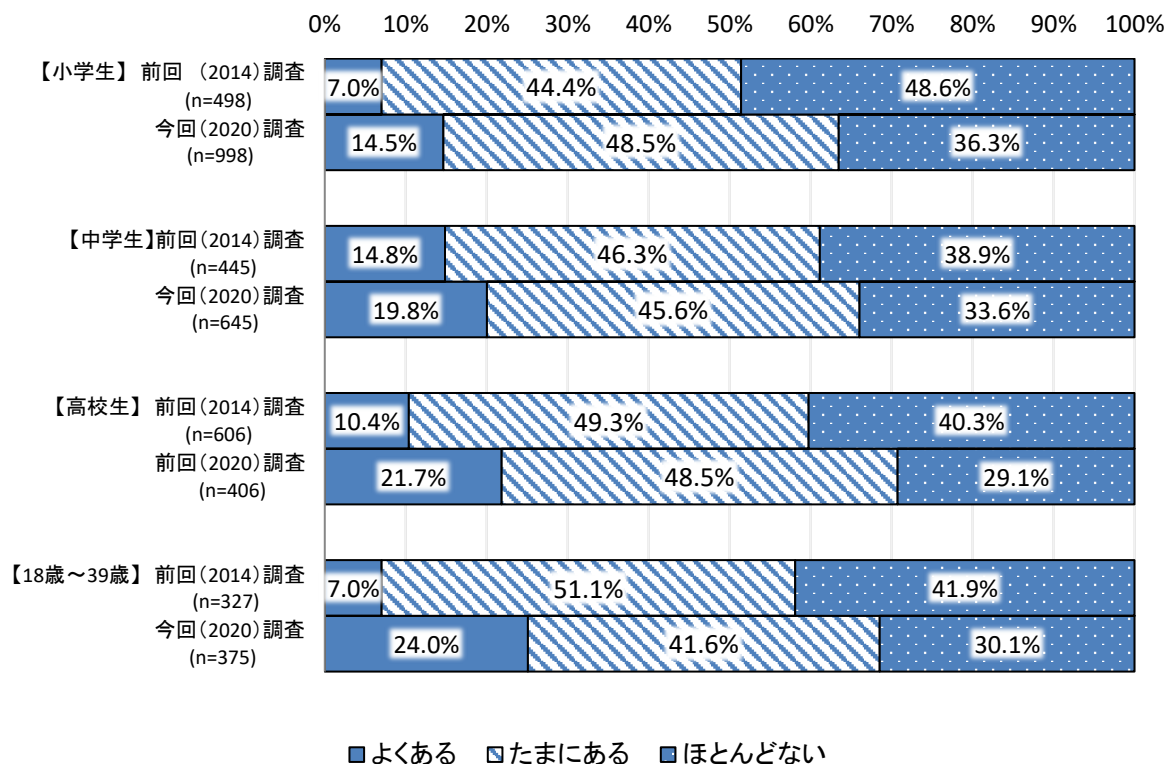
あなたは、学校（又は職場）に行きたくないと思うことがありますか。【あてはまる 1 つに○】



全世代ともに「たまにある」が最も多く、「よくある」と合わせるとどの世代でも 60%を超えています。

経年比較

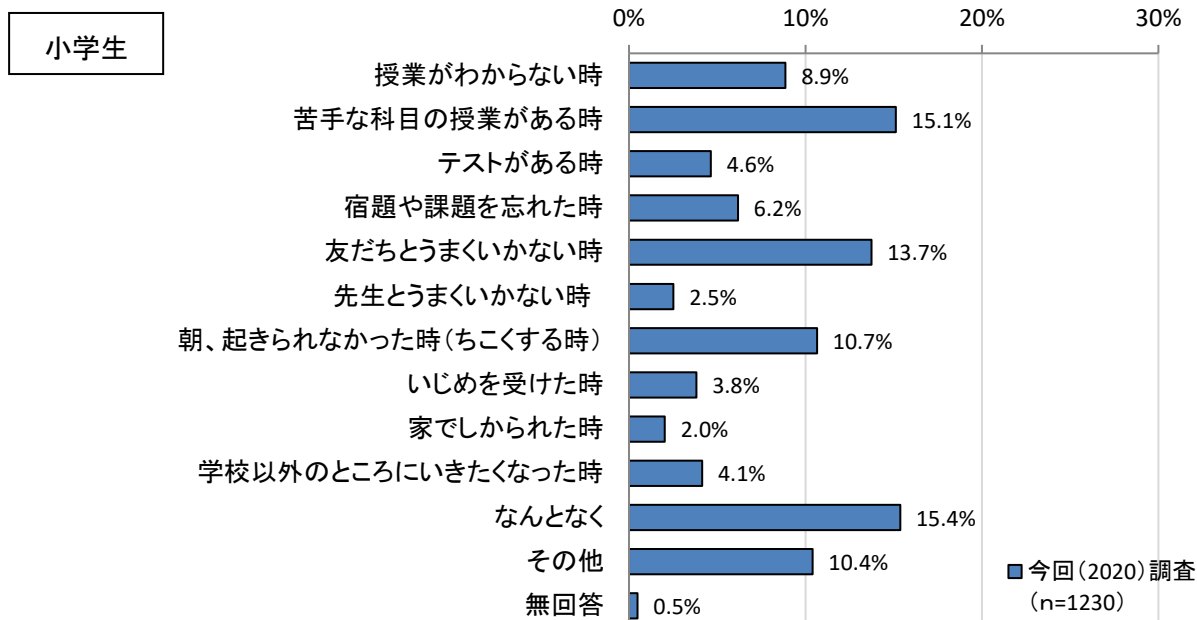
【 学校（又は職場）に行きたくないと思うことがありますか 】



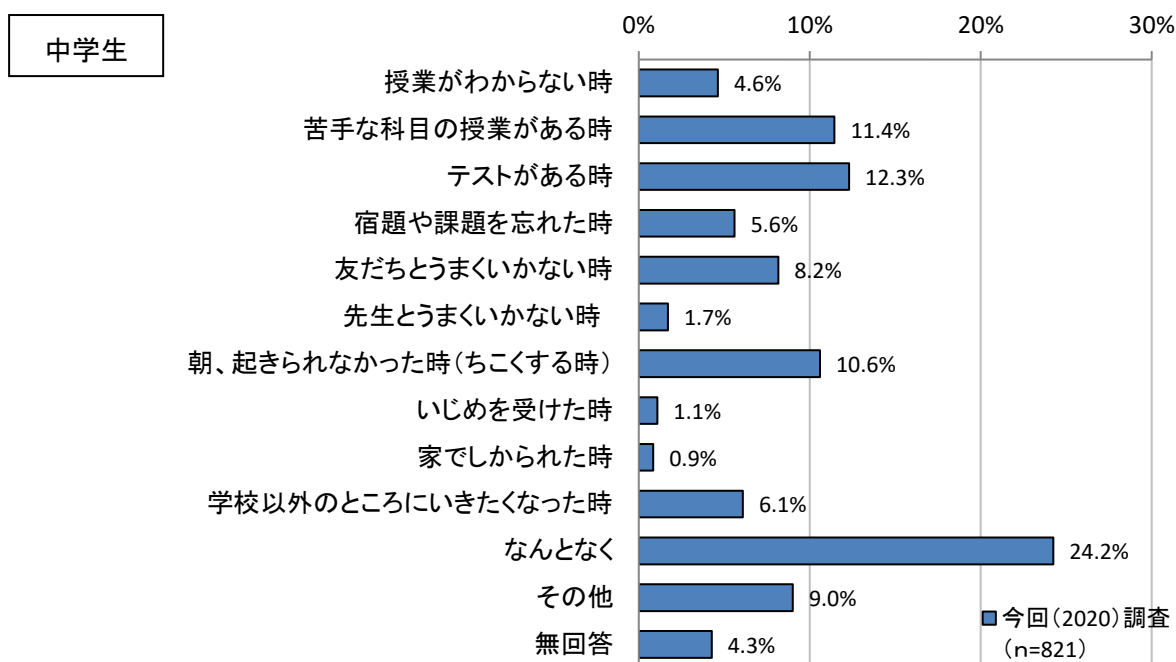
前回調査と比較すると、全世代で「よくある」、「たまにある」の割合が増加しており、「学校（職場）に行きたくない」と思う人が増えている傾向がみられます。

■ 学校（職場）に行きたくない理由

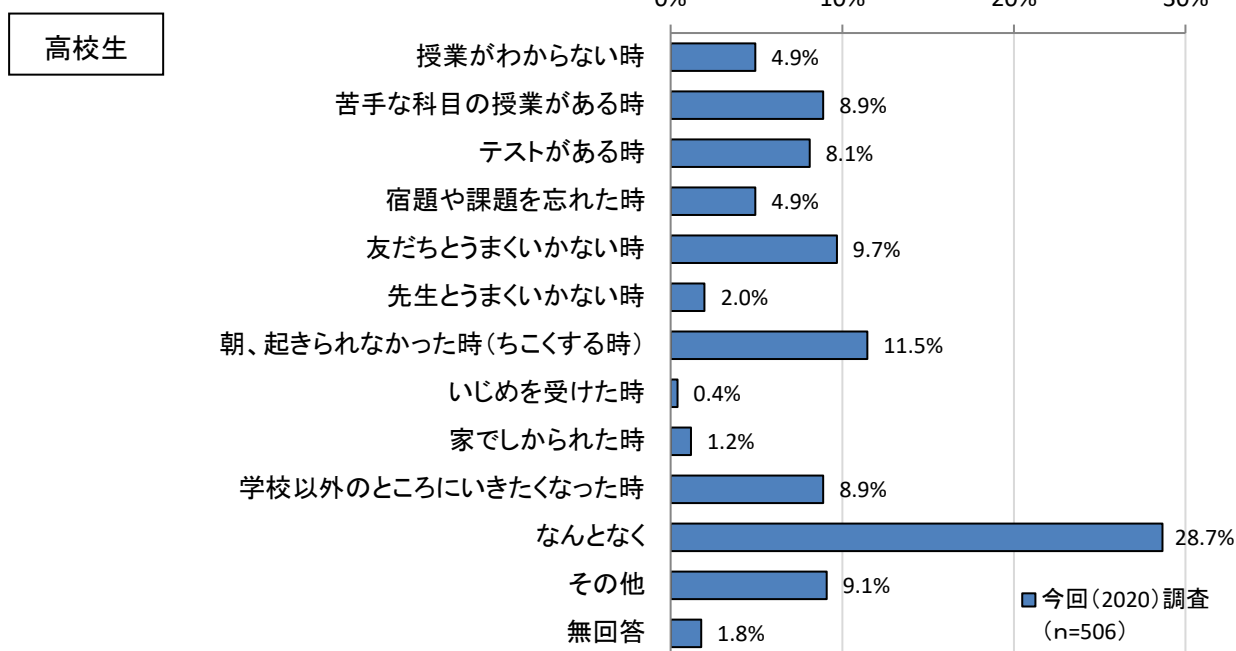
行きたくない理由は何ですか。【あてはまる3つまで○】



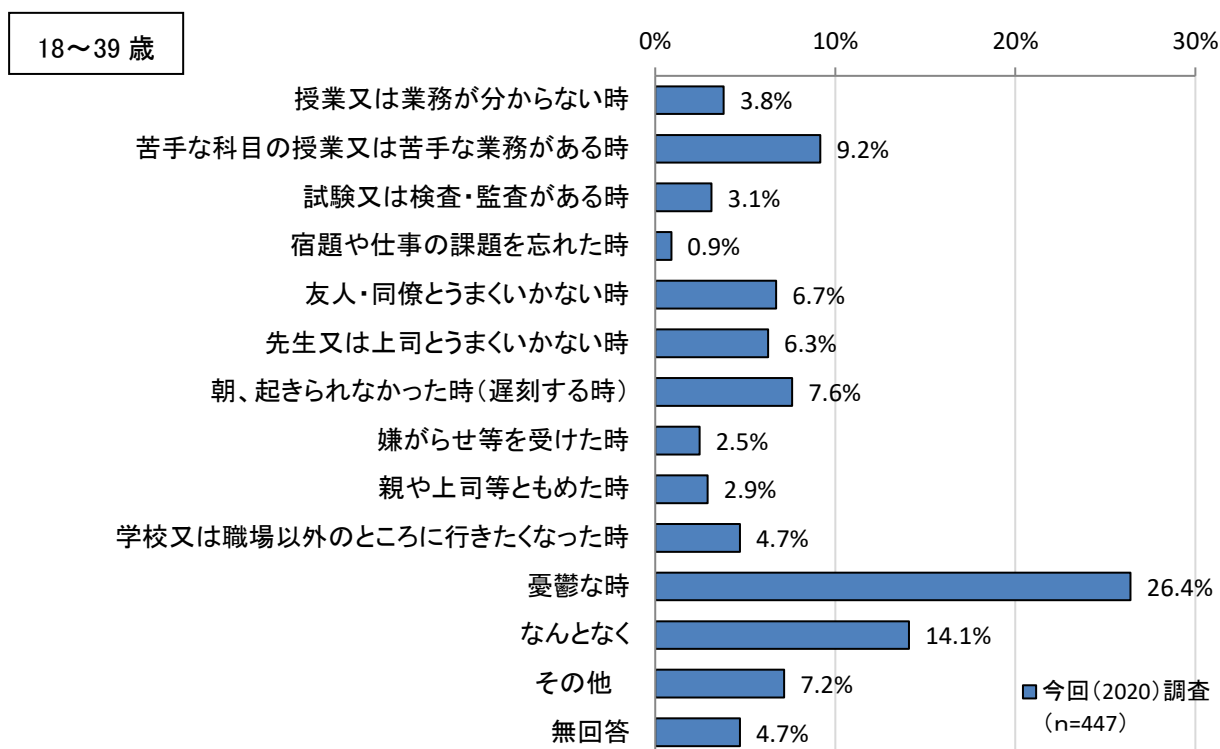
学校に行きたくない理由は「なんとなく」が最も多く 15.4%、次いで「苦手な科目の授業がある時」が 15.1%、「友達とうまくいかない時」が 13.7%となっています。



学校に行きたくない理由は「なんとなく」が最も多く 24.2%、次いで「テストがある時」が 12.3%、「苦手な科目の授業がある時」が 11.4%となっています。



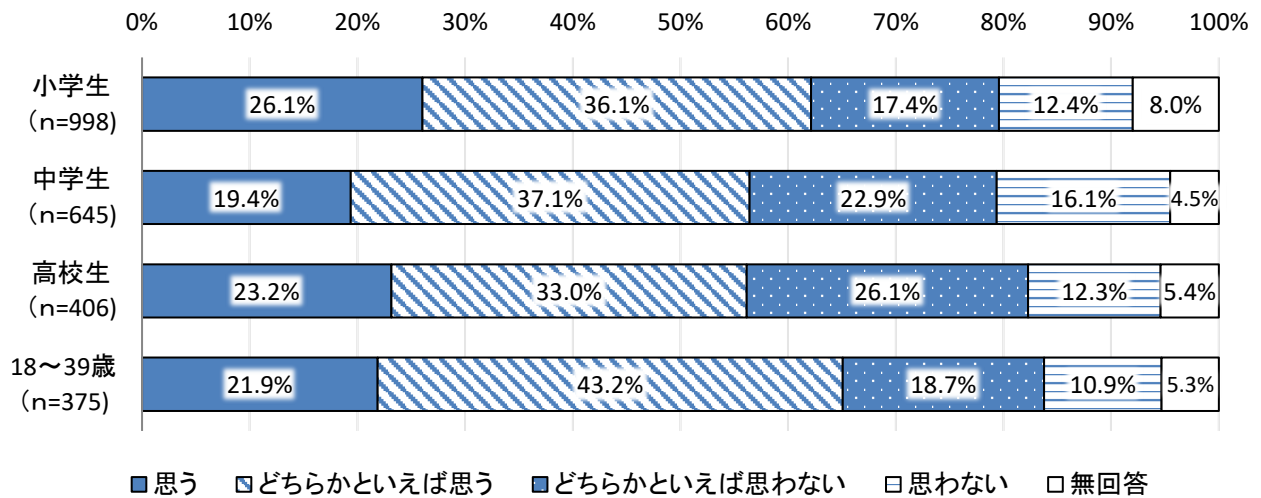
学校に行きたくない理由は「なんとなく」が最も多く 28.7%、次いで「朝、起きられなかった時」が 11.5%、「友だちとうましくない時」が 9.7%となっています。



学校(職場)に行きたくない理由は「憂鬱な時」が最も多く 26.4%、次いで「なんとなく」が 14.1%、「苦手な科目の授業又は苦手な業務がある時」が 9.2%となっています。

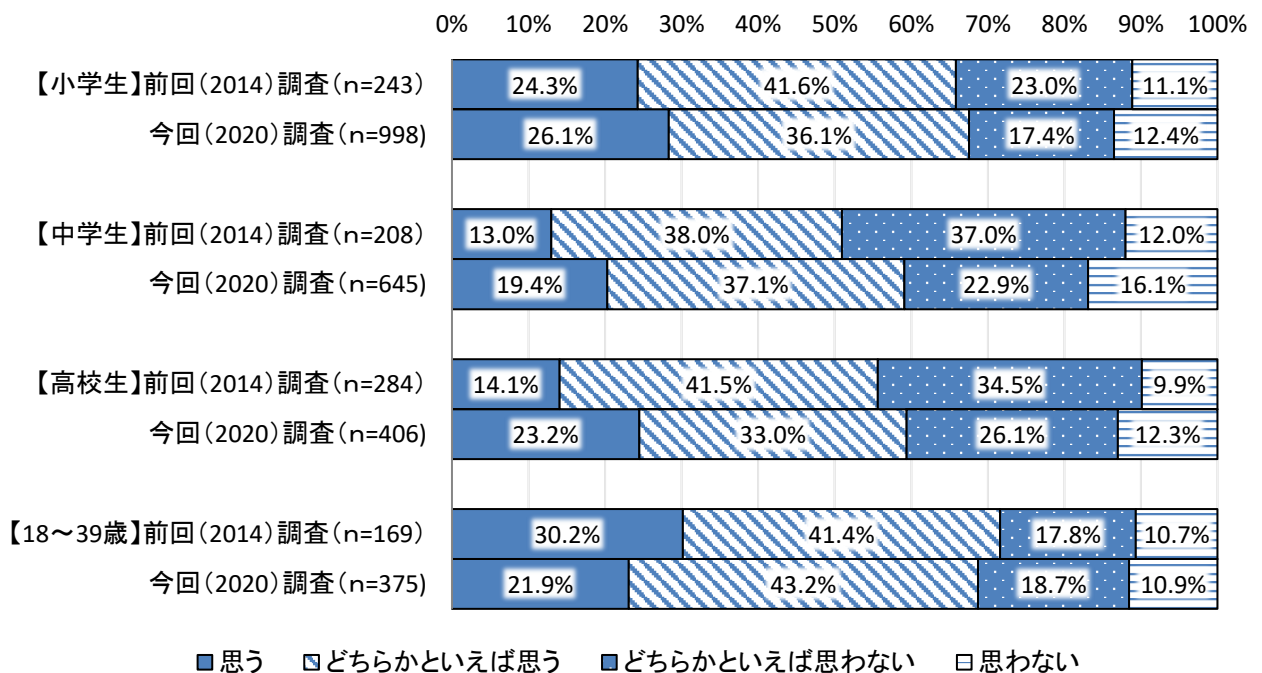
■ 価値ある存在

自分は価値ある存在だと思いますか。【あてはまる1つに○】



自分が価値ある存在だと「思う」と最も多く回答したのは小学生の26.1%で、次いで、高校生が23.2%、18～39歳が21.9%となっています。

経年比較

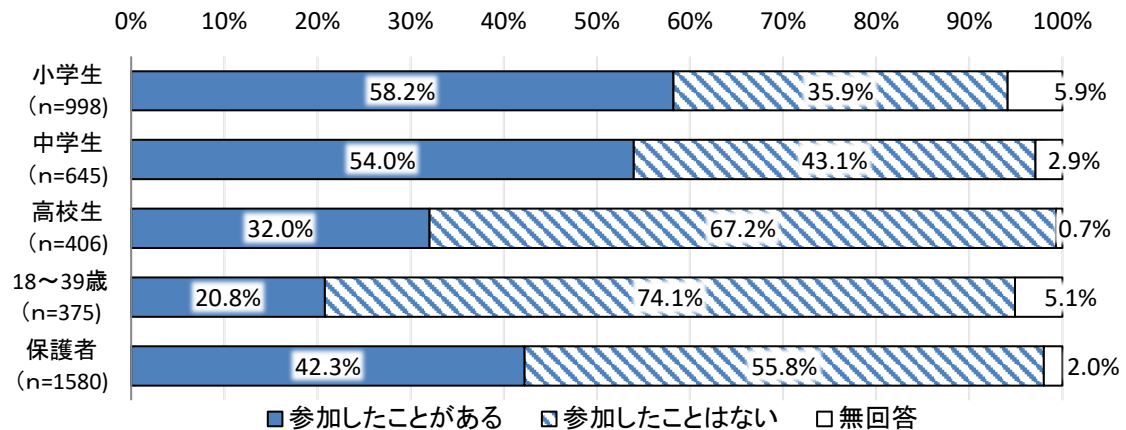


前回調査と比較すると、小学生・中学生・高校生で「思う」と答えた人の割合は増加しています。一方、18～39歳の割合は減少しています。

③ 体験活動

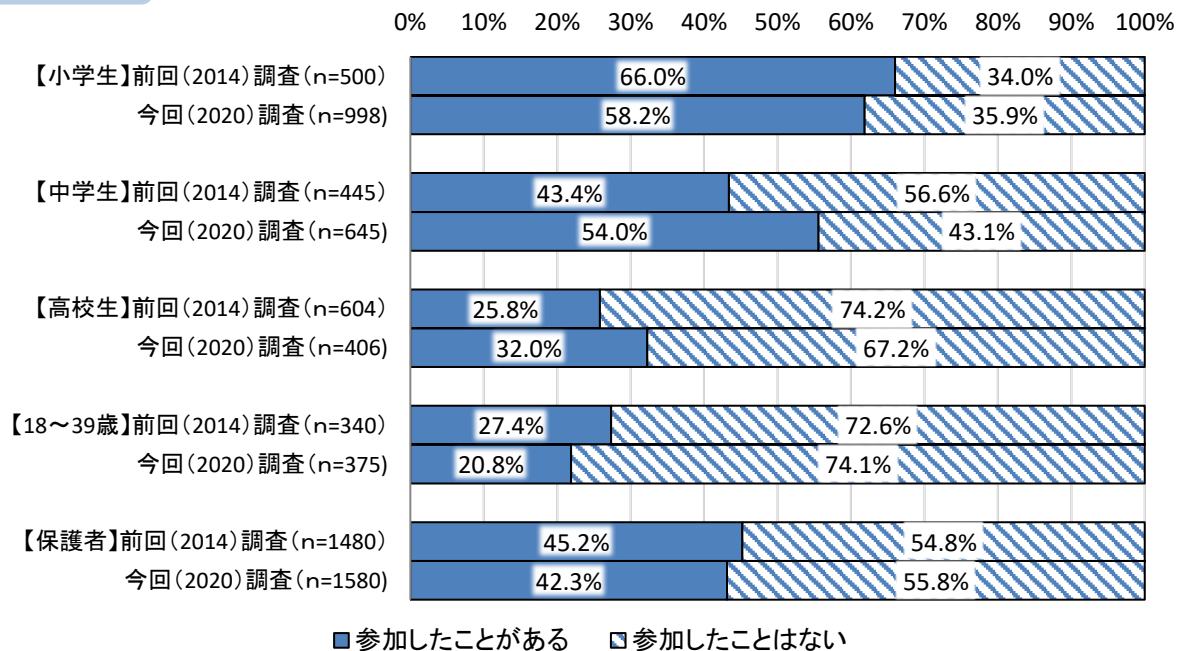
■ 地域行事への参加

あなたはこの1年間に、地域のグループ・団体の活動や、自治会・町内会の行事などに参加したことがありますか。【あてはまる1つに○】



「参加したことがある」の割合が最も多いのは小学生で 58.2%、次いで、中学生が 54.0%、保護者が 42.3%となっています。

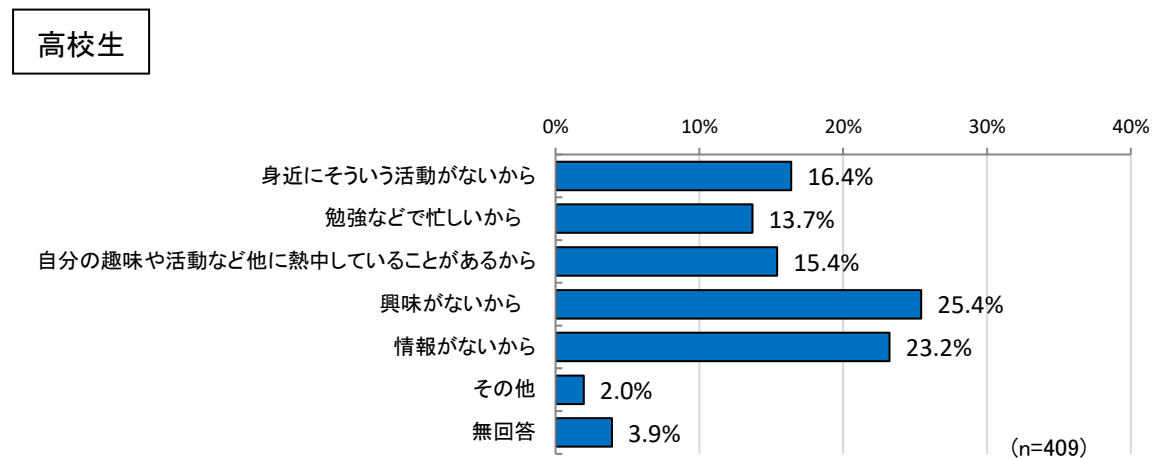
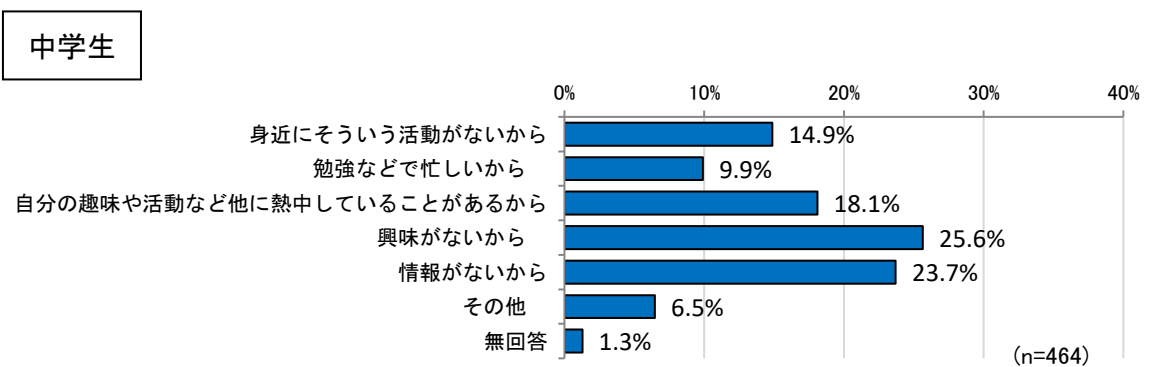
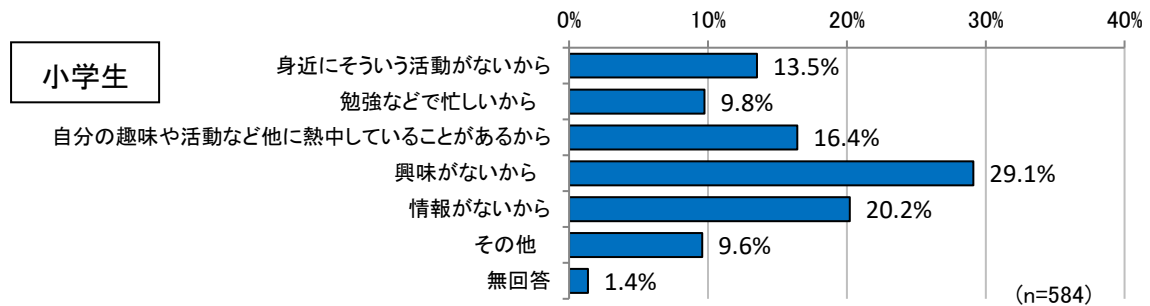
経年比較



前回調査と比較すると、中学生・高校生で「参加したことがある」と答えた人の割合は増加しています。一方、小学生・18～39歳、保護者の割合は減少しています。

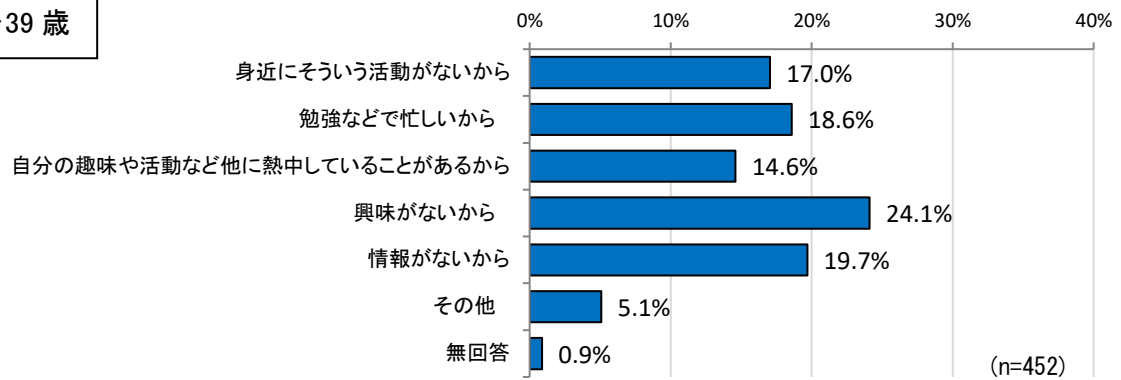
■ 参加しない理由

「参加したことはない」と答えた方にお聞きします。参加しない理由は何ですか。
【あてはまるすべてに○】

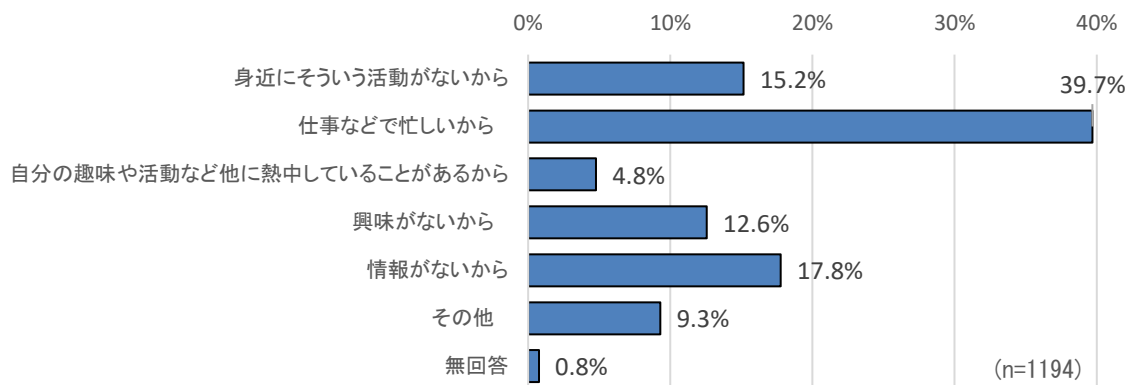


小学生・中学生・高校生ともに、「興味がないから」が最も多く、次いで「情報がないから」となっています。

18～39 歳



保護者

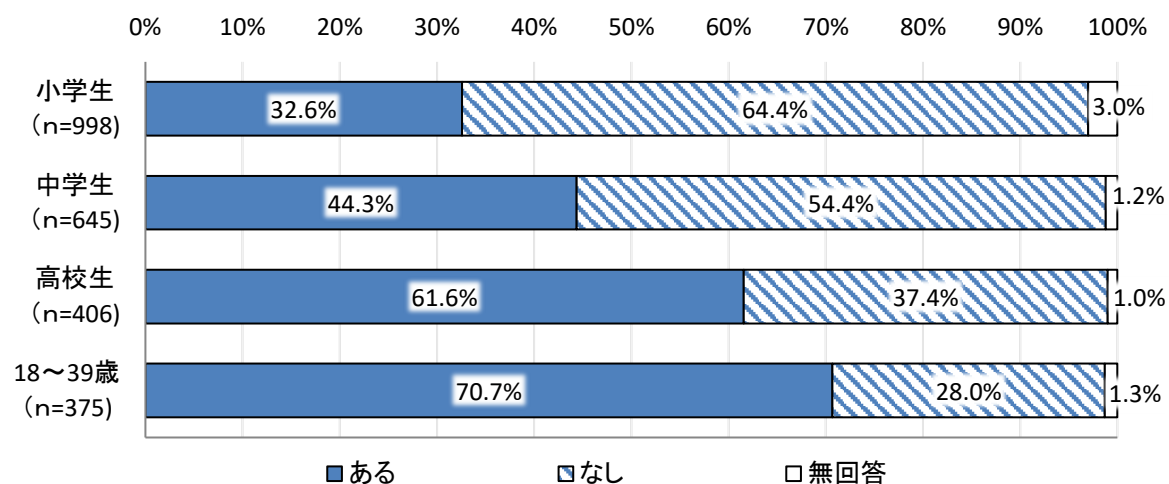


18～39 歳は小学生・中学生・高校生と同じく、「興味がないから」が最も多く、次いで「情報がないから」となっています。一方、保護者は「仕事などが忙しいから」が最も多く、次いで「情報がないから」となっています。

④ 悩み・心配ごと

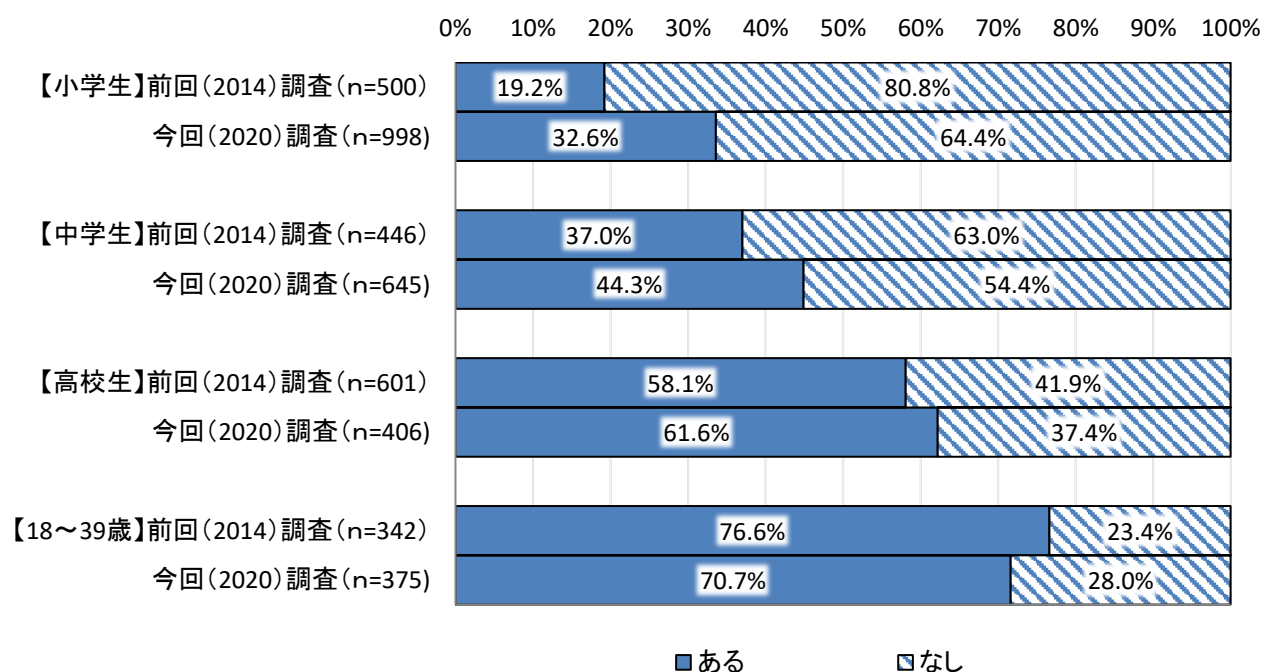
■ 悩み・心配

現在、悩みごとや心配ごとがありますか。【あてはまる 1 つに○】



「ある」と回答した割合は、18～39 歳が最も多く 70.7%、次いで高校生が 61.6%、中学生が 44.3%となっています。

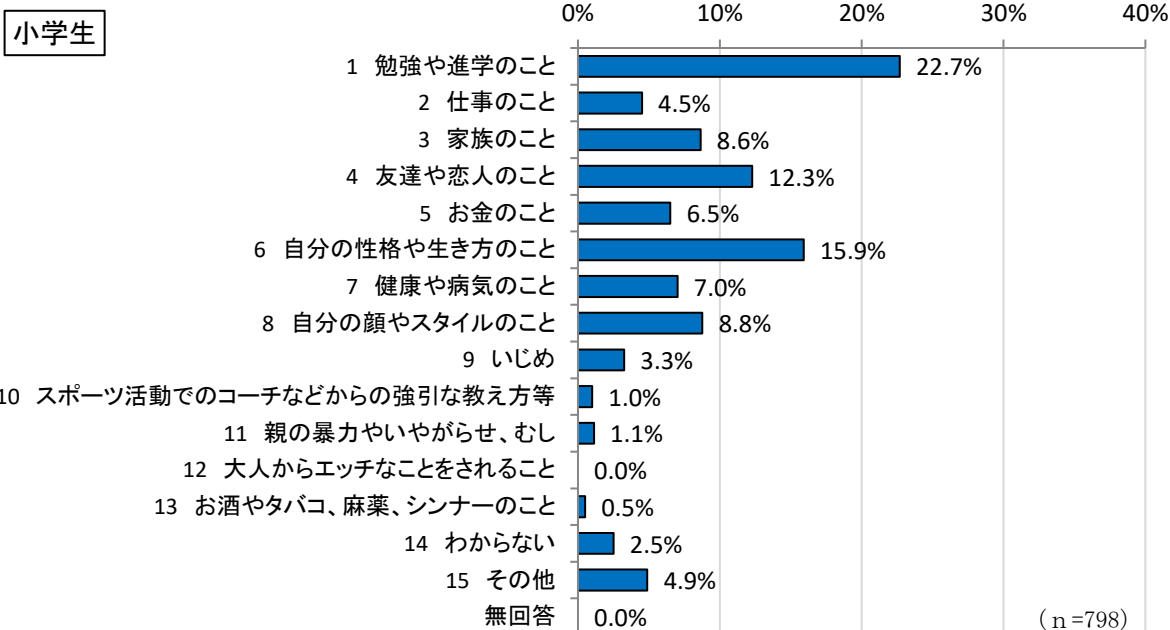
経年比較



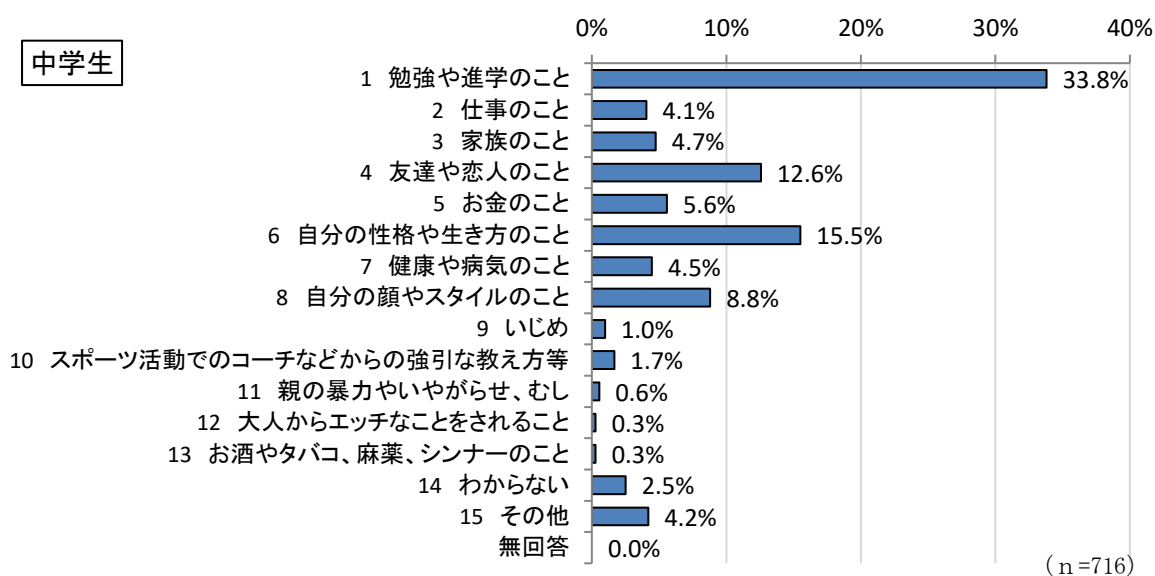
前回調査と比較すると、小学生・中学生・高校生ともに「ある」の割合は増加しています。一方、18～39 歳の割合は減少しています。

■ 悩み・心配の理由

「ある」と答えた人にお聞きします。悩みごと、心配ごとは次のどれにあてはまりますか。
【あてはまるすべてに○】

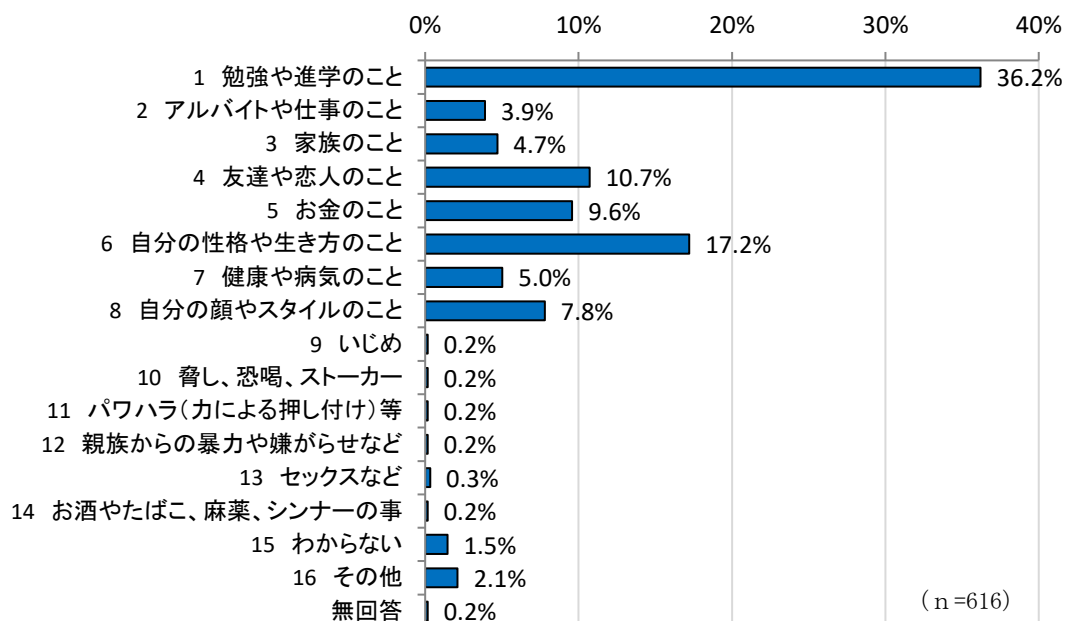


「勉強や進学のこと」が最も多く 22.7%、次いで「自分の性格や生き方のこと」が 15.9%、「友達や恋人のこと」が 12.3%となっています。



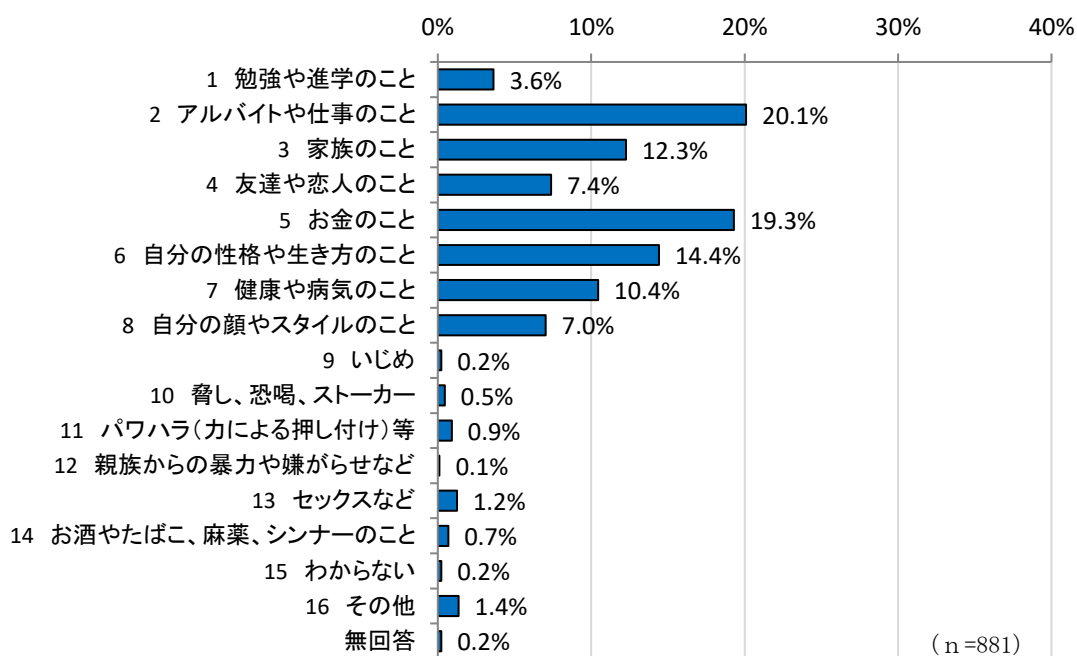
「勉強や進学のこと」が最も多く 33.8%、次いで「自分の性格や生き方のこと」が 15.5%、「友達や恋人のこと」が 12.6%となっています。

高校生



「勉強や進学のこと」が最も多く 36.2%、次いで「自分の性格や生き方のこと」が 17.2%、「友達や恋人のこと」が 10.7%となっています。

18～39歳

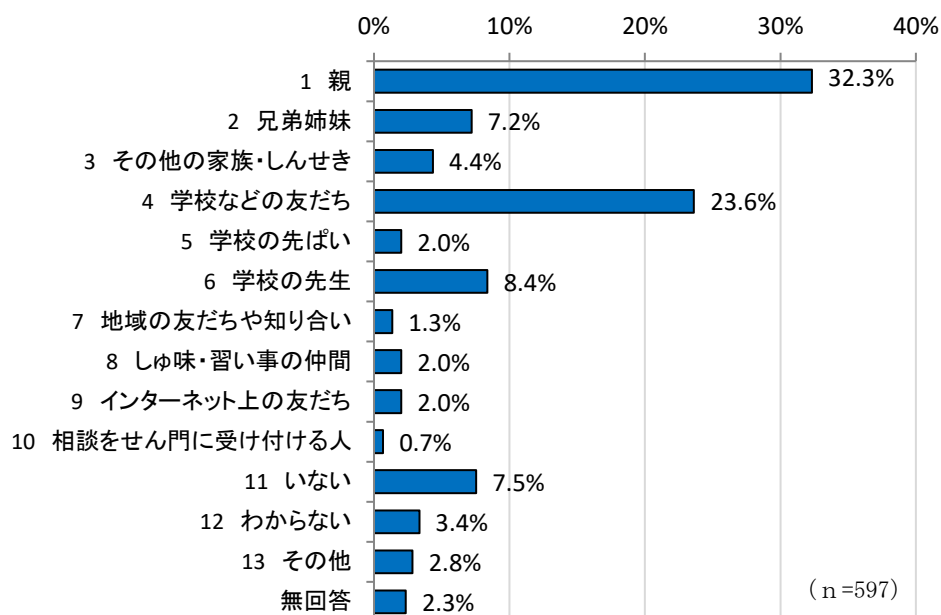


「アルバイトや仕事のこと」が最も多く 20.1%、次いで「お金のこと」が 19.3%、「自分の性格や生き方のこと」が 14.4%となっています。

■ 悩み・心配の相談相手

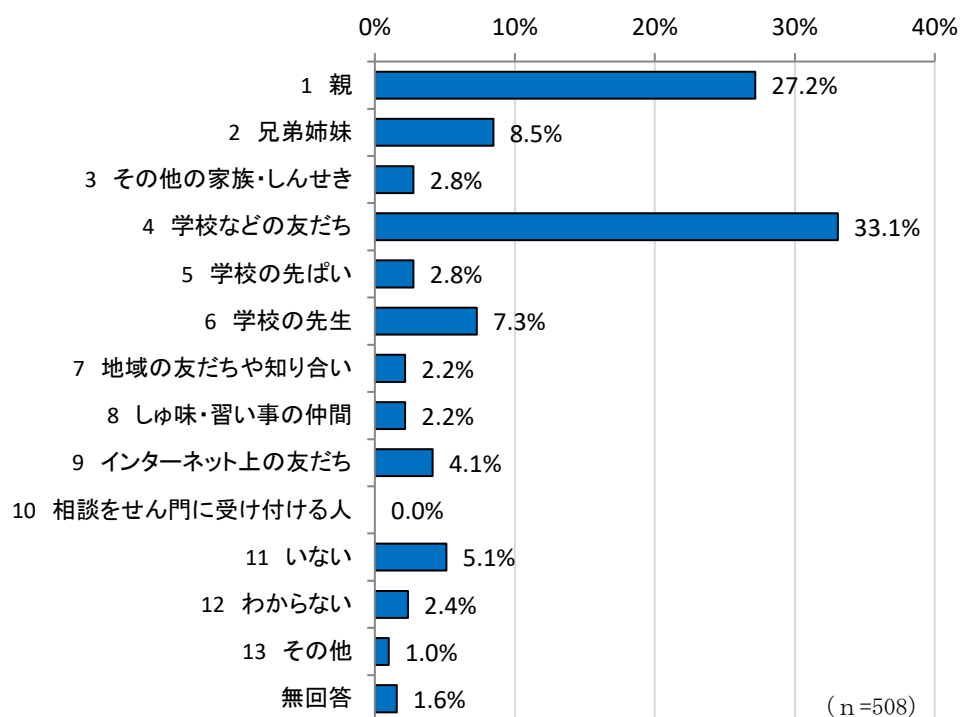
悩みごと、心配ごとで困ったときは、誰に相談しますか。【あてはまる3つまで○】

小学生

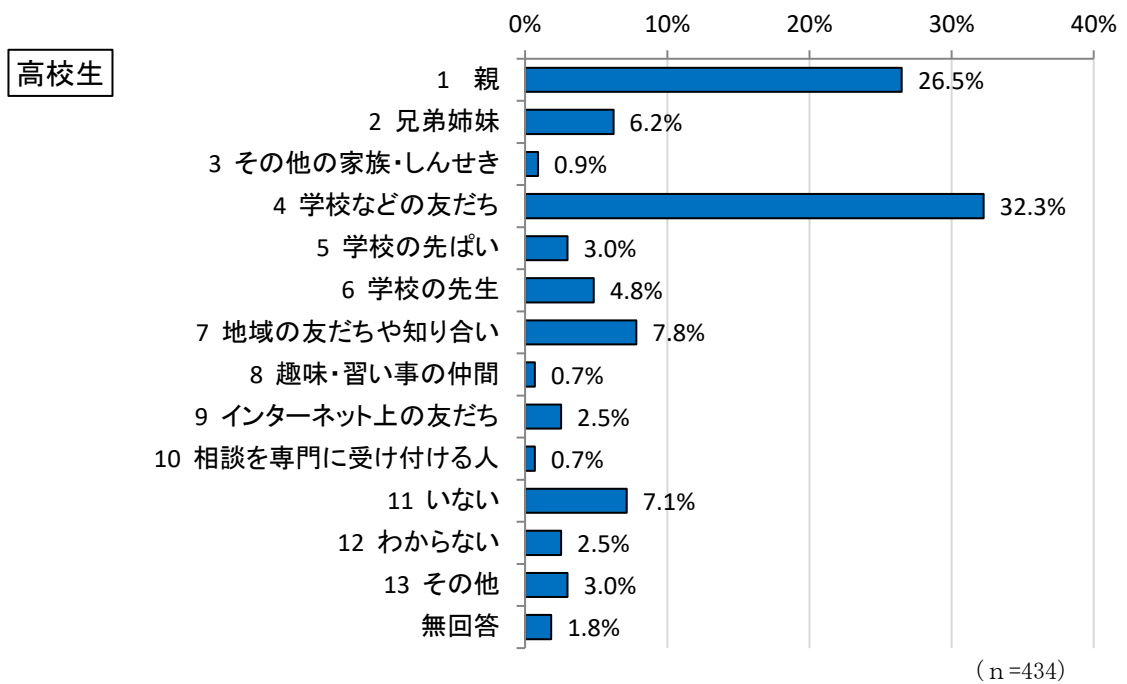


「親」が最も多く 32.3%、次いで「学校などの友達」が 23.6%、「学校の先生」が 8.4%となっています。

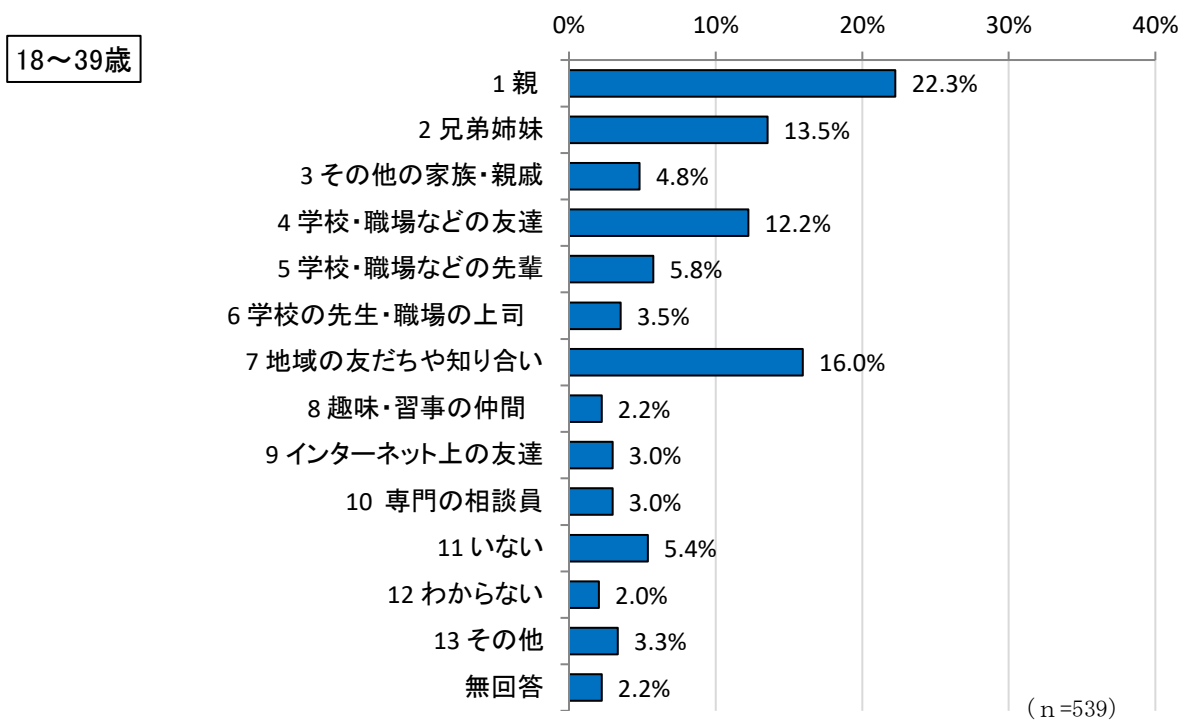
中学生



「学校などの友達」が最も多く 33.1%、次いで「親」が 27.2%、「兄弟姉妹」が 8.5%となっています。



「学校などの友達」が最も多く 32.3%、次いで「親」が 26.5%、「地域の友だちや知り合い」が 7.8%となっています。

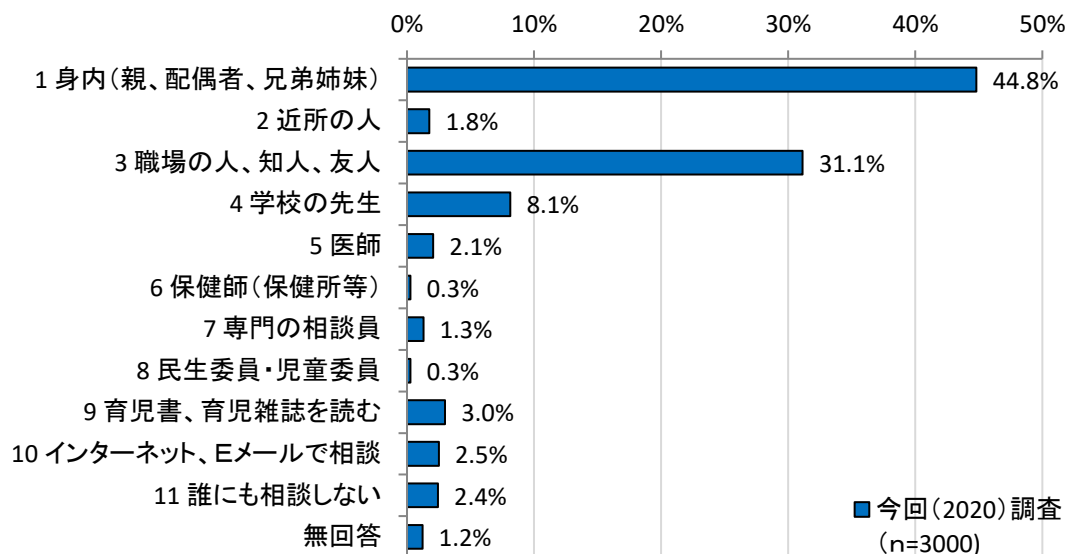


「親」が最も多く 22.3%、次いで「地域の友だちや知り合い」が 16.0%、「兄弟姉妹」が 13.5%となっています。

⑤ 子どもを取り巻く問題

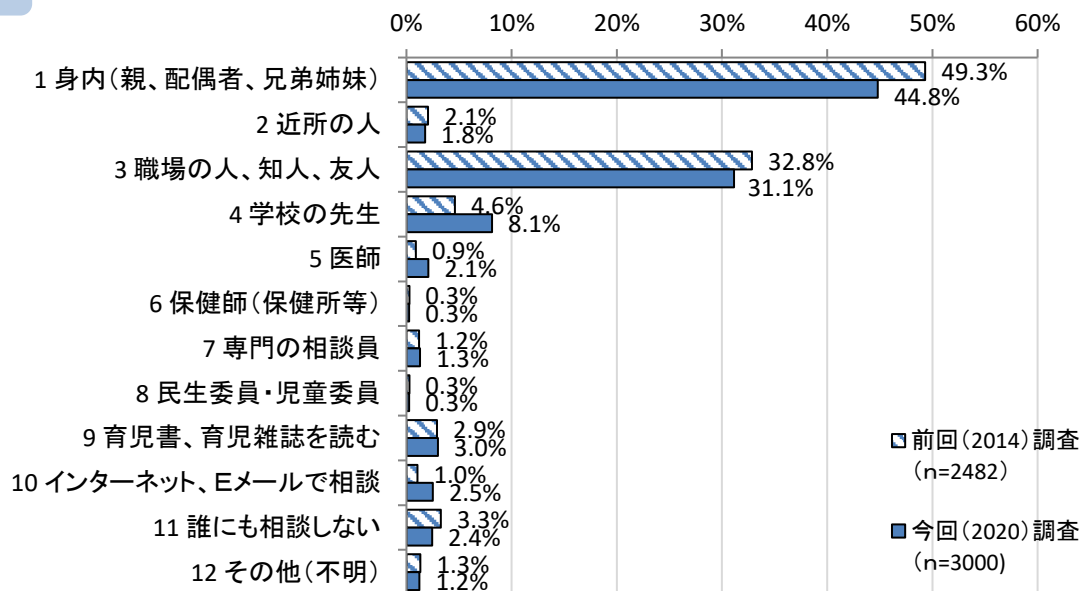
■ 子育ての悩み・心配の相談相手

子育てに関する悩みや不安などを、どなたに相談していますか。(保護者対象)【あてはまるすべてに○】



「身内(親、配偶者、兄弟姉妹)」が最も多く 44.8%、次いで「職場の人、知人、友人」が 31.1%、「学校の先生」が 8.1%となっています。

経年比較

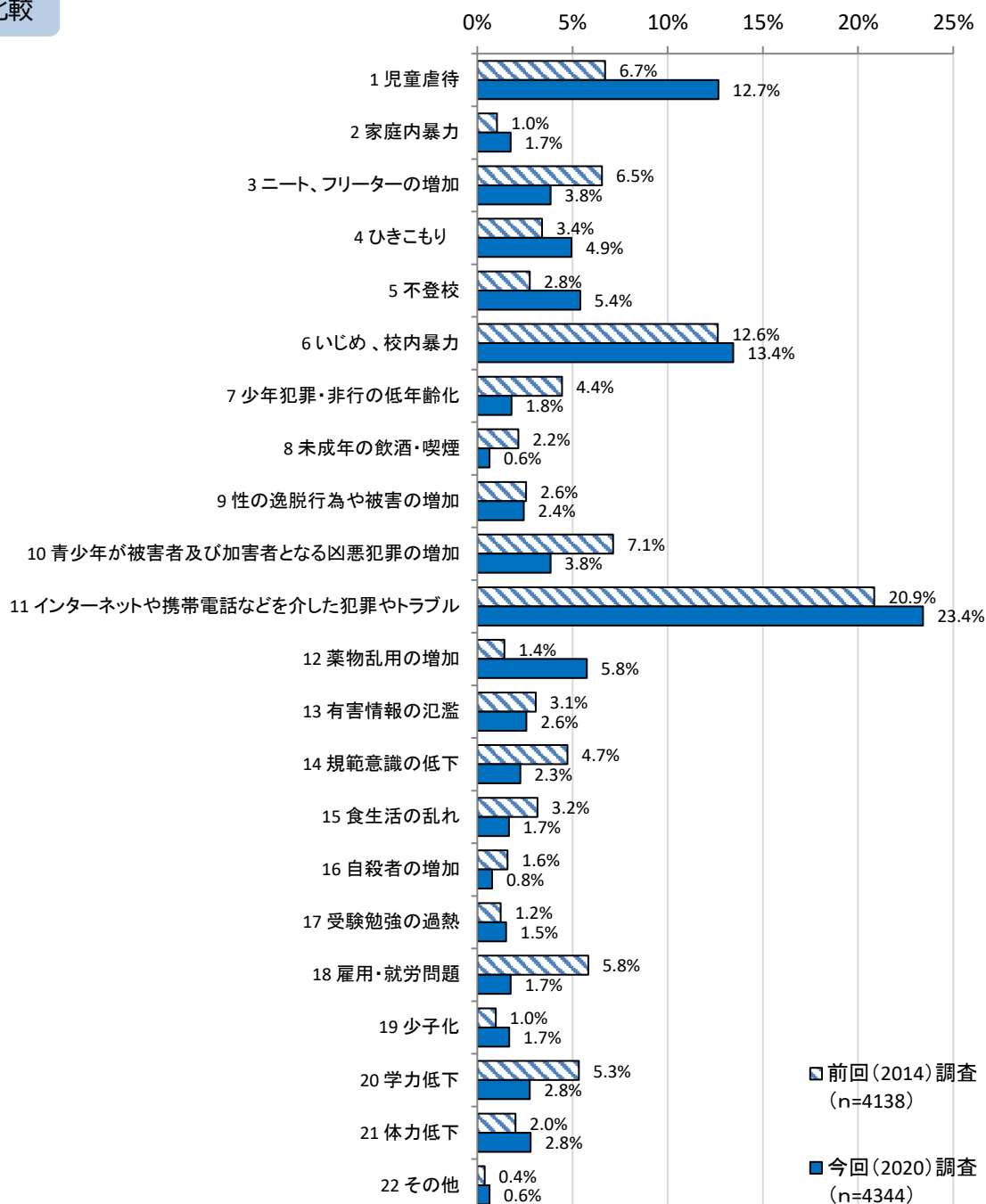


前回調査と比較すると、「学校の先生」、「医師」「インターネット、Eメールで相談」の割合が増加しています。一方、「身内(親、配偶者、兄弟姉妹)」、「職場の人、知人、友人」の割合は減少しています。

■ 関心のある問題

最近の子どもたちを取り巻く問題で関心のあることは何ですか。(保護者対象)【あてはまる3つまで○】

経年比較



「インターネットや携帯電話などを介した犯罪やトラブル」が最も多く 23.4%、次いで「いじめ、校内暴力」が 13.4%、「児童虐待」が 12.7%となっています。

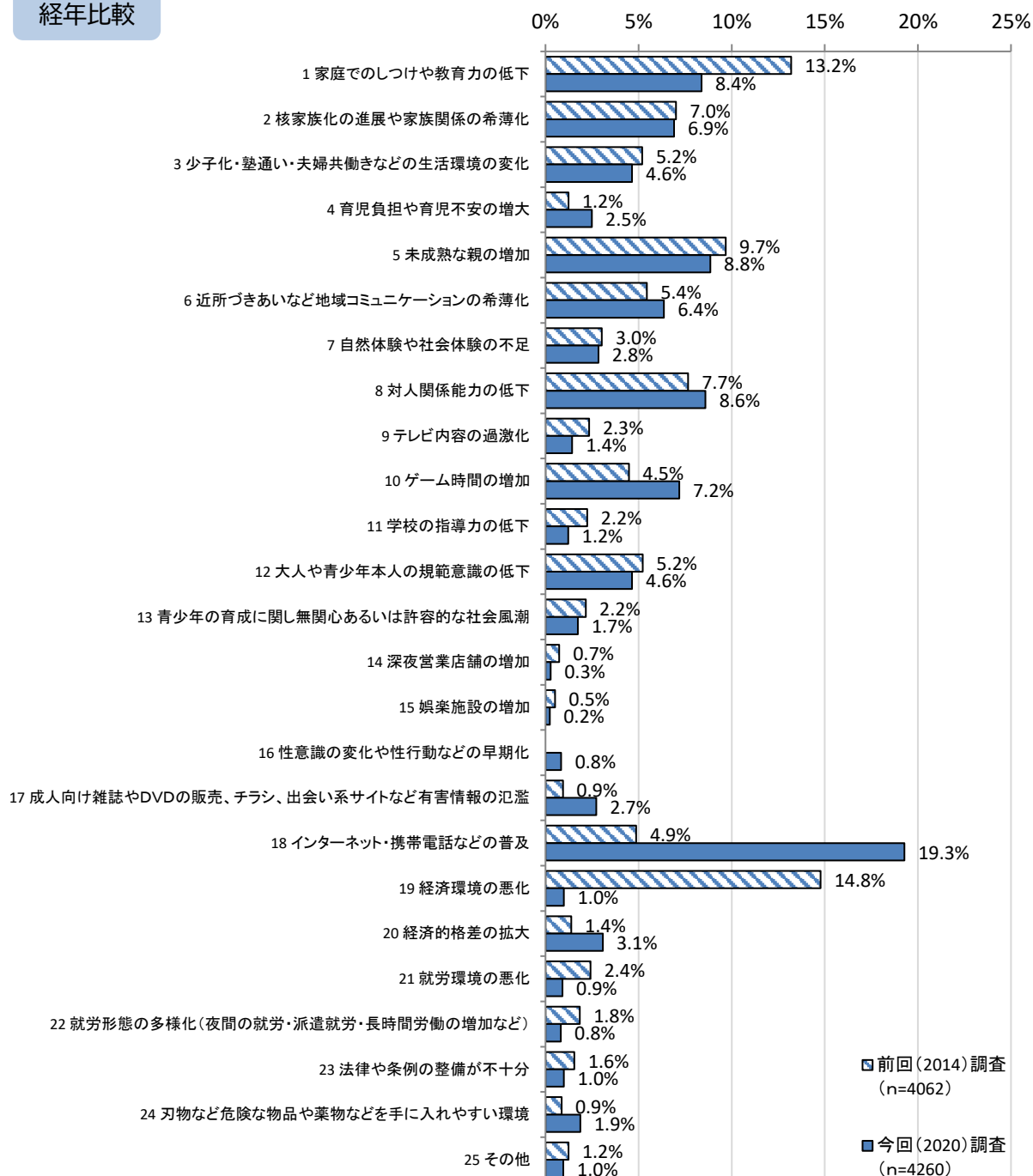
前回調査と比較すると、「児童虐待」、「インターネットや携帯電話などを介した犯罪やトラブル」「不登校」の割合が増加しています。一方、「ニート、フリーターの増加」、「青少年が被害者及び加害者となる凶悪犯罪の増加」、「雇用・就労問題」の割合は減少しています。

■ 問題の原因

最近の子どもたちを取り巻く問題について、原因は何だと思われますか。（保護者対象）

【あてはまる3つまで○】

経年比較



「インターネット・携帯電話などの普及」が最も多く 19.3%、次いで「未成熟な親の増加」が 8.8%、「対人関係能力の低下」が 8.6%となっています。

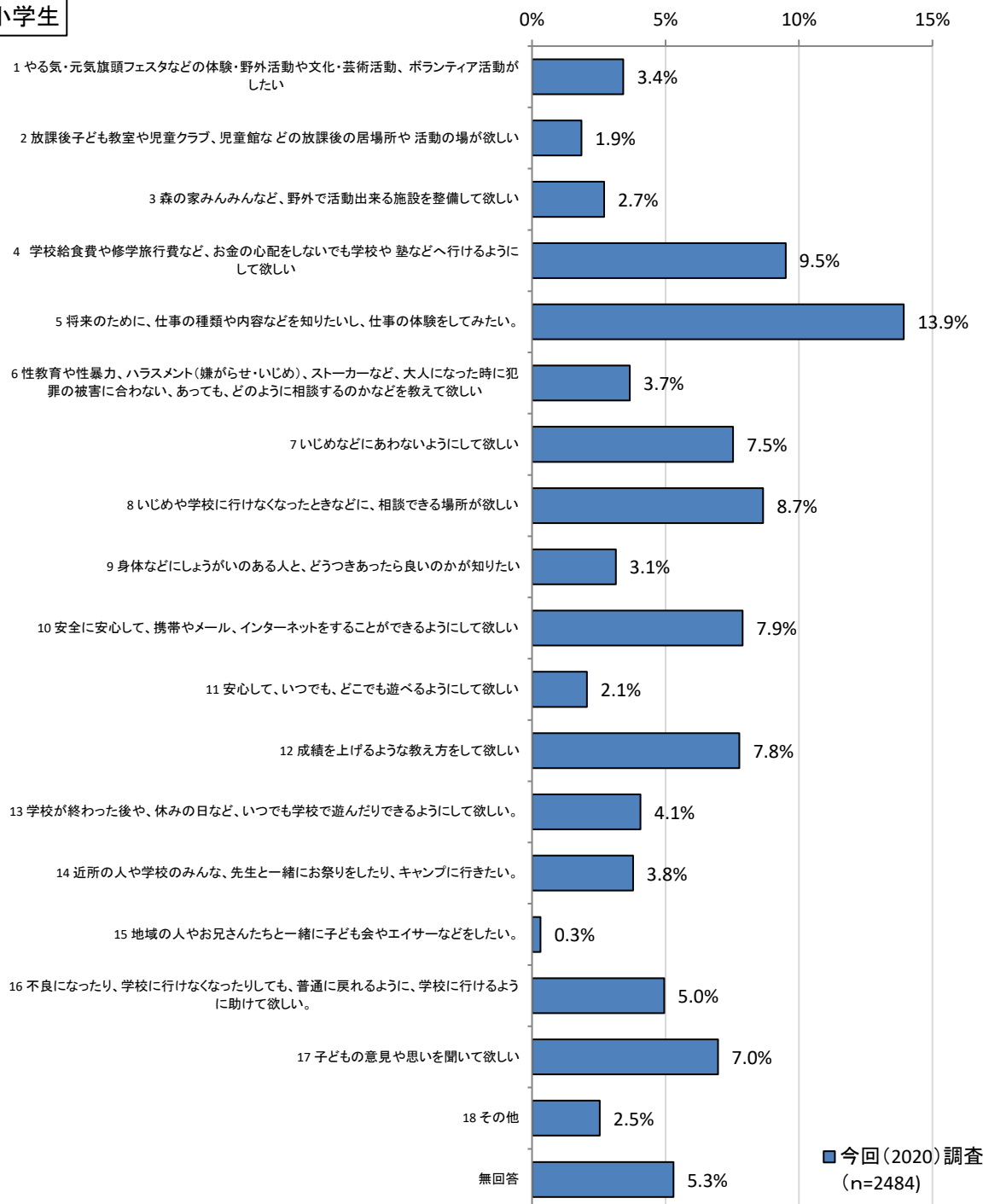
前回調査と比較すると、「インターネット・携帯電話などの普及」、「ゲーム時間の増加」の割合が増加しています。一方、「経済環境の悪化」、「家庭でのしつけや教育力の低下」の割合は減少しています。

⑥ 子どもを取り巻く問題への対策

■ 教えてもらいたい、やってみたいことなど

あなたは、現在、どのようなことを、詳しく教えてもらいたい、知りたい、やってみたい、また必要だと思いますか？【あてはまる3つまで○】

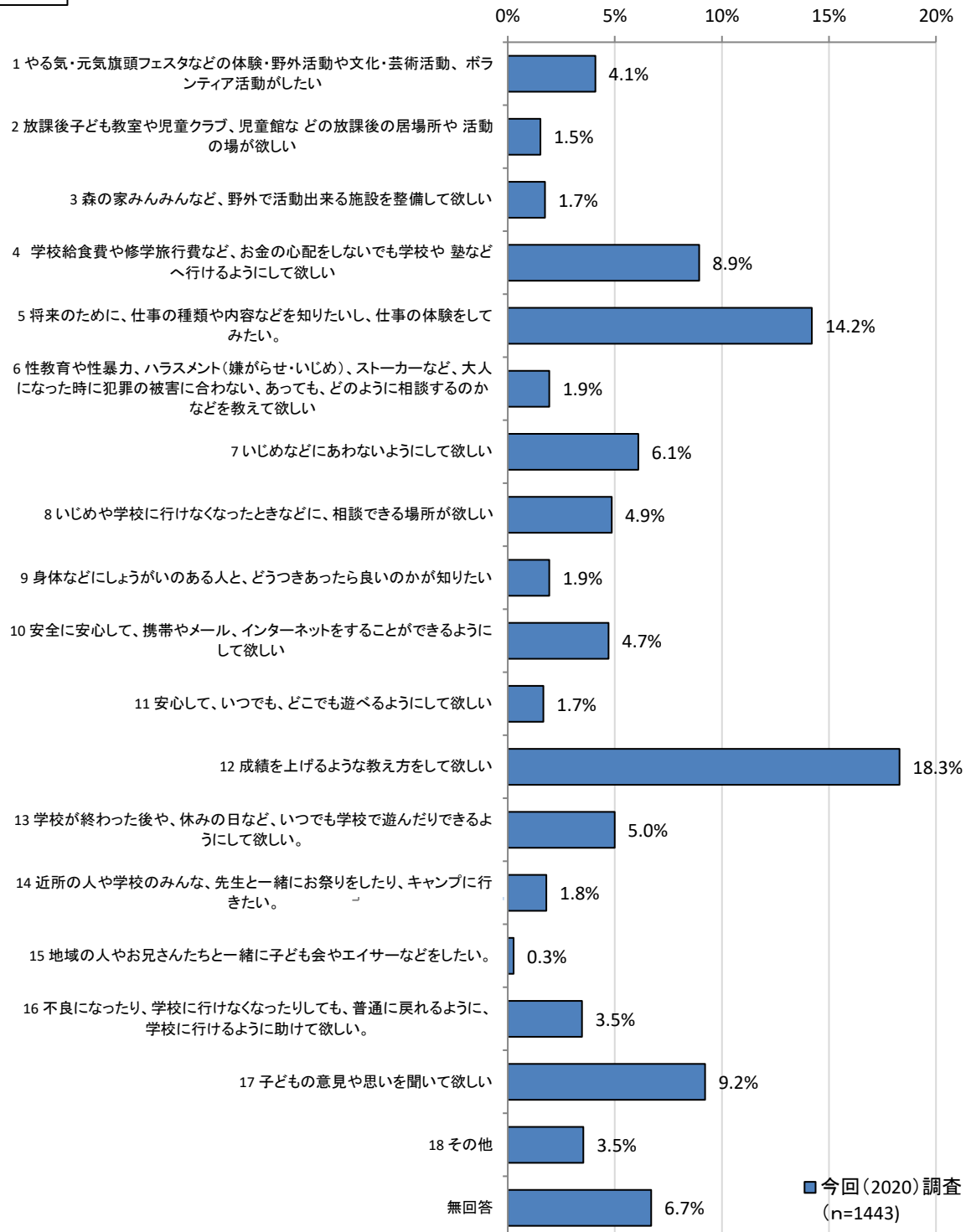
小学生



「将来のために、仕事の種類や内容などを知りたいし、仕事の体験をしてみたい」が最も多く13.9%、次いで「学校給食費や修学旅行費など、お金の心配をしないで学校や塾などへ行けるようにして欲しい」が9.5%、「いじめや学校に行けなくなったときなどに、相談できる場所が欲しい」が8.7%となっています。

あなたは、現在、どのようなことを、詳しく教えてもらいたい、知りたい、やってみたい、また必要だと思いますか？【あてはまる3つまで○】

中学生

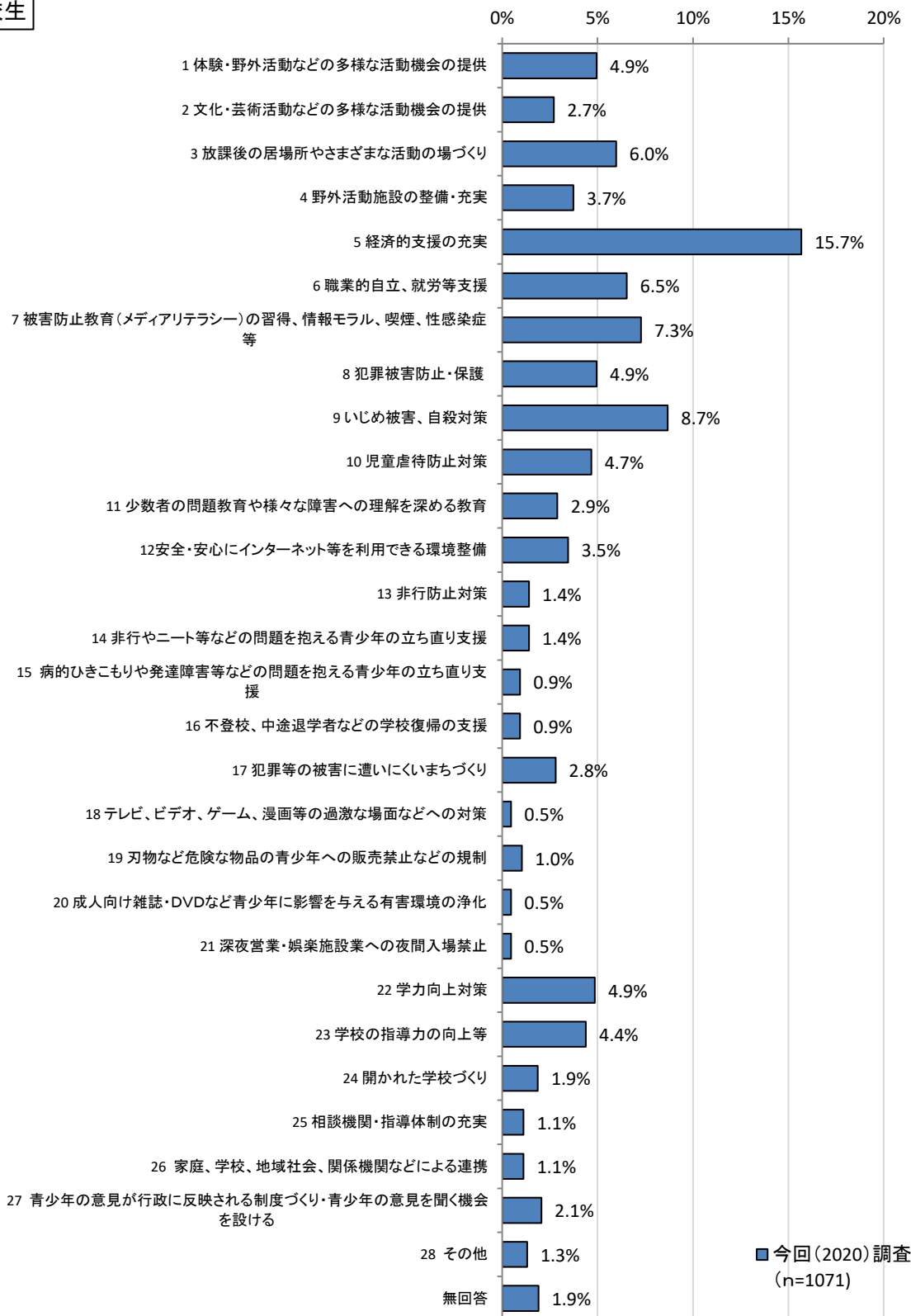


「成績を上げるような教え方をして欲しい」が最も多く 18.3%、次いで「将来のために、仕事の種類や内容などを知りたいし、仕事の体験をしてみたい」が 14.2%、「子どもの意見や思いを聞いて欲しい」が 9.2%となっています。

■ 楽しく安心な暮らしに必要なこと

あなたが楽しく安心して暮らすには、何が必要だと思いますか。【あてはまる3つまで○】

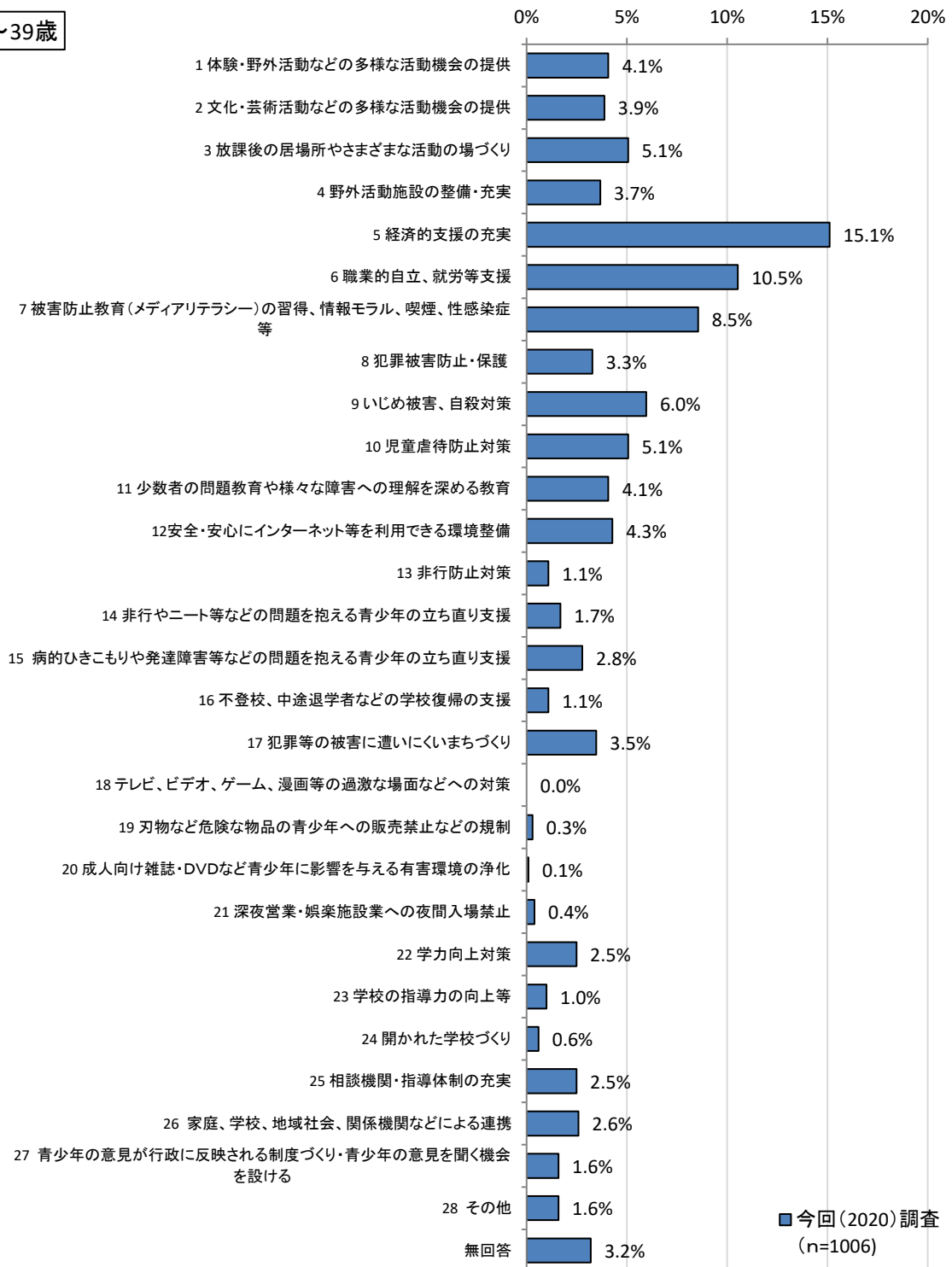
高校生



「経済的支援の充実」が最も多く 15.7%、次いで「いじめ被害、自殺対策」が 8.7%、「被害防止教育（メディアリテラシー）の習得、情報モラル、喫煙、性感染症等」が 7.3%となっています。

あなたが楽しく安心して暮らすには、何が必要だと思いますか。【あてはまる3つまで○】

18～39歳

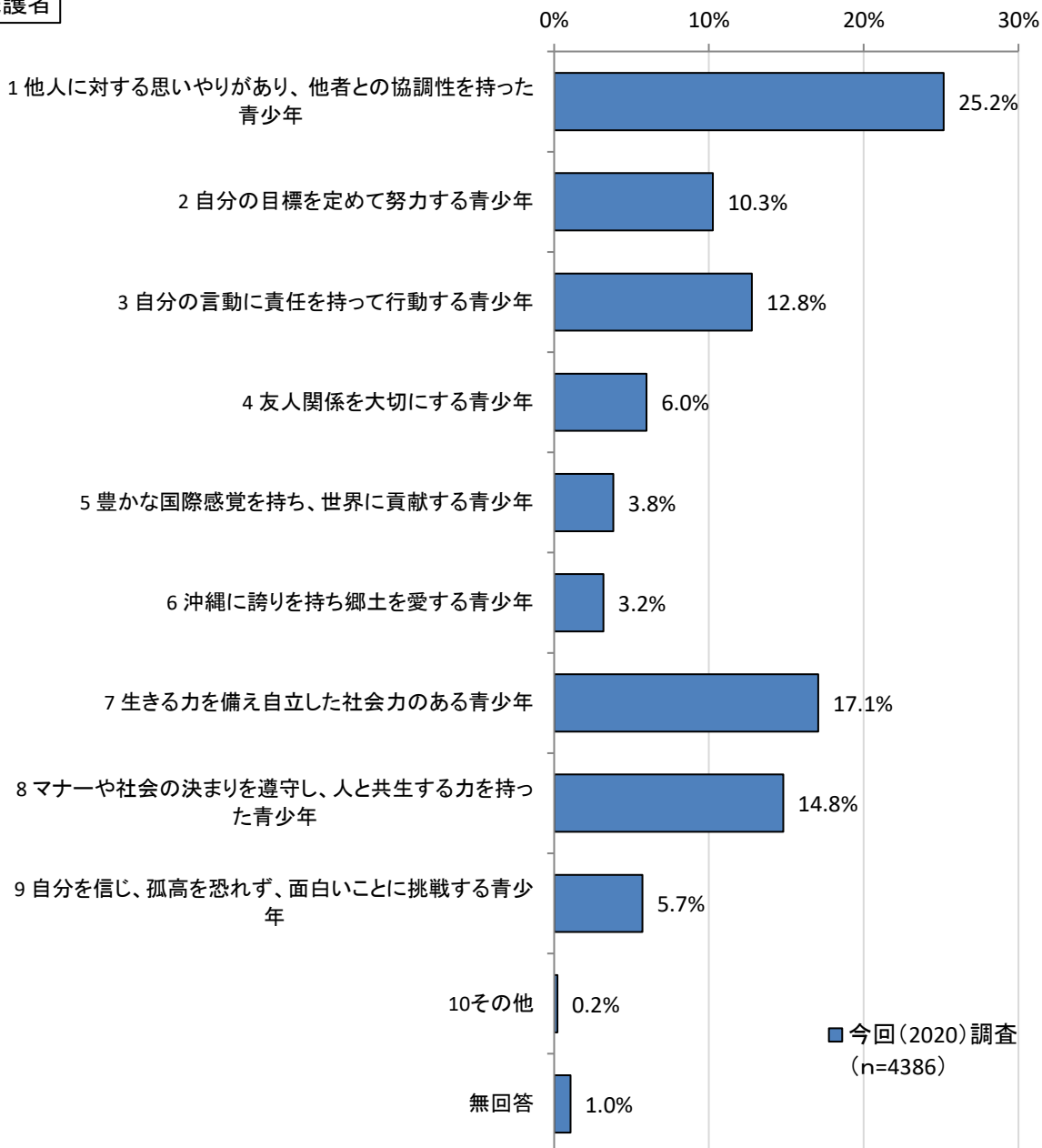


「経済的支援の充実」が最も多く 15.1%、次いで「職業的自立、就労等支援」が 10.5%、「被害防止教育（メディアリテラシー）の習得、情報モラル、喫煙、性感染症等」が 8.5%となっています。

■ 望ましい青少年像

次代を担う青少年像として特に望ましいと思われるものはありますか。(保護者対象)
【あてはまる3つまで○】

保護者

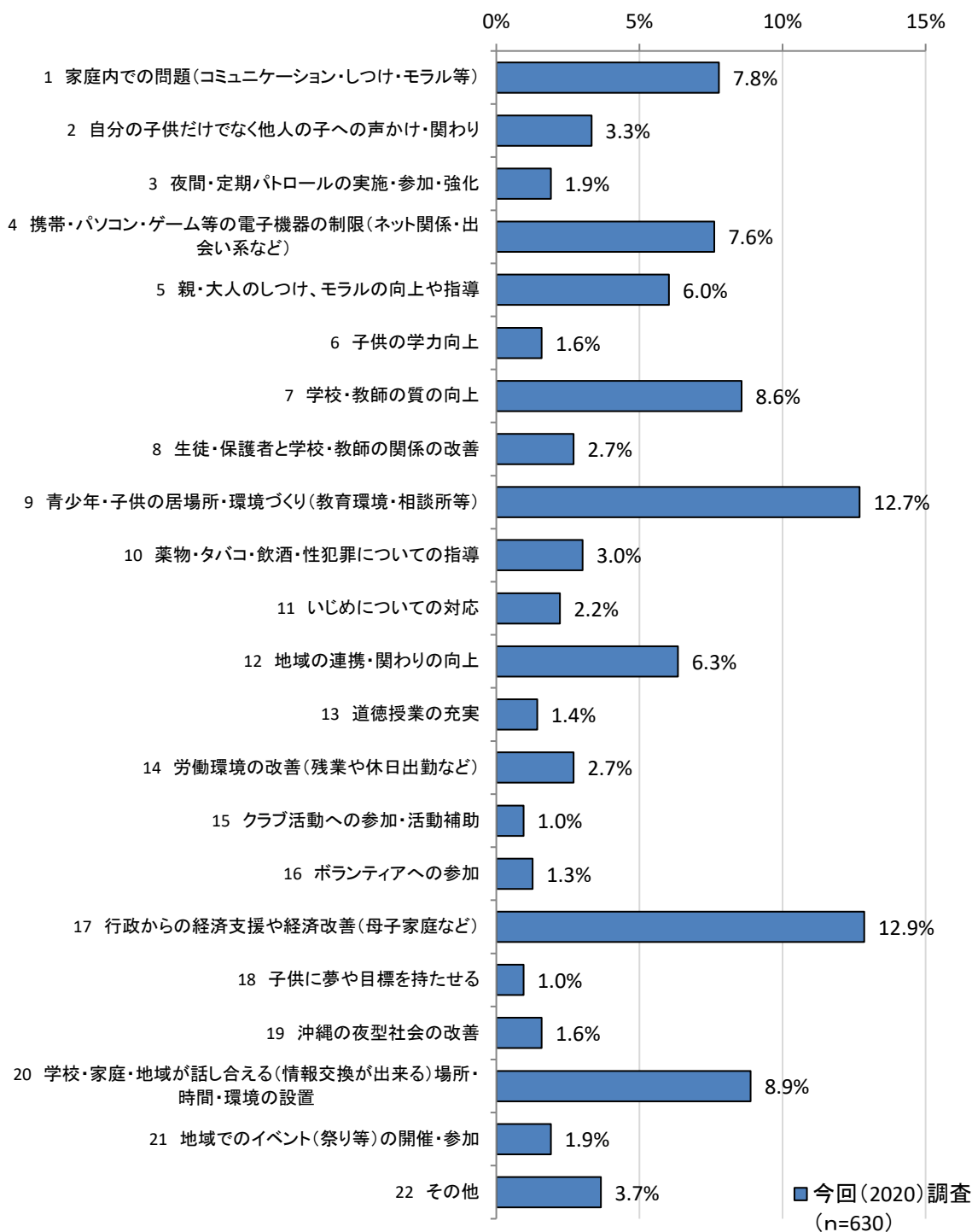


「他人に対する思いやりがあり、他者との協調性を持った青少年」が最も多く 25.2%、次いで「生きる力を備え自立した社会力のある青少年」が 17.1%、「マナーや社会の決まりを遵守し、人と共生する力を持った青少年」が 14.8%となっています。

■ 青少年問題に必要な対策

那覇市の青少年の諸問題に取り組むためには、どのような対策が必要と思われますか。
あなたの考えることを□の中に記入して下さい。（保護者対象）

※自由記述による回答内容を類似しているカテゴリー（選択肢）で分類

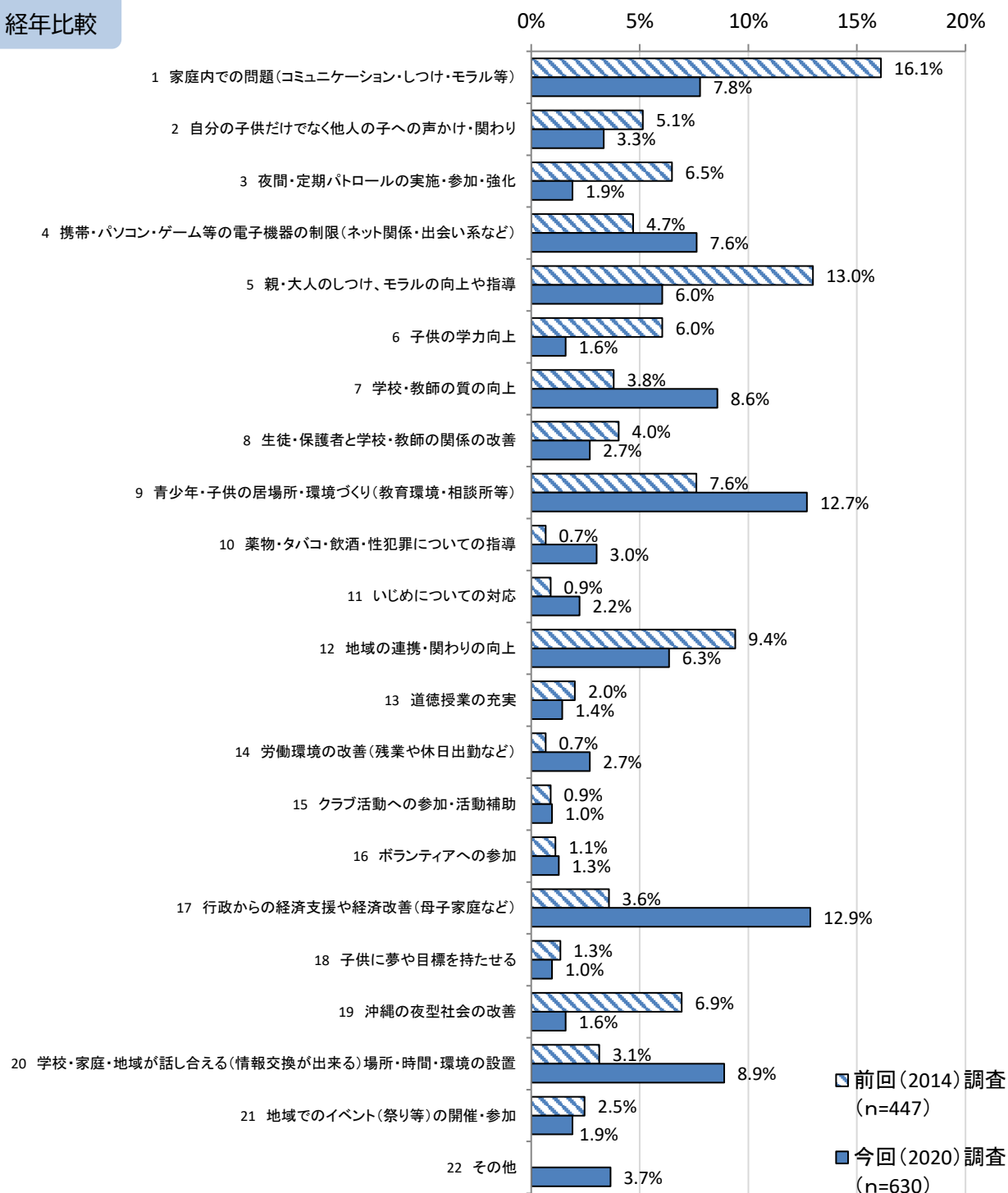


「行政からの経済支援や経済改善（母子家庭など）」が最も多く 12.9%、次いで「青少年・子供の居場所・環境づくり（教育環境・相談所等）」が 12.7%、「学校・家庭・地域が話し合える（情報交換が出来る）場所・時間・環境の設置」が 8.9%となっています。

那覇市の青少年の諸問題に取り組むためには、どのような対策が必要と思われますか。
あなたの考えることを□の中に記入して下さい。（保護者対象）

※自由記述による回答内容を類似しているカテゴリー（選択肢）で分類

経年比較

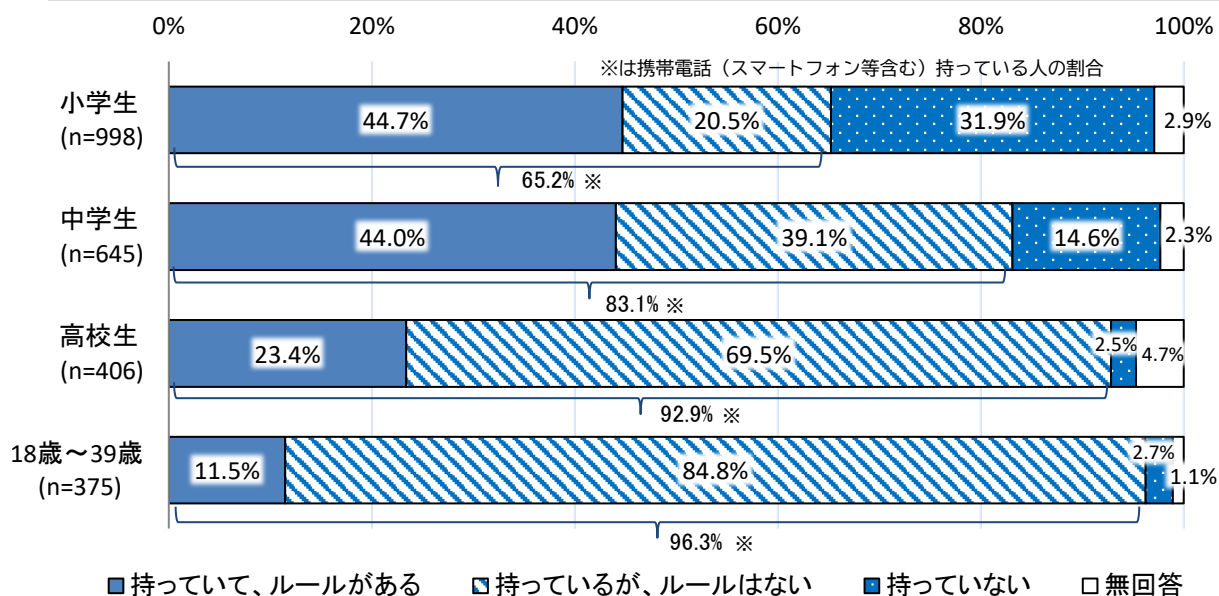


前回調査と比較すると、「行政からの経済支援や経済改善（母子家庭など）」、「青少年・子供の居場所・環境づくり（教育環境・相談所等）」の割合が増加しています。一方、「家庭内での問題（コミュニケーション・しつけ・モラル等）」、「親・大人のしつけ、モラルの向上や指導」の割合は減少しています。

⑦ 携帯電話・インターネット・SNS 等について

■ 携帯電話（スマートフォン）の使用

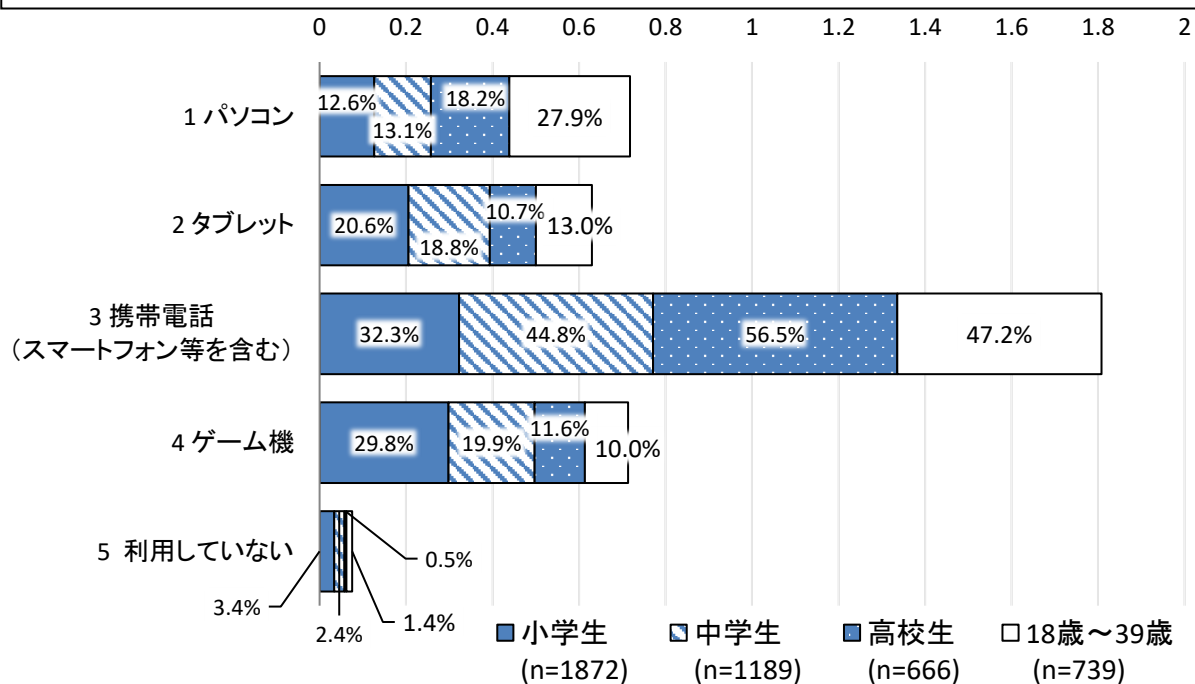
あなたは、携帯電話（スマートフォン等を含む）を持っていますか。
また、家族でルールを決めていますか。【あてはまる 1 つに○】



「持っていて、ルールがある」と回答した割合は、小学生が最も多く 44.7%、次いで、中学生が 44.0%、高校生が 23.4%となっています。

■ インターネットの使用

あなたは、どんなインターネット機器を利用していますか。【あてはまるすべてに○】

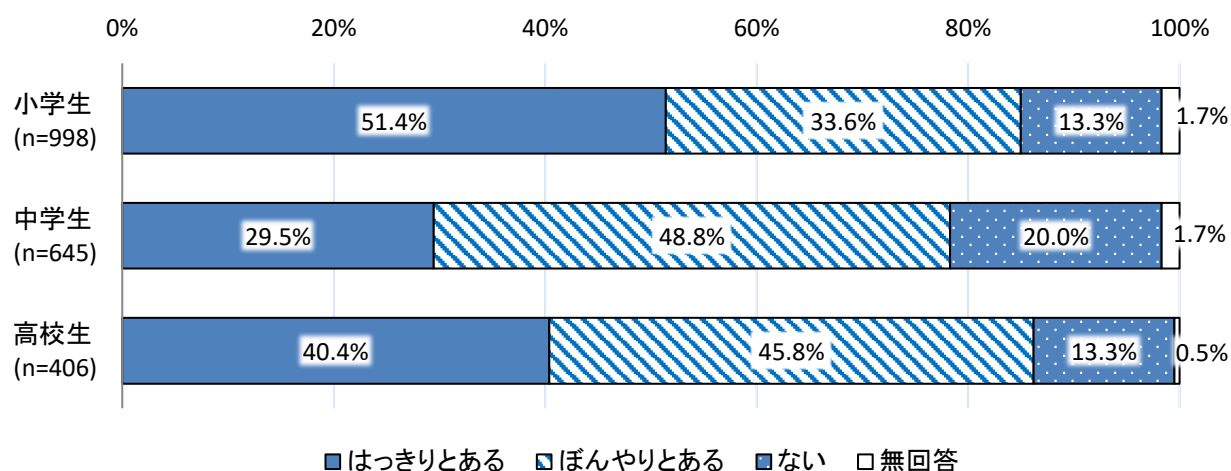


どの世代ともに「携帯電話（スマートフォン等を含む）」の割合が最も多く、次いで「パソコン」、「ゲーム機」となっています。

⑧ 就労について

■ 将来就きたい職業

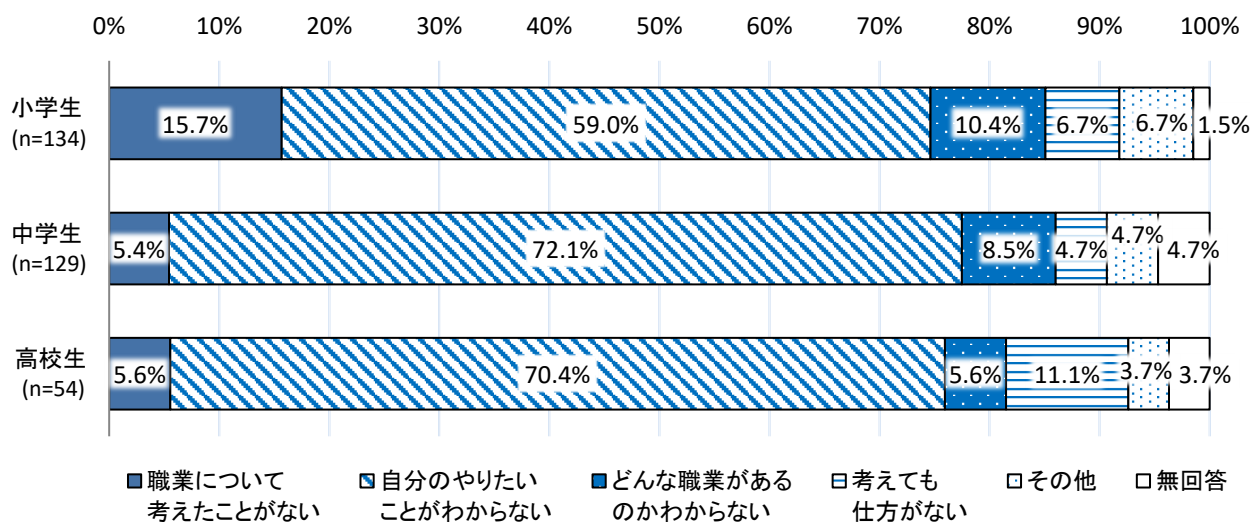
あなたは、将来就きたい職業がありますか。【あてはまる1つに○】



「はっきりとある」と回答した割合が最も高いのが小学生で51.4%、次いで高校生が40.4%、中学生が29.5%となっています。

■ 就きたい職業がない理由

就きたい職業がない理由はなぜですか。【あてはまる1つに○】

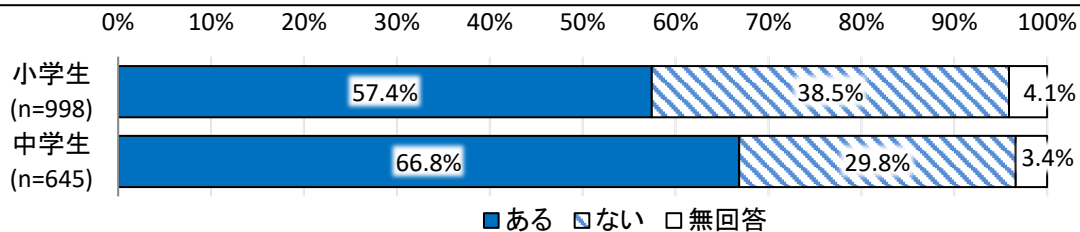


どの世代とも「自分のやりたいことがわからない」の割合が最も多くなっています。次いで小学生では「職業について考えたことがない」、中学生では「どんな職業があるのかわからない」、高校生では「考えても仕方がない」が多くなっています。

⑨ 海外や異文化への関心

■ 海外や異文化への関心

あなたは、海外や異文化との関わり方について関心がありますか。【あてはまる 1 つに○】

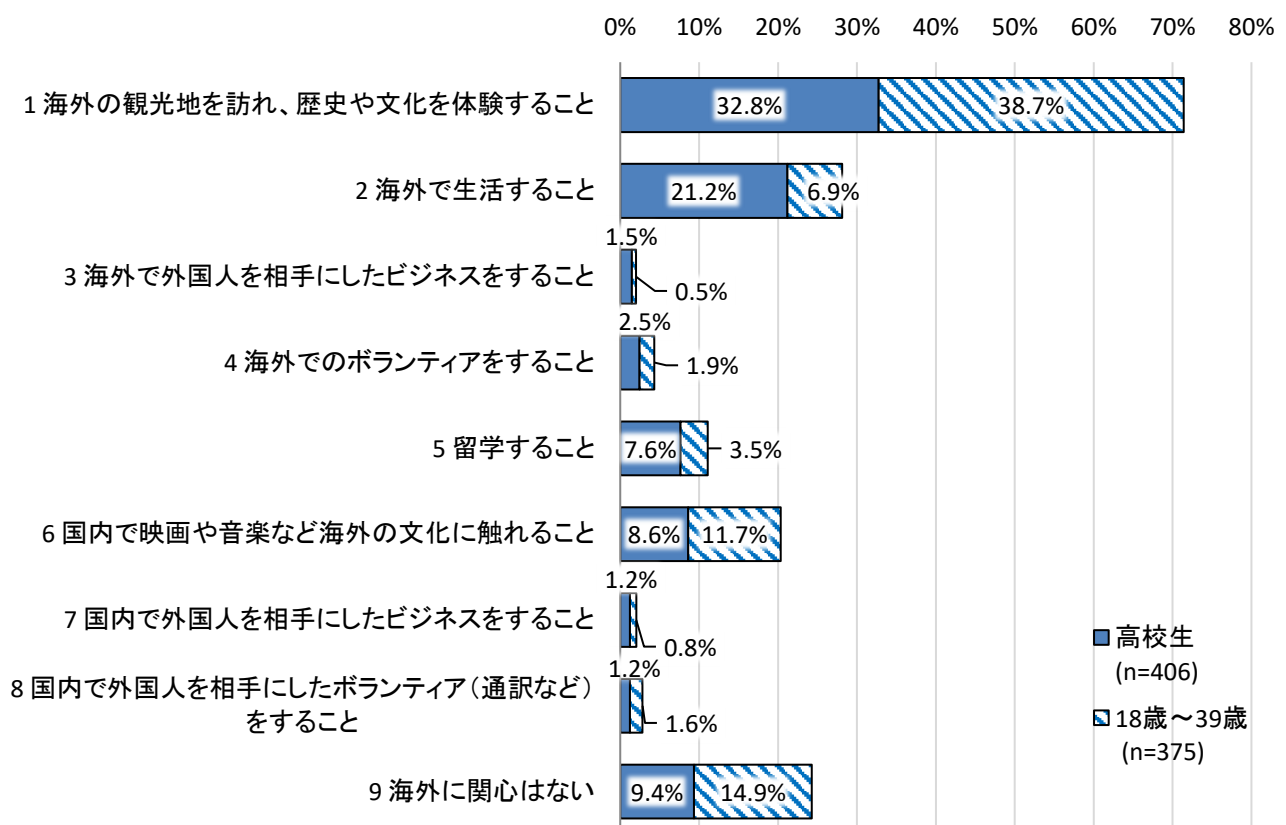


海外や異文化へ関心が「ある」と回答した割合は、小学生で 57.4%、中学生で 66.8%と、ともに過半数を超えています。

■ 海外や異文化への関わり方

あなたは、海外や異文化との関わり方についてどのようなことに関心がありますか。

【あてはまる 1 つに○】



高校生は「海外の観光地を訪れ、歴史や文化を体験すること」が最も多く 32.8%、次いで「海外で生活すること」が 21.2%、「海外に関心はない」が 9.4%となっています。

18～39 歳は「海外の観光地を訪れ、歴史や文化を体験すること」が最も多く 38.7%、次いで「海外に関心はない」が 14.9%、「国内で映画や音楽など海外の文化に触れること」が 11.7%となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

この計画の基本理念は、「な—ふあぬわらび・わかむん計画」で掲げた基本理念を引き続き継承し、この理念を具現化するために各施策を進めていきます。

本計画の基本理念

子どもの笑顔と、若者の希望を、みんなで育むまち

子ども・若者は、未来を担うかけがえのない存在であり、地域社会に活力と明るさをもたらす宝です。私たちは、すべての子どもの権利を尊重し、確保することとしている子どもの権利条約の下、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を守っていかなければなりません。また、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、SDGsの達成に取り組んでいく必要があります。

このような基本的な背景を踏まえ、すべての子ども・若者が将来への夢と希望を抱き、自らの能力を生かし自立・活躍できるよう、その成長を社会全体で応援することを目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs ロゴ (引用元：国連広報センター)

◆SDGs とは

「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標です。「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指して、貧困や飢餓、教育など17のゴール(目標)と169のターゲットを設定し、先進国を含む国際社会全体の目標として取り組むものです。

2 基本目標

本計画の基本理念を実現するため、那覇市青少年実態調査の結果に基づき、次の3つを基本目標として施策を推進していきます。また、新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、社会状況の変化に応じた取り組みを行います。

基本目標 1

すべての子ども・若者の健やかな育成

子ども・若者の基本的な生活習慣等の習得について、家庭を中心に形成されるよう支援するとともに、各発達段階に応じた悩みや相談に適切に対応できる体制づくりに取り組みます。また、学力の向上やキャリア教育、健康教育等を推進し、自ら考え自ら守る力を育成し、困難な状況に陥らないよう予防を図ります。

基本目標 2

困難を有する子ども・若者やその家族の支援

子ども・若者が抱える困難は一人ひとり異なり、属性や環境により複雑化・深刻化していることが多く、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者やその家族が、その困難を乗り越えて成長していけるよう関係機関が一体となってきめ細かな支援を行います。

基本目標 3

子ども・若者の成長のための社会環境の整備

家庭や地域、学校が一体となり、子ども・若者をあたたかく見守る環境づくりを推進するとともに、社会性や豊かな人間性を育むことができるよう地域等における体験・交流活動の機会の充実を図ります。また、困難を有する子ども・若者やその家族の誰もが健康で文化的な生活を営むことができる環境の整備に取り組みます。

3 施策体系

基本理念	基本目標	基本施策
子どもの笑顔と、若者の希望を、みんなで育むまち	1 すべての子ども・若者の健やかな育成	(1) 自己形成のための支援
		(2) 子ども・若者の健康と安全安心の確保
		(3) 若者の職業的自立、就労等支援
		(4) 社会形成への参画支援
	2 困難を有する子ども・若者やその家族の支援	(1) 困難な状況ごとの取り組み
		(2) 子ども・若者の被害防止・保護
	3 子ども・若者の成長のための社会環境の整備	(1) グローバル社会で活躍する人材の育成
		(2) 社会貢献活動等に対する応援
		(3) 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築
		(4) 子育て支援等の充実
		(5) 多様で柔軟な働き方の推進
		(6) 地域における多様な担い手の養成・支援

4 関連事業一覧

基本理念	基本目標	基本施策	施策の展開（事業名等）
子どもの笑顔と、若者の希望を、みんなで育むまち	1 すべての子ども・若者の健やかな育成	(1) 自己形成のための支援	1 出前博物館 2 伝統芸能楽器貸出 3 他県青少年団体受入れ 4 「那覇市子どもの読書活動推進計画」の推進 5 スポーツ専門指導員派遣事業 6 那覇市少年少女ドッジボール大会 7 スポーツフェスティバル in なは 8 那覇市スポーツ少年団への支援 9 那覇市健康ウォーキング推進事業 10 児童生徒のスポーツ県外派遣補助 11 少年教室、親子ふれあい講座等（公民館講座事業） 12 青年講座（公民館講座事業） 13 中学生・高校生の読書活動の推進 14 小・中学校英語指導員配置事業 15 中学校部活指導員配置事業 16 ICT教育の充実
		(2) 子ども・若者の健康と安全安心の確保	17 「思春期の心と体」のための意識啓発事業 18 消費生活相談事業 19 那覇市人権擁護委員協議会負担金 20 暴対市民会議による青少年向けリーフレットの配布事業 21 那覇市予防接種 22 口腔保健推進事業 23 思春期教室 24 生涯を通じた女性の健康支援事業 25 学校警察連絡協議会 26 那覇税務署等関連団体との連携・協力（窓口）
		(3) 若者の職業的自立、就労等支援	27 なはし創業・就職サポートセンター運営事業 28 小中学生キャリア教育支援事業 29 那覇市IT人材育成支援事業 30 キャリア教育の推進
		(4) 社会形成への参画支援	26【再掲】那覇税務署等関連団体との連携・協力（窓口） 31 市民憲章推進協議会運営補助金（やる気・元気子どもサミット in なは） 32 那覇市人材データバンク事業
	2 困難を有する子ども・若者やその家族の支援	(1) 困難な状況ごとの取り組み	① ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者の支援等 33 生徒サポーター派遣事業 34 自立支援教室（きら星学級）事業 35 学習支援室（ていんぼう）事業 36 相談室（はりゆん）・自立支援教室（あけもどろ学級）事業 37 教育相談支援事業 38 自立支援教室（むぎほ学級）事業 ② 障がい等のある子ども・若者の支援 39 児童通所支援 40 障がい福祉サービス・居宅介護・短期入所支援 41 障がい福祉サービス・障がい者就労支援 42 地域生活支援事業・日中一時支援事業 43 相談支援事業 44 発達障がい者サポート事業 45 那覇市障がい者自立支援協議会（子どもワーキング） 46 障害児福祉手当 47 那覇市重度心身障がい者医療費等助成事業 48 補装具給付事業 49 日常生活用具給付事業 50 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業 51 地域生活支援事業・移動支援事業 52 小児慢性特定疾病児生活用具給付事業 53 那覇市障がい者美術展事業 54 小児慢性特定疾病医療費助成事業 55 特別支援教育充実事業（こども園） 56 特別児童扶養手当 57 特別支援教育充実事業（小中） 58 就学支援委員会事業 ③ 子ども・若者の非行・犯罪防止の推進 25【再掲】学校警察連絡協議会 59 生徒指導主事連絡協議会 60 街頭指導（がいとう Polaris）事業 61 Go 家（ゴーヤ）運動の推進

基本理念	基本目標	基本施策	施策の展開（事業名等）
子どもの笑顔と、若者の希望を、みんなで育むまち	2 困難を有する子ども・若者やその家族の支援	(1) 困難な状況ごとの取り組み	④ 子どもの貧困問題への対応 62 生活保護世帯への教育扶助 63 生活保護世帯への高等学校等就学費扶助制度 64 居場所型学習支援事業 65 子どもの居場所の運営支援事業 66 支援員配置事業 67 放課後児童クラブ利用料軽減事業 68 那覇市スタディクーポンモデル事業 69 こどものみらい応援プロジェクト庁内推進事業 70 こどもみらい応援プロジェクト推進基金積立金 71 児童扶養手当 72 助産施設入所措置制度 73 母子及び父子家庭等医療費助成 74 こども医療費助成事業 75 母子生活支援施設 76 那覇市母子家庭等職業自立支援事業 77 自立支援教育訓練給付金事業 78 ひとり親家庭等日常生活支援事業 79 高等職業訓練促進給付金事業 80 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 81 短期入所生活援助事業 82 給付型奨学金事業 38【再掲】自立支援教室（むぎほ学級）事業 83 子ども寄添支援員（スクールソーシャルワーカー）配置事業 84 就学援助 ⑤ 特に配慮が必要な子ども・若者の支援 85 若者の心の健康づくり事業（自殺予防対策事業） 86 人権教育の推進 87 外国人子女等指導協力者派遣事業 88 児童・生徒が性の多様性の理解を深めるための取組の推進
		(2) 子ども・若者の被害防止・保護	89 犯罪被害者支援事業 90 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、要保護児童対策地域協議会 91 子ども家庭総合支援拠点事業
	3 子ども・若者の成長のための社会環境の整備	(1) グローバル社会で活躍する人材の育成	92 人材育成のための各種講座の開設 14【再掲】小・中学校英語指導員配置事業 87【再掲】外国人子女等指導協力者派遣事業
		(2) 社会貢献活動等に対する応援	93 善行青少年並びに青少年育成功労者表彰
		(3) 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築	① 保護者等への積極的な支援 94 育児支援家庭訪問事業 11【再掲】少年教室、親子ふれあい講座等（公民館講座事業） ② 「チームとしての学校」と地域との連携・協働 95 地域学校協働活動（推進員の配置） ③ 地域全体で子どもを育む環境づくり 96 校区まちづくり協議会支援事業 65【再掲】子どもの居場所の運営支援事業 97 那覇市児童館（11 館） 98 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 99 「第2期那覇市放課後子ども総合プラン」の推進 100 放課後子ども教室 101 子どもが輝くまちづくり事業（子どもフェスタ in なは） 102 青少年旗頭事業（やる気・元気旗頭フェスタ in なは） 103 なは青年祭補助事業 104 はたちの記念事業 105 青少年交流推進事業（津波避難ビル内） 106 森の家みんな管理運営事業 107 那覇市子ども会育成連絡協議会（青少年育成団体補助） 108 那覇市青少年健全育成市民会議（青少年育成団体補助） ④ 子ども・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり 109 保安灯設置等・電気料金補助事業 110 交通安全関連事業補助金 111 那覇市スクールゾーン連絡協議会
		(4) 子育て支援等の充実	94【再掲】育児支援家庭訪問事業 112 こどもみらい基金 113 児童手当
		(5) 多様で柔軟な働き方の推進	114 ワーク・ライフ・バランス推進のための市民意識醸成講座等、関連情報の提供、広報・周知
		(6) 地域における多様な担い手の養成・支援	115 おはなしボランティア養成講座

第4章 施策の展開

基本目標 1

すべての子ども・若者の健やかな育成

【調査結果からみえる現状】

- 「那覇市青少年実態調査」(以下「実態調査」という)の結果をみると、生活習慣の中で「よくやること」として「ゲーム(ネットゲーム含む)」、「メール・SNS 等」の割合が、前回調査(2014 年)より全世代ともに増加しています。¹ また、小・中・高校生ともに「部活動や地域スポーツ」の割合が減少していることから、家で過ごす娯楽や個人での活動が増えている傾向があり、生活習慣の変化がみられます。
- 実態調査の「最近の子どもたちを取り巻く問題で関心があることは何ですか」という保護者対象の質問で「インターネットや携帯電話などを介した犯罪やトラブル」の回答が最も多く²、前回調査よりもさらに増加していることから関心の高さが伺えます。また、携帯電話(スマートフォン含む)の使用について、小学生が 65.2%、中学生 83.1%、高校生 92.9%、18～39 歳で 96.3%が持っていると回答しています。³ 携帯電話等のモバイル通信機器が広く普及したことによって、子ども・若者の知識やコミュニケーションの空間が飛躍的に広がる一方で、違法・有害情報の拡散やネットいじめ、コミュニティサイトに起因する犯罪被害に合う危険性が高まることが懸念されます。
- 実態調査の「現在どのようなことを詳しく教えてもらいたい、知りたい、やってみたい、または必要ですか」という質問に、小学生では「将来のために、仕事の種類や内容などを知りたい、仕事の体験をしてみたい」が最も多く、中学生でも「成績を上げるような教え方をしてほしい」に次いで 2 番目に多く回答があり、職業への関心の高さがみられます。⁴ 一方で、「将来就きたい職業がありますか」の質問に「ない」と回答した小学生が 13.3%、中学生が 20.0%、高校生が 13.3%おり、⁵ その理由として「自分のやりたいことが分からない」との回答が最も多くなっています。子ども・若者が地域社会を支える人材として活躍できるよう、発達段階に応じたキャリア教育をはじめとする職業教育や、就職をサポートする就職相談の実施など、総合的な就労支援が求められています。
- 実態調査の「自分は価値ある存在だと思いますか」という質問に、「思う」と回答した小・中・高校生の割合が前回調査と比較し増加しており、自己肯定感が向上している傾向がみられます。⁶ 本市では、成長に応じた豊かな体験や学習ができるよう、野外活動やスポーツイベントなどの体験、環境教育などの多様な学習機会の提供を図ってきました。今後も、子ども・若者が成長するために必要な自信や自己肯定感の向上につながる取り組みを引き続き推進していくことが必要です。

¹ P14～21 参照

² P35 参照

³ P44 参照

⁴ P37～38 参照

⁵ P45 参照

⁶ P25 参照

子ども・若者が健やかに成長し自立していくためには、様々な体験や学習の機会を通して達成感や自己肯定感を育み、豊かな人間性・社会性を形成することが必要です。そのためには、自然・文化・スポーツなど様々な体験活動の機会の充実や、確かな学力の向上に向けて個々の状況に応じた適切な支援体制が求められています。

【施策の展開】

子ども・若者が、体験活動を通じて豊かな人間性・社会性を形成することができるよう、多世代との交流、自然・文化・スポーツなどの体験学習や学びの支援を推進します。

事業番号	事業名等	実施内容	担当所管
1	出前博物館	壺屋や壺屋焼の歴史、作り方、陶工の仕事ぶりについて学べる出前展示や学芸員による出前授業、講座。実際に焼物作りを体験することができる出前体験教室を行っています。	文化財課
2	伝統芸能楽器貸出	学校や放課後子ども教室等に対し、伝統芸能楽器(三線、太鼓等)の貸出を行っています。	生涯学習課
3	他県青少年団体受入れ	他府県から那覇市に派遣された児童及び生徒と、那覇市の児童及び生徒との交流を通して人材育成を図るため、他県青少年団体等の受け入れを行っています。	生涯学習課
4	「那覇市子どもの読書活動推進計画」の推進	子どもたちの読書環境を計画的に整備し、発達段階に応じた読書活動を推進するため、平成29年度に策定した第3次那覇市子どもの読書活動推進計画に基づき、本市子どもの読書活動を推進します。	生涯学習課
5	スポーツ専門指導員派遣事業	那覇市内の幼・小・中学校・地域スポーツサークルなどを対象に、空手・テニス・卓球・サッカー・陸上等の技術及び指導力に優れたスポーツ専門指導員を派遣します。	市民スポーツ課
6	那覇市少年少女ドッジボール大会	児童にスポーツを楽しんでもらうなどを目的として、毎年6月に開催しています。	市民スポーツ課
7	スポーツフェスティバル in なは	青少年にスポーツを楽しんでもらうなどを目的として、毎年、スポーツの日(10月)に開催しています。	市民スポーツ課
8	那覇市スポーツ少年団への支援	児童生徒にスポーツの楽しさ、歓びを体験させ、基礎的な身体能力を身につけさせることなどを目的として、スポーツ少年団の育成を行っています。	市民スポーツ課

事業 番号	事業名等	実施内容	担当所管
9	那覇市健康ウォーキング推進事業	青少年及び一般市民を対象に、市民の健康増進、生涯スポーツのまちづくりを目指し、健康ウォーキング大会「ひやみかち なは ウォーク」を開催します。	市民スポーツ課
10	児童生徒のスポーツ県外派遣補助	市・県を代表する児童生徒及びチームが県外の大会に派遣される際に旅費の一部を補助します。	市民スポーツ課
11	少年教室、親子ふれあい講座等 (公民館講座事業)	市民講座、少年教室、親子ふれあい教室、家庭教育学級の講座では、子どもが集団学習・異世代交流など様々な体験を行い、創造性豊かな人間形成を育みます。また保護者も子どもの特性などを学ぶことにより家庭教育の向上を図ります。	中央公民館
12	青年講座 (公民館講座事業)	青年講座では、自己実現の気づきや社会性の育成を図ります。	中央公民館
13	中学生・高校生の読書活動の推進	市立図書館全7館においてY・Aコーナーを設置し、魅力ある蔵書構成となるよう、資料の収集・配架を行います。また、児童・生徒を対象とした企画の実施等、中学生・高校生の読書活動の推進を図ります。 ※ Y・A(ヤング・アダルト)とは 主に10代の、読者あるいは利用者を、児童と成人の中間に位置し独特の配慮を要する利用者層として意識して呼称する用語で、小学校高学年から高校生の世代を指します。	中央図書館
14	小・中学校英語指導員配置事業	小学校から中学校までの長期的な英語指導を通じたコミュニケーション能力の育成を図るため、市内小学校の3学年から6学年と中学校に、外国人及び日本人の英語指導員を配置します。	学校教育課
15	中学校部活指導員配置事業	部活動指導員を中学校17校に17人(原則各校1人)ずつ配置します。	学校教育課
16	ICT教育の充実	児童生徒の学びを主体的・対話的で深いものとするために、電子黒板やタブレット端末等を効果的に活用し、ICT教育の充実に努めます。	教育研究所

子ども・若者の健やかな成長のためには、心・身体の健康を維持することが大切です。そのためには、子ども・若者自らが心身の健康に関心を持ち、正しい知識を得ることが重要です。

また、子ども・若者が抱える問題の早期発見・早期対応のためには、関係機関・団体と連携して必要な支援をしていくことが大切です。

【施策の展開】

子ども・若者が自らの心身の健康に関心を持ち、発達段階に応じた正しい知識を得ることで、健康の維持・向上に取り組むことができるよう普及啓発等、各種の取り組みを推進します。

また、消費者トラブルや暴力など犯罪に巻き込まれないための被害防止の教育や、困難を抱えた場合の相談体制の充実、支援機関等との連携などを行い、安全安心の確保のための取り組みを推進します。

事業番号	事業名等	実施内容	担当所管
17	「思春期の心と体」のための意識啓発事業	市内公立中学1年生を対象に、中学校等でのいじめの問題や若年層のデートDV等の問題等から、子どもたちの問題解決能力を高めるためのCAPプログラム(子どもへの暴力防止プログラム)を実施します。	平和交流・男女参画課
18	消費生活相談事業	少年期を取り巻く消費者被害(インターネット・携帯電話等にまつわるトラブル等)について相談を受けるとともに、被害の未然防止のための啓発を行います。	市民生活安全課
19	那覇人権擁護委員協議会負担金	女性や外国人への不当差別や高齢者虐待、学校や職場でのいじめ等多くの人権課題に対して、相談や啓発を行う那覇人権擁護委員協議会に対し、負担金を交付しています。	市民生活安全課
20	暴対市民会議による青少年向けリーフレットの配布事業	公民館及び図書館、小6～中3の児童・生徒及び児童館へリーフレットの配布をします。	市民生活安全課
21	那覇市予防接種	感染症のまん延防止と感染予防のため、予防接種法に基づき、4種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)DPT、ポリオ、BCG(結核)、水痘、MR(麻しん・風しん)、DT(ジフテリア・破傷風)、日本脳炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、ヒトパピローマ、ロタの予防接種を実施しています。	健康増進課

事業 番号	事業名等	実施内容	担当所管
22	口腔保健推進事業	子どものむし歯予防のため、歯科医師、又は歯科衛生士による「歯みがき」、「甘味料の接種制限及びコントロール」についての講演・出前講座を行います。また、市内小中学校等における「フッ化物洗口」を推進し、実施校等への支援を行います。	健康増進課
23	思春期教室	沖縄県助産師会に委託し、那覇市内公立中学校等の3年生に対し、性や思春期の変化等について講話を行います。 回数:年38回	地域保健課
24	生涯を通した女性の健康支援事業	思春期から更年期に至る女性を対象とし(状況に応じ男性も可)女性の性周期やライフプランニング等について、助産師による講話を行います。	地域保健課
25	学校警察連絡協議会	学校と警察との情報共有により、問題行動の早期発見・早期対応、未然防止を図ります。	学校教育課
26	那覇税務署等関連団体との連携・協力(窓口)	税に関する標語コンクール、金銭教育に関する講演・講座等を行い、租税教育及び金銭教育の推進を行っています。	学校教育課

子ども・若者が自立し、社会で活躍するためには就業し経済的基盤を築くことが必要です。社会構造の変化に伴い、より高度な能力を有する人材が求められています。各学校段階を通じて社会的・職業的自立に必要とされる能力・態度を育てるキャリア教育等に取り組むとともに、学校以外でも就職をサポートする就職相談の実施など、総合的な就労支援の充実を図ることが重要です。

【施策の展開】

子ども・若者の就労による自立を目指し、主体的にやりがいを持って生きることができる社会人に向けての育成を図ります。

事業番号	事業名等	実施内容	担当所管
27	なはし創業・就職サポートセンター運営事業	就職に関する相談、面接待策・履歴書作成支援、就職関連セミナーを実施し、若者の職業的自立、就労等を支援します。	商工農水課
28	小中学生キャリア教育支援事業	市内小中学生に対し、職業人講話、企業見学・体験等を行い、若年層の早期からの職業意識の醸成及びキャリアデザインの形成を推進します。	商工農水課
29	那覇市IT人材育成支援事業	次世代を担う市内小中学生を対象に、プログラミング講座等を実施し、先端技術に触れ、プログラミング学習による論理的思考を身に着けることで、将来のキャリア形成及び高度なIT人材の育成を目指します。	商工農水課
30	キャリア教育の推進	各小学校・中学校で実施している職場見学や職場体験活動を充実させる必要があります。キャリアパスポートの活用等、保護者や地域、企業等に対してキャリア教育への理解促進を目指します。	学校教育課

子ども・若者が自立した大人に成長するためには、世の中の仕組みを知ることや社会活動の経験が必要です。しかし、社会活動への参加は減少傾向にあり、社会参加の機会促進や社会参加する人材の育成が課題となっています。

【施策の展開】

社会人としての権利・義務などに関する正しい知識を得るための機会として、租税教育や金銭教育を推進します。また、社会の形成者としての基本的な資質や能力をボランティア活動等の社会参加活動を通して、社会に積極的に関わろうとする子ども・若者の育成を支援します。

事業番号	事業名等	実施内容	担当所管
26	那覇税務署等関連団体との連携・協力(窓口) 【再掲】	税に関する標語コンクール、金銭教育に関する講演・講座等を行い、租税教育及び金銭教育の推進を行っています。	学校教育課
31	市民憲章推進協議会運営補助金(やる気・元気子どもサミット in なは)	市内小学校の代表生徒(5～6年生)を対象に、那覇市民憲章5項目をテーマに5グループで意見交換を行います。	市民生活安全課
32	那覇市人材データベース事業	なは市民活動支援センターにおいて、ボランティア人材とボランティアを求める団体をつなげるマッチングを行います。	まちづくり協働推進課

【調査結果からみえる現状】

- 近年、全国的に不登校による問題が深刻化しており、文部科学省の調査では不登校児童・生徒数は年々上昇し、特に沖縄県は全国平均を上回って推移しています。⁷ 本市でも、実態調査において「学校に行きたくない」と思うことがある割合が全世代で前回調査時より増加しており⁸、行きたくない理由は小・中・高校生ともに「なんとなく」が最も多くなっています。⁹ 不登校の原因には様々な環境・困難が背景にあり、不登校児童・生徒数の減少と未然防止のためには個々に応じたきめ細やかな支援・対策が求められます。
- 実態調査で「悩み・心配ごとがある」と回答した小・中・高校生の割合が前回調査より増えており、年齢が上がるにつれ悩み・心配ごとを抱えている傾向にあります。¹⁰ 理由として、小・中・高校生では「勉強・進学のこと」が最も多く、次に「自分の性格や生き方のこと」、「友達や恋人のこと」が続きます。¹¹ 相談相手は「親」、「学校などの友達」が多く、身近な人に相談する傾向がみられますが、年齢が上がるにつれ「地域の友達や知り合い」、「インターネット上の友達」など相談相手の選択肢が広がる一方、「いない」の回答も一定数見られます。¹² 悩みや課題を抱えている子ども・若者が孤立せず早期に相談を行うことができるよう、相談支援体制の充実が必要です。
- 実態調査の「暮らしに何が必要だと思いますか」の質問で「経済的支援の充実」が、年齢が上がるとともに増加しており、高校生・18～39 歳では最も多い割合となっています。¹³ また、保護者が思う「那覇市の青少年諸問題に取り組むために必要な対策」として「行政からの経済支援や経済改善」が最も多い回答となるなど、経済的な支援が強く求められています。¹⁴
- 児童虐待は、子どもの心と身体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える人権侵害です。痛ましい事件の発生など、社会的な関心の高まりから全国・沖縄県ともに児童相談対応件数は年々増加を続けています。¹⁵ 本市の実態調査においても、保護者が関心のある子どもたちを取り巻く問題の中で「児童虐待」への関心が大きく増加しており、虐待防止についての対策や取り組みの強化が求められています。¹⁶

⁷ P11 参照

⁸ P22 参照

⁹ P23～24 参照

¹⁰ P29 参照

¹¹ P30～31 参照

¹² P32～33 参照

¹³ P39～40 参照

¹⁴ P42 参照

¹⁵ P9 参照

¹⁶ P35 参照

子ども・若者を取り巻く環境はそれぞれ異なり、抱える困難な状況も様々です。困難は、経済的な困窮、いじめ、ひきこもり、不登校、障がい、虐待など多岐にわたり、いくつかの困難が複合的に重なり複雑化するケースも見られます。こうした困難を有する子ども・若者に対し、個々の状況に応じたきめ細かな支援が求められています。

【施策の展開】

① ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者の支援等

子ども・若者の自立を目指し、ニート・ひきこもり・不登校などの困難を抱える子ども・若者やその家族、育成に携わる人を支援するために、ニーズに応じた相談体制の整備、相談員の養成、相談機関との連携を図ります。

事業番号	事業名等	実施内容	担当所管
33	生徒サポーター派遣事業	地域人材等を生徒サポーターとして各中学校に1人ずつ派遣し、生徒の支援活動に従事しています。	学校教育課
34	自立支援教室(きら星学級)事業	那覇市立小中学校に在籍する、生活リズムの乱れ、あそび・非行傾向の不登校及び登校しぶりのある児童生徒を対象に、日中の居場所を確保し、学校復帰や将来の社会的自立に向けた支援を行います。	教育相談課
35	学習支援室(ていんぼう)事業	那覇市立小中学校に在籍し、不登校及び登校しぶりのある生徒や、教育相談課に継続相談で来所する児童を対象に学習支援を実施します。また、那覇市に在住し、高等学校等への進学を希望する青少年に対し、学習支援を実施します。	教育相談課
36	相談室(はりゆん)・自立支援教室(あけもどろ学級)事業	(はりゆん) 青少年に関する不登校等の様々な悩みについて、心理士や教育相談員が、児童生徒本人やその保護者、教師等からの相談に応じ、改善や解決に向けて支援を行います。 (あけもどろ) 那覇市立小中学校に在籍する不登校及び登校しぶりのある児童生徒への教育相談、自立を促す支援を実施します。	教育相談課
37	教育相談支援事業	那覇市立小中学校に在籍し、不登校や登校しぶり、教室に入ることのできない児童生徒を対象に、話し相手になるなどの対応をすることにより、登校や教室入室を支援します。	教育相談課

事業番号	事業名等	実施内容	担当所管
38	自立支援教室(むぎほ学級)事業	那覇市立小中学校に在籍し、貧困家庭(準要保護世帯等)で不登校等の児童生徒に対し、日中の居場所を確保し、将来の社会的自立に向けた支援を行います。	教育相談課

② 障がい等のある子ども・若者の支援

障がいのある子ども・若者の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するために、障がいの特性に配慮した、適切な指導・相談を行う支援体制を推進し、その充実に取り組みます。また、雇用・教育・相談機関等と連携した就労支援、社会適応訓練、コミュニケーション支援、外出のための移動支援などのさまざまなサービスを提供していきます。

事業番号	事業名等	実施内容	担当所管
39	児童通所支援	支援が必要と認められた障がい児に対し、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援、医療型児童発達支援のサービスを提供します。	障がい福祉課
40	障がい福祉サービス・居宅介護・短期入所支援	支援が必要と認められた障がい児や介護している家族のために、居宅介護や短期入所サービスを提供します。	障がい福祉課
41	障がい福祉サービス・障がい者就労支援	就労を希望する障がい者などに対し、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型などのサービスを提供します。	障がい福祉課
42	地域生活支援事業・日中一時支援事業	障がい児の日中の活動の場を確保し、家族の一時的就労や日常的な介護の休息等の支援を行います。	障がい福祉課
43	相談支援事業	社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有した専門の相談員が、障がい者(児)やそのご家族、支援者等からの相談を受け、情報提供や専門機関の紹介、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用支援等を行います。	障がい福祉課
44	発達障がい者サポート事業	発達障がい者(児)本人やそのご家族、支援者等からの相談を受け、関係機関と連携し支援を行うとともに、各種トレーニングの企画運営や発達障がいに関する普及啓発活動、日中活動の場の確保等を行います。	障がい福祉課

事業番号	事業名等	実施内容	担当所管
45	那覇市障がい者自立支援協議会 (子どもワーキング)	発達障がいを含む障がい児支援に携わる医療、保健、福祉、教育等の様々な機関で集まり、各機関の実施内容やそれぞれが抱える課題の共有を図り、その後のより良い支援につなげていくために、子どもワーキング(那覇市障がい者自立支援協議会の下部組織)を開催します。	障がい福祉課
46	障害児福祉手当	心身に重度の障がいがあり常時の介護を必要とする在宅又は入院中の20歳未満の者に対し手当を支給します。	障がい福祉課
47	那覇市重度心身障がい者医療費等助成事業	重度心身障がい者(児)の医療費にかかる一部負担金を助成します。	障がい福祉課
48	補装具給付事業	身体障がい者(児)の障がいのある部分を補い、日常生活や職業活動を容易にする車椅子や補聴器等を給付します。	障がい福祉課
49	日常生活用具給付事業	障がい者(児)に対し、日常生活の便宜を図るため、入浴補助用具・電気式たん吸引器・歩行支援用具等を給付します。	障がい福祉課
50	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入費等の費用の一部を助成します。	障がい福祉課
51	地域生活支援事業・移動支援事業	屋外での移動が困難な方々に対して、ガイドヘルパー(付き添い)による社会参加や余暇活動のための外出支援を行います。また、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童で、保護者等の疾病、障害、就労等の理由により通学における送迎手段や付き添いが得られない児童の通学を支援します。	障がい福祉課
52	小児慢性特定疾病児生活用具給付事業	小児慢性特定疾患医療受給者へ特殊寝台、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター等の日常生活用具の給付を行います。	障がい福祉課
53	那覇市障がい者美術展事業	美術活動を通じて障がい者(児)の社会参加の機会を拡大するとともに、障がい者(児)に対する市民の理解や認識を深めることを目的として、美術展を開催します。	障がい福祉課

事業番号	事業名等	実施内容	担当所管
54	小児慢性特定疾病医療費助成事業	申請に基づく医療費支給認定等について、附属機関である小児慢性特定疾病審査会に諮り、その結果を受けて承認決定された者に対し、小児慢性特定疾病医療受給者証を交付し、対象疾病の治療に係る医療費の一部を助成します。	地域保健課
55	特別支援教育充実事業(こども園)	公立こども園に、障害等の状態等に応じて特別支援教育担当教諭・特別支援教育ヘルパーの配置等を行い、支援体制の充実を図ります。	こども教育保育課
56	特別児童扶養手当	身体又は精神に障がいがある20歳未満の児童に手当を支給します。	子育て応援課
57	特別支援教育充実事業(小中)	特別な支援を必要とする児童生徒について、保護者や学校からの相談に応じるとともに、学校へ特別支援教育補助員を派遣し、児童生徒の学校生活への適応を図ります。	学校教育課
58	就学支援委員会事業	障がいのある幼児児童生徒の適正な学習の場について審議し、助言を行います。	学校教育課

③ 子ども・若者の非行・犯罪防止の推進

学校・地域・関係機関が連携し、問題行動の早期発見・早期対応による子ども・若者の非行・犯罪の未然防止・再発防止を図ります。

事業番号	事業名等	実施内容	担当所管
25	学校警察連絡協議会【再掲】	学校と警察との情報共有により、問題行動の早期発見・早期対応、未然防止を図ります。	学校教育課
59	生徒指導主事連絡協議会	問題行動の早期発見・未然防止と情報交換を行い、問題解決の手立てを図るなどで、担当者の資質の向上を図ります。	学校教育課
60	街頭指導(がいとうPolaris)事業	青少年の非行の未然防止と早期発見・早期対応、問題行動の改善を図るため、青少年の溜まり場や問題行動の多く見受けられる繁華街や公園、商業施設、学校周辺等を巡回します。	教育相談課
61	Go家(ゴーヤー)運動の推進	「Go 家(ゴーヤー)運動」は、平成17年度より那覇市教育員会で取り組んでいる児童生徒の健全育成を目的とする夜遊び防止運動です。早めの帰宅を呼びかけることで非行の未然防止や生活リズムの改善に努めています。	教育相談課・生涯学習課

④ 子どもの貧困問題への対応

家庭の経済状況によって、子ども・若者の将来の選択肢が狭まることがないように、経済的支援だけでなく、教育・生活面・親の就労など子どもやその家庭の状況に応じた様々な支援を推進します。

事業番号	事業名等	実施内容	担当所管
62	生活保護世帯への教育扶助	小学校・中学校に入学又は在籍する子どもがいる生活保護世帯で、実施機関が必要と認めた者に対して、学用品費等や学校給食費・校外活動参加費・学習支援費・入学準備金を扶助します。	保護管理課
63	生活保護世帯への高等学校等学校等就学費扶助制度	生活保護世帯の子どもに対し、高等学校等での教育を受けるのに必要な、学用品費等・学級費・通学費・入学料・入学準備金・教材費・学習支援費を一定の範囲で扶助します。	保護管理課
64	居場所型学習支援事業	生活保護世帯の子ども達に対して、中学3年生は高校進学、中学1・2年生は基礎学習の習得及び授業へついていけるようになることを目的として、学習支援を行います。	保護管理課
65	子どもの居場所の運営支援事業	安心安全な第三の場所として子ども食堂や学習支援等子どもの居場所を提供するボランティア団体や児童館等施設の運営支援を行います。	保護管理課
66	支援員配置事業	主に生活保護世帯の小学5年生～中学3年生の子どもを対象に児童・子ども自立支援員を配置し、学校やその他関係機関と連携して生活支援や学習支援などの支援を行います。	保護管理課
67	放課後児童クラブ利用料軽減事業	放課後児童クラブを利用する児童扶養受給世帯や生活保護受給世帯等へ月額保育料の半額(上限 5,000 円)を補助します。	こども政策課
68	那覇市スタディクーポンモデル事業	市内の生活保護受給世帯の小学校4～6年生の児童を対象に、学習塾等で利用できるクーポン1人当たり年間 84,000 円(月平均 7,000 円)を提供します。	こども政策課
69	こどものみらい応援プロジェクト市内推進事業	社会全体で子どもの学びと育ちを支えるため、庁内関係課及び地域の企業、団体、支援者が連携し、本市の実状に応じた施策を実施するための協議を行い、子どもの貧困対策を推進します。	こども政策課

事業番号	事業名等	実施内容	担当所管
70	こどもみらい応援プロジェクト推進基金積立金	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を推進することを目的に基金を設置しています。	こども政策課
71	児童扶養手当	ひとり親家庭の児童、父または母が重度障害の状態にある家庭の児童を対象に手当を支給します。	子育て応援課
72	助産施設入所措置制度	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入所措置します。	子育て応援課
73	母子及び父子家庭等医療費助成	母子家庭の母と児童、父子家庭等の父と児童、養育者が養育する父母のない児童に対し、保護者が負担した医療費の内、健康保険法等の自己負担分から一部負担を控除した額を助成します。（※児童とは高校卒業までの児童のこと。また、0歳から中学3年生までの医療費についてはこども医療費助成対象のため対象外。）	子育て応援課
74	こども医療費助成事業	中学卒業までの児童を扶養する保護者が負担する健康保険法等の自己負担分を助成します。	子育て応援課
75	母子生活支援施設	保護や支援の必要な母子家庭を入所させ、自立のための支援を行う施設です。	子育て応援課
76	那覇市母子家庭等職業自立支援事業	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の就職に関する相談・斡旋を行います。	子育て応援課
77	自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親が、就職に有利となる教育訓練講座を受講し、修了した場合に、費用の一部を支給します。	子育て応援課
78	ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の居宅等にヘルパーを派遣し、家事支援や未就学児の保育を行います。	子育て応援課
79	高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の親が、看護師等の就職に有利な資格を取得するため、養成機関で1年以上修業する場合に、給付金を支給します。	子育て応援課
80	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦及びその扶養している子に対し、生活資金、進学資金など、必要な資金を貸し付けます。	子育て応援課

事業番号	事業名等	実施内容	担当所管
81	短期入所生活援助事業	児童を養育している家庭の保護者が疾病、事故、出産、冠婚葬祭、親族の疾病等によりその看護又は介護に当たる等の事由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設において一時的に養育します。	子育て応援課
82	給付型奨学金事業	成績優秀で修学する意欲があるにもかかわらず経済的な理由で大学等への進学が困難な方を支援するため、返済義務のない奨学金を実施しています。	生涯学習課
38	自立支援教室 (むぎほ学級)事業 【再掲】	那覇市立小中学校に在籍し、貧困家庭(準要保護世帯等)で不登校等の児童生徒に対し、日中の居場所を確保し、将来の社会的自立に向けた支援を行います。	教育相談課
83	子ども寄添支援員(スクールソーシャルワーカー)配置事業	市内17中学校区に子ども寄添支援員(スクールソーシャルワーカー)を配置し、貧困家庭にある児童生徒の実態把握を行い、家庭や学校、関係機関と連携して、児童生徒を取り巻く環境に働きかけます。	教育相談課
84	就学援助	経済的理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、給食費や学用品費、修学旅行費などの費用の一部を援助します。	学務課

⑤ 特に配慮が必要な子ども・若者の支援

自殺対策やいじめ防止などの人権教育、性の多様性への理解など、配慮が必要な子ども・若者への支援を推進します。また、ヤングケアラーの問題については、今後の国の政策等を踏まえ、必要な支援を行ってまいります。

事業番号	事業名等	実施内容	担当所管
85	若者の心の健康づくり事業(自殺予防対策事業)	内容: 高校・専門学校等へ出向き、臨床心理士等による心の健康づくりに関する研修会を実施します。 回数: 年3回 対象者: 市内高校・専門学校等在学生	地域保健課
86	人権教育の推進	いじめの根絶、未然防止、早期発見・早期対応のために、人権教育を推進します。	学校教育課

事業番号	事業名等	実施内容	担当所管
87	外国人子女等指導協力者派遣事業	日本語指導が必要な外国人及び帰国児童生徒の学校へ指導協力者を派遣します。	学校教育課
88	児童・生徒が性の多様性の理解を深めるための取組の推進	学校現場において、性の多様性を含め、意識啓発・理解を深めるための人権教育の実施を行います。	学校教育課

基本施策

(2) 子ども・若者の被害防止・保護

沖縄県の児童相談所における児童虐待に関する件数は年々増加しており、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与える虐待の防止は、社会全体の深刻な課題となっています。

【施策の展開】

要保護児童対策地域協議会等において各関係機関との連携を図り、多方面から支援することで虐待の予防や早期発見につながるよう取り組みを推進します。また、犯罪被害者支援についての周知を行います。

事業番号	事業名等	実施内容	担当所管
89	犯罪被害者支援事業	ゆいセンターと連携し出前講座の実施や沖縄県とゆいセンターが主催する犯罪被害者支援ボランティア講座の各課への周知、ゆいセンターオリジナルかりゆしウェア購入による広報啓発及び活動資金造成やゆいセンターの募金活動への協力を行います。	市民生活安全課
90	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、要保護児童対策地域協議会	要保護児童等への適切な支援を図るために、必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行います。	子育て応援課
91	子ども家庭総合支援拠点事業	子どもとその家庭に関する相談全般への対応、リスクの高い世帯への支援、児童虐待相談・通告の受付、要保護児童対策地域協議会を活用した各関係機関との連携・調整等を行い、市町村に求められている児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応を図ります。	子育て応援課

【調査結果からみえる現状】

- 実態調査の「海外や異文化との関わり方について関心がありますか」との質問で「ある」と回答したのが小学生で 57.4%、中学生で 66.8%となっています。¹⁷ また、「海外や異文化との関わり方でどのようなことに関心があるか」については、高校生・18～39歳で「海外の観光地を訪れ、歴史や文化を体験すること」が最も多く、「海外で生活すること」、「国内で映画や音楽など海外の文化に触れること」と続いており、海外や異文化への関心の高さが伺えます。広い視野を持ち世界で活躍できる人材を育成するためには、異文化交流を通して国際理解・国際的視野を醸成するとともに、自国や郷土の歴史・文化についても学習する機会を持つなど、相互の理解を深めることが重要です。
- 実態調査の「自治会などの地域行事への参加」についての結果をみると、小学生、保護者、18～39歳の「参加したことがある」割合が前回調査より減少しており、¹⁸ 子育て家庭や若者の地域におけるつながりの希薄化や地域活動への関心の弱まりがみられます。子育て家庭や若者の孤立化を防止し、成長を見守るためには、保護者への積極的な支援、地域全体での健全育成活動、学校・家庭・地域の連携、地域の多様な人材の活用などの取り組みが必要です。
- 実態調査の「青少年の諸問題に取り組むためにどのような対策が必要と思われますか」という保護者対象の質問で「家庭内での問題(コミュニケーション・しつけ・モラル)」、「親、大人のしつけ、モラルの向上や指導」が大きく減少し、「青少年・子どもの居場所・環境づくり」、「学校・家庭・地域が話し合える(情報交換ができる)場所・時間・環境の設置」の回答の割合が増加しています。¹⁹ 前回調査と比較すると、しつけやモラルの問題から居場所づくりへと、問題意識とニーズの変化が伺えます。
- 実態調査の「次代を担う青少年像として特に望ましいと思われるものはありますか」との保護者対象の質問に、「他人に対する思いやりがあり、他者との協調性を持った青少年」の回答が最も多く、次いで「生きる力を備え自立した社会力のある青少年」、「マナーや社会の決まりを遵守し、人と共生する力を持った青少年」となっています。²⁰ 子ども・若者が豊かな人間性や社会性を育むためには、様々な体験や学習の機会、地域や社会で活躍する場が必要です。

¹⁷ P46 参照

¹⁸ P26 参照

¹⁹ P43 参照

²⁰ P41 参照

基本施策

(1) グローバル社会で活躍する人材の育成

広い視野を持ち世界で活躍できる人材を育成するためには、外国語教育の推進やコミュニケーション能力の育成とともに、自国や郷土の歴史・文化について学習するなど、相互の理解を深めることが重要です。

【施策の展開】

小学校からの長期的な教育環境づくりや、グローバル人材の育成を目指した学習の機会等を通して、国際社会で活躍できる人材の育成を推進します。

事業番号	事業名等	実施内容	担当所管
92	人材育成のための各種講座の開設	観光産業等の分野で活躍できる人材育成や市民の学習・交流学习を支援するため、「語学習得関連講座」「異文化理解のための交流講座」「独自文化継承・発信関連講座」を開設します。	生涯学習課 (那覇市人材育成支援センターまーいまい Naha)
14	小・中学校英語指導員配置事業 【再掲】	小学校から中学校までの長期的な英語指導を通じたコミュニケーション能力の育成を図るため、市内小学校の3学年から6学年に、外国人及び日本人の英語指導員を配置します。	学校教育課
87	外国人子女等指導協力者派遣事業 【再掲】	日本語指導が必要な外国人及び帰国児童生徒の学校へ指導協力者を派遣します。	学校教育課

基本施策

(2) 社会貢献活動等に対する応援

青少年の善良な行為を奨励し青少年の健全育成に資することを目的として、善行した青少年及び青少年育成に貢献した者に対する表彰をしています。

【施策の展開】

子ども・若者の社会貢献に対する表彰を行うことにより、社会参画や社会参加活動への推進と更なる活躍を応援します。

事業番号	事業名等	実施内容	担当所管
93	善行青少年並びに青少年育成功労者表彰	那覇市において、青少年の善良な行為を奨励し、青少年の健全育成を図る団体等の活動を促進するため、善い行いをした青少年及び青少年育成に貢献した者を表彰します。	生涯学習課

子ども・若者が安心して健やかに成長するためには、保護者への積極的な支援、地域全体での健全育成活動、学校・家庭・地域の連携、地域の多様な人材の活用など、繋がり合う活力ある社会を目指した取り組みが必要です。

【施策の展開】

① 保護者等への積極的な支援

保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域の多様な人材を活用した支援を行います。

事業番号	事業名等	実施内容	担当所管
94	育児支援家庭訪問事業	育児困難な家庭や児童の養育に支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭を訪問し、専門知識を持つ育児専門支援員の育児相談・指導や、家庭支援員による育児・家事支援を行います。	子育て応援課
11	少年教室、親子ふれあい講座等 (公民館講座事業) 【再掲】	市民講座、少年教室、親子ふれあい教室、家庭教育学級の講座では、子どもが集団学習・異世代交流など様々な体験を行い、創造性豊かな人間形成を育みます。また保護者も子どもの特性などを学ぶことにより家庭教育の向上を図ります。	中央公民館

② 「チームとしての学校」と地域との連携・協働

地域と学校が連携・協働して、地域全体で子どもたちの成長を支える体制の構築を推進します。

事業番号	事業名等	実施内容	担当所管
95	地域学校協働活動 (推進員の配置)	学校に推進員を配置し、地域と学校が連携・協働して様々な活動(学習支援や環境整備等)ができるよう推進します。 ※令和元年12月より大名小をモデル校として実施	生涯学習課

③ 地域全体で子どもを育む環境づくり

放課後子ども総合プランの推進、放課後等の活動の支援、地域で展開される多様な活動の推進、体験・交流活動等の取り組みを行います。

事業番号	事業名等	実施内容	担当所管
96	校区まちづくり協議会支援事業	校区内で活動する団体等が一体となり、地域課題解決のための活動の実践や地域ぐるみで高齢者を見守り、子どもを育てる等の体制の確立及び地域住民に対する広報等、地域課題の解決に向けた取り組みを実践する校区まちづくり協議会及び準備会に対し、運営や活動に対する人的及び財政的支援を行います。	まちづくり協働推進課
65	子どもの居場所の運営支援事業【再掲】	安心安全な第三の場所として子ども食堂や学習支援等子どもの居場所を提供するボランティア団体や児童館等施設の運営支援を行います。	保護管理課
97	那覇市児童館(11 館)	0 歳から18歳未満の児童を対象に、児童健全に関する総合的な機能を有する施設として設置しています。	こども政策課
98	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が労働等で昼間家庭にいない小学生の児童に対して適切な遊びや生活の場を与えるために、放課後児童クラブを法人等が設置しています。市は、クラブへの補助や設備及び運営の質を向上させるよう努めます。	こども政策課
99	「第2期那覇市放課後子ども総合プラン」の推進	本市における放課後児童対策の進捗状況や全国的な児童福祉、教育分野における施策の動向を踏まえ、新たに策定した「第2期那覇市放課後子ども総合プラン」に沿って放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進します。	こども政策課・生涯学習課
100	放課後子ども教室	子どもたちに対して、地域の方々の参画を得て、学習支援や伝統文化、スポーツなどの多様な体験交流活動を提供し放課後や週末において、安全で安心して過ごすことのできる居場所をつくります。	生涯学習課
101	子どもが輝くまちづくり事業(子どもフェスタ in なは)	子どもたちの日頃の活動の成果を発表する場として、「子どもフェスタ in なは」の開催を支援しています。	生涯学習課

事業 番号	事業名等	実施内容	担当所管
102	青少年旗頭事業 (やる気・元気旗頭フェスタ in なは)	児童生徒の居場所や出番、地域との絆を作ることを目的として、旗頭を用いた一連の活動に取り組み、その成果発表の場として、「やる気・元気旗頭フェスタ in なは」を開催しています。	生涯学習課
103	なは青年祭補助事業	地域における伝統芸能の保存継承や新たな文化活動の創出を図るため、青年団体が日頃の活動成果を披露する「なは青年祭」の開催を支援しています。	生涯学習課
104	はたちの記念事業	新成人を祝福するとともに、新成人に社会人としての責務と義務についての自覚を促し、かつ地域活動への参加を奨励するため、地域で自主的に行っている成人式開催を支援しています。また、式典終了後に「成人式アワード」を開催し、素晴らしい取り組みをした新成人等を表彰しています。	生涯学習課
105	青少年交流推進事業 (津波避難ビル内)	青少年の交流、居場所づくりのため、学習スペースの提供、レクリエーションルームの貸出、スポーツ用具の貸出等を行っています。	生涯学習課
106	森の家みんな管理事業	市内に残された自然を活かし、子どもたちに、自然体験活動や環境教育等を行う宿泊研修施設「森の家みんな」の管理運営を行っています。※平成18年度より指定管理制度を導入	生涯学習課
107	那覇市子ども会育成連絡協議会(青少年育成団体補助)	那覇市内における子ども会育成会相互の連携を図り、地域の子どもの健全な活動ができるように那覇市子ども会育成連絡協議会の活動を支援します。	生涯学習課
108	那覇市青少年健全育成市民会議(青少年育成団体補助)	青少年に関わる関係機関、団体等と相互に連携を取りながら、市民協働で諸事業活動を展開している、那覇市青少年健全育成市民会議の活動を支援します。	生涯学習課

④ 子ども・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり

子ども・若者が犯罪等の被害に巻き込まれないよう、通学路やその周辺における登下校時の安全確保のための支援を行います。

事業番号	事業名等	実施内容	担当所管
109	保安灯設置等・電気料金補助事業	自治会や5世帯以上の地域住民で組織される地縁団体等を対象に、保安灯の新設・修繕・取替に係る費用及び保安灯の電気料に対し、補助金を交付します。	市民生活安全課
110	交通安全関連事業補助金	那覇市交通安全市民運動推進協議会に対し補助金を出しています。協議会においては、36の小学校区に交通安全指導員を2人ずつ配置し、児童の通学時の交通安全のため立哨活動を実施します。この他、年4回の交通安全運動期間を設け、啓発活動を実施します。	市民生活安全課
111	那覇市スクールゾーン連絡協議会	市立小学校を4つのグループに分け、それぞれ4年に1回、関係機関と危険箇所の合同点検を実施します。	学校教育課

基本施策

(4) 子育て支援等の充実

子どもの健やかな成長を支え生活の基盤となる家庭の安定のため、様々な面での子育て家庭への支援が必要です。

【施策の展開】

次代を担う子どもの健やかな成長のため、家庭等の生活の安定に寄与する事業の取り組みを実施します。

事業番号	事業名等	実施内容	担当所管
94	育児支援家庭訪問事業【再掲】	育児困難な家庭や児童の養育に支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭を訪問し、専門知識を持つ育児専門支援員の育児相談・指導や、家庭支援員による育児・家事支援を行います。	子育て応援課
112	こどもみらい基金	「こども」の視点にとどまらず、「環境」「文化」「まちづくり」などの視点と融合させた複合的な「子ども達の健全育成に資する事業」を対象に活用します。	こども政策課

事業番号	事業名等	実施内容	担当所管
113	児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、日本国内に住所を有する中学校修了前の児童を監護するものに、受給者の所得や児童の年齢等の区分に応じ、児童一人当たり月額5千円から1万5千円の手当を支給します。	子育て応援課

基本施策

(5) 多様で柔軟な働き方の推進

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)した社会の実現には、職場の環境整備や社会全体での職場や家庭における働き方の意識改革が必要です。

【施策の展開】

ワーク・ライフ・バランスや男女参画の意義等を発信し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組みを推進します。

事業番号	事業名等	実施内容	担当所管
114	ワーク・ライフ・バランス推進のための市民意識醸成講座、関連情報の提供、広報・周知	なは女性センターにおいて、主催講座や情報提供、広報周知を行います。	平和交流・男女参画課

基本施策

(6) 地域における多様な担い手の養成・支援

子ども・若者の体験活動を育む地域の担い手の確保のために、必要な技術や知識を得る機会の提供が必要です。

【施策の展開】

地域や学校等で読み聞かせ活動を行うおはなしボランティアの養成を行い、読書環境の充実を図ります。

事業番号	事業名等	実施内容	担当所管
115	おはなしボランティア養成講座	おはなしボランティアとして保育園・幼稚園・小学校等で活動している方や、これからボランティア参加を希望する方を対象に、読み聞かせ実技のほか活動する際のルールや心得を学びます。	中央図書館

第5章 計画の推進体制等

1 計画の推進体制

本計画は、本市の子ども・若者育成施策を総合的・計画的に推進するための基本計画であり、計画には福祉、教育、保健、労働、環境、市民参画など様々な分野・領域を含んでいます。全庁的に取り組むために、子ども・若者関連事業実施部の各課へ、各種施策・事業の実施状況の把握や部局間相互の調整を行い、子ども・若者施策の総合的な取り組みを推進していきます。

課題の検証等については、那覇市青少年問題協議会に本計画の進捗状況を定期的に報告し、意見等を聴取します。また、国の動向を踏まえながら、本市の関連計画との整合性や効果的な施策の実施、及び点検と見直しを図ります。

2 計画の進捗管理

本計画は、終期を令和8年度末としており、基本目標ごとに抽出した一部の事業の実施状況の検証を毎年度行います。この結果を「那覇市青少年問題協議会」に報告することで、本計画における基本施策の進捗状況を客観的に検証します。

なお、子ども・若者に関する施策や事業の多くは、その効果が数値としてすぐにあらわれるものでなく、長期的な視点に立つことが大切です。各種事業を通して子ども・若者育成施策の効果を図るとともに、子ども・若者を取り巻く社会状況の変化に応じた計画の見直しを行っていきます。

1 各種法令による子ども・若者の年齢区分

法律の名称	呼称等	年齢区分
少年法	少年	20歳未満の者
刑法	責任年齢	満14歳
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者
児童手当法	児童	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者
母子及び父子並びに寡婦福祉法	児童	20歳未満の者
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	20歳未満の者（令和4年4月1日以降は、18未満の者）
	婚姻適齢	男18歳、女16歳〔未成年者は、父母の同意を得なければならない。〕（令和4年4月1日以降は、男女ともに18歳）
労働基準法	年少者	18歳未満の者
	児童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
青少年の雇用の促進等に関する法律	青少年	35歳未満。ただし、個々の施策・事業の運用状況等に応じて、おおむね「45歳未満」の者についても、その対象とすることは妨げない（法律上の規定はないが、法律に基づき定められた青少年雇用対策基本方針【令和3年3月29日厚生労働省】において規定）
道路交通法	児童	6歳以上13歳未満の者
	幼児	6歳未満の者
	第二種免許、大型免許を与えない者	21歳未満の者
	中型免許を与えない者	20歳未満の者
	準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及び牽引免許を与えない者	18歳未満の者
	普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許を与えない者	16歳未満の者
子どもの読書活動の推進に関する法律	子ども	おおむね18歳以下の者
未成年者喫煙禁止法	未成年者	20歳未満の者
未成年者飲酒禁止法	未成年者	20歳未満の者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	児童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児童	18歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

2 関係法・条例・規則

○子ども・若者育成支援推進法

(平成二十一年七月八日法律第七十一号)

第百七十一回通常国会 麻生内閣

改正 平成二七年九月一一日法律第六六号

子ども・若者育成支援推進法

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 子ども・若者育成支援施策(第七条—第十四条)

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援(第十五条—第二十五条)

第四章 子ども・若者育成支援推進本部(第二十六条—第三十三条)

第五章 罰則(第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組(以下「子ども・若者育成支援」という。))について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策(以下「子ども・若者育成支援施策」という。)を推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであると

ともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。

四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。

五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境(教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。)の整備その他必要な配慮を行うこと。

六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱(以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。)を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の

子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの(以下「関係機関等」という。)は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援(以下この章において単に「支援」という。)を行うよう努めるものとする。

一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。

二 医療及び療養を受けることを助けること。

三 生活環境を改善すること。

四 修学又は就業を助けること。

五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。

六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

- 2 協議会を構成する関係機関等(以下「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等(構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。)に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関(以下「調整機関」という。)として指定することができる。

- 2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等(調整機関を含む。)のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関(以下「指定支援機関」という。)として指定することができる。

- 2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

- 2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体(協議会を設置していない地方公共団体を含む。)に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。
- 3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務(調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。)に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 子ども・若者育成支援推進本部

(設置)

第二十六条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務等)

第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

(子ども・若者育成支援推進本部長)

第二十九条 本部の長は、子ども・若者育成支援推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(子ども・若者育成支援推進副本部長)

第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第二十五号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(平二七法六六・一部改正)

(子ども・若者育成支援推進本部員)

第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 総務大臣
- 三 法務大臣
- 四 文部科学大臣
- 五 厚生労働大臣
- 六 経済産業大臣
- 七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二十一年政令第二八〇号で平成二十二年四月一日から施行)

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

○ 地方青少年問題協議会法

(昭和二十八年七月二十五日法律第八十三号)

第十六回特別国会

第五次吉田内閣

改正 昭和三二年六月一日法律第一五八号

同三三年五月一〇日同第一四四号

同三七年四月一六日同第七七号

同四一年三月三一日同第一六号

同四三年六月一五日同第九九号

同五八年一二月二日同第八〇号

平成十一年七月一六日同第一〇二号

同二五年六月一四日同第四四号

青少年問題協議会設置法をここに公布する。

地方青少年問題協議会法

(昭四一法一六・平一一法一〇二・改称)

(設置)

第一条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会(特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。)(以下「地方青少年問題協議会」と総称する。)を置くことができる。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第五条繰上・一部改正)

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第六条繰上・一部改正)

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(昭四一法一六・一部改正、平一一法一〇二・旧第七条繰上・一部改正、平二五法四四・一部改正)

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第八条繰上・一部改正)

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(昭三七法七七・一部改正、平一一法一〇二・旧第九条繰上)

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

(昭四一法一六・一部改正、平一一法一〇二・旧第十条繰上・一部改正)

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三二年六月一日法律第一五八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年四月一六日法律第七七号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四一年三月三十一日法律第一六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四三年六月一五日法律第九九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)の施行の日から施行する。

(施行の日=昭和五九年七月一日)

(経過措置)

5 従前の総理府又は行政管理庁の審議会等で、次の表の上欄に掲げるもの及びその会長、委員その他の職員は、それぞれ下欄に掲げる行政機関の相当の機関及び職員となり、同一性をもつ

て存続するものとする。

公務員制度審議会 恩給審査会 地域改善対策協議会 青少年問題審議会 統計審議会	総務庁
国民生活安定審議会	経済企画庁
放射線審議会	科学技術庁
海外移住審議会	外務省
中央心身障害者対策協議会	厚生省
農政審議会 沿岸漁業等振興審議会 林政審議会	農林水産省
中小企業政策審議会	通商産業省
観光政策審議会	運輸省
雇用審議会	労働省

6 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成一三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から五まで 略

六 青少年問題審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第五条、第七条(消防組織法第十五条の改正規定に限る。)、第九条、第十条、第十四条(地方独立行政法人法目次の改正規定(「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条―第六十七条)」を「／第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条―第六十七条)／第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置(第六十七条の二―第六十七条の七)／」に改める部分に限る。)、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。)、第十五条、第二十二條(民生委員法第四条の改正規定に限る。)、第三十六条、第四十条(森林法第七十条第一項の改正規定に限る。)、第五十条(建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。)、第五十一条、第五十二条(建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。)、第五十三条、第六十一条(都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。)、第六十二条、第六十五条(国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。)及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条(地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。)、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

○ 那覇市青少年問題協議会設置条例

昭和56年4月1日条例第16号

改正 平成12年11月15日条例第50号

平成26年3月27日条例第12号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号。以下「法」という。)第1条の規定に基づき、那覇市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務及び意見の具申)

第2条 協議会の所掌事務及び意見の具申については、法第2条に規定するところによる。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 国及び県の青少年関係機関及び施設の職員
- (2) 青少年関係団体の構成員
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長がともに事故があるとき又は欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を行う。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 協議会に専門の事項を調査させるため、必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから市長が任命又は委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(関係者の出席)

第8条 協議会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の項中「

那覇市中心身障害児適正就学指導審議会	特殊教育を要する心身障害児の判定等に関すること
那覇市青少年健全育成協議会	青少年の指導育成等に関すること

」を「

那覇市中心身障害児適正就学指導審議会	特殊教育を要する心身障害児の判定等に関すること
--------------------	-------------------------

」に改める。

付 則(平成12年11月15日条例第50号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則(平成26年3月27日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の第3条第2項の規定により委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、平成28年3月31日までとする。

○ 那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則

昭和56年5月1日

規則第14号

改正 平成4年6月1日規則第21号

平成10年4月1日規則第15号

平成10年5月25日規則第33号

平成12年3月31日規則第14号

平成13年3月30日規則第9号

平成13年10月15日規則第40号

平成15年3月31日規則第7号

平成16年3月29日規則第17号

平成17年3月31日規則第25号

平成18年3月31日規則第15号

平成19年3月30日規則第19号

平成19年7月2日規則第38号

平成23年3月31日規則第10号

平成24年3月30日規則第25号

平成25年3月29日規則第57号

平成26年3月27日規則第15号

平成27年3月31日規則第13号

平成28年2月17日規則第8号

平成31年3月26日規則第13号

令和元年10月29日規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市青少年問題協議会設置条例(昭和56年那覇市条例第16号)第9条の規定に基づき那覇市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 協議会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 臨時会は必要に応じて招集する。

(幹事会)

第3条 協議会で審議する議案その他青少年健全育成に関する必要な事項について調査するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、次に掲げる者をもって組織する。

生涯学習部副部長、生涯学習課長、生涯学習課青少年育成室長、市民スポーツ課長、学校教育課長、教育相談課長、市民生活安全課長、商工農水課長、障がい福祉課長、保護管理課長、健康増進課長、地域保健課長、こども政策課長、子育て応援課長

3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長に生涯学習部副部長を、副幹事長に生涯学習課青少年育成室長をもって充てる。

4 幹事長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

7 幹事長は、必要があると認めるときは、関係職員に対し幹事会への出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、生涯学習課青少年育成室において処理する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成4年6月1日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成10年4月1日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成10年5月25日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年3月31日規則第14号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。(後略)

付 則(平成13年3月30日規則第9号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成13年10月15日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成15年3月31日規則第7号抄)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成16年3月29日規則第17号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成17年3月31日規則第25号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成18年3月31日規則第15号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月30日規則第19号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成19年7月2日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成23年3月31日規則第10号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成24年3月30日規則第25号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成25年3月29日規則第57号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成26年3月27日規則第15号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成27年3月31日規則第13号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年2月17日規則第8号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成31年3月26日規則第13号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(令和元年10月29日規則第19号)

この規則は、令和元年11月1日から施行する。

3 那覇市子ども・若者計画（諮問書・答申書）

（諮問書）

諮 問 第 1 号
令和元年11月22日

那覇市青少年問題協議会
会長 島袋 恒男 様

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市子ども・若者計画（な一ふぁぬわらび・わかむん計画）の改訂について（諮問）

那覇市青少年問題協議会設置条例第2条の規定に基づき、諮問致します。

記

【諮問理由】

現在の那覇市子ども・若者計画（な一ふぁぬわらび・わかむん計画）の計画期間は平成27年度から令和元年までとなっており、次期計画の改訂を行うため那覇市青少年問題協議会設置条例第2条の規定に基づき、諮問致します。

(答申書)

答 申 第 1 号
令和3年12月20日

那覇市長 城間 幹子 様

那覇市青少年問題協議会
会 長 島袋 恒男

第2次な一ふあぬわらび・わかむん計画について(答申)

令和元年11月22付け、諮問第1号で諮問のあったことについて、下記のとおり答申致します。

記

当協議会では、令和元年11月22日から令和3年11月19日までの間、4回にわたり、第2次な一ふあぬわらび・わかむん計画について厳正に協議を行った結果、別添「第2次な一ふあぬわらび・わかむん計画（案）」のとおり取り纏めましたので、答申致します。

4 本計画の策定経過

年月日	協議会等	内容
令和元年 11月13日	第1回那覇市青少年問題協議会 幹事会	(1) なーふぁぬわらび・わかむん計画について (2) 次期計画概要・スケジュール (3) 那覇市青少年実態調査について
11月22日	市長から諮問	那覇市子ども・若者計画の改訂について
11月22日	第1回那覇市青少年問題協議会	(1) 副会長の互選 (2) 現計画期間延長について (3) 那覇市子ども・若者計画改訂について
令和2年 8月11日	第1回那覇市青少年問題協議会 幹事会	(1) 現計画期間再延長について (2) 次期計画の各施策・事業一覧について
11月19日	第1回那覇市青少年問題協議会	(1) 会長の互選 (2) 現計画期間再延長について (3) 次期「なーふぁぬわらび・わかむん計画」 骨子案について
3月22日	第1回那覇市青少年問題協議会 専門委員会	(1) 「青少年実態調査」アンケート結果の分析 について (2) 次期「なーふぁぬわらび・わかむん計画」 骨子案について（調整）
令和3年 7月30日	第1回那覇市青少年問題協議会 専門委員会	(1) 「第2次なーふぁぬわらび・わかむん計画」 素案について（調整） (2) 「青少年実態調査報告書」について（調整）
8月5日	第1回那覇市青少年問題協議会 幹事会	(1) 「第2次なーふぁぬわらび・わかむん計画」 素案について（各事業確認） (2) 「青少年実態調査報告書」について（報告）
8月30日	第1回那覇市青少年問題協議会	(1) 「第2次なーふぁぬわらび・わかむん計画」 素案について（調整） (2) 「青少年実態調査報告書」について（報告）
10月8日	第2回那覇市青少年問題協議会 専門委員会	「第2次なーふぁぬわらび・わかむん計画」素案 について（調整）
10月28日	第2回那覇市青少年問題協議会 幹事会	「第2次なーふぁぬわらび・わかむん計画」（案） について（調整）
11月19日	第2回那覇市青少年問題協議会	「第2次なーふぁぬわらび・わかむん計画」（案） について（承認）
12月20日	市長へ答申	「第2次なーふぁぬわらび・わかむん計画」につ いて（答申）
12月23日 ～1月24日	パブリックコメント実施	「第2次なーふぁぬわらび・わかむん計画」（案） について
3月29日	庁議報告	「第2次なーふぁぬわらび・わかむん計画」 策定について
3月	「第2次なーふぁぬわらび・わかむん計画」の策定	

5 那覇市青少年問題協議会 委員名簿 ※専門委員 (令和3年11月19日現在)

役 職	氏 名	所属等
会 長	島袋 恒男 ※	琉球大学 教育学部 名誉教授
副会長	伊波 就子	那覇市子ども会育成連絡協議会 副会長
委 員	平敷 兼栄	那覇市立小学校長会 会長
委 員	中村 斉	那覇市立中学校長会 会長
委 員	後野 哲彦	沖縄県中央児童相談所 所長
委 員	仲村渠 忠一	那覇市民生委員児童委員連合会 副会長
委 員	山内 昌満	沖縄県子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 課長
委 員	赤嶺 裕之	那覇警察署 少年課 課長
委 員	安座間 なつみ	沖縄県キャリアセンター センター長
委 員	前泊 紀子	那覇市青少年健全育成市民会議 鏡原中学校区青少年健全育成協議会 会長
委 員	安里 幸治	那覇市PTA連合会 会長
委 員	眞喜志 修	那覇市青少年指導員連絡協議会 会長
委 員	吉川 麻衣子 ※	沖縄大学 人文学部 教授

第2次な－ふあぬわらび・わかむん計画
(那覇市子ども・若者計画)
令和4年3月策定

編集・発行	那覇市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課
住所	〒900-8553 那覇市泉崎1丁目1番1号
TEL	098-917-3509
FAX	098-917-3521